

令和元年 第2回定例会

青木村議会会議録

令和元年 6月11日 開会

令和元年 6月14日 閉会

青木村議会

令和元年第2回青木村議会定例会会議録目次

第1号 (6月11日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○議事録署名議員の指名	3
○会期決定	3
○村長挨拶	4
○報告第1号の上程、説明	9
○報告第2号の上程、説明	30
○報告第3号の上程、説明	32
○議案第1号の上程、説明	33
○議案第2号の上程、説明	34
○議案第3号の上程、説明	35
○議案第4号の上程、説明	36
○議案第5号の上程、説明	43
○請願第1号の上程、説明	44
○請願第2号の上程、説明	47
○散会の宣告	51

第2号 (6月13日)

○議事日程	53
○出席議員	53
○欠席議員	53
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	53
○事務局職員出席者	54

○開議の宣告	5 5
○議事日程の報告	5 5
○一般質問	5 5
沓掛計三君	5 5
堀内富治君	7 4
松澤正登君	8 4
居鶴貞美君	9 6
坂井弘君	1 1 0
宮入隆通君	1 3 4
金井とも子君	1 4 7
山本悟君	1 6 1
○会議時間の延長	1 7 2
○散会の宣告	1 7 4

第 3 号 (6月14日)

○議事日程	1 7 5
○出席議員	1 7 5
○欠席議員	1 7 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 7 5
○事務局職員出席者	1 7 6
○開議の宣告	1 7 7
○議事日程の報告	1 7 7
○委員長審査報告	1 7 7
○報告第1号の質疑、討論、採決	1 7 8
○報告第2号の質疑、討論、採決	1 9 2
○報告第3号の質疑、討論、採決	1 9 5
○議案第1号の質疑、討論、採決	1 9 6
○議案第2号の質疑、委員会付託	2 0 0
○議案第3号の質疑、討論、採決	2 0 5
○議案第4号の質疑、討論、採決	2 0 5

○議案第 5 号の質疑、討論、採決	2 1 4
○請願第 1 号の質疑、討論、採決	2 1 6
○請願第 2 号の質疑、討論、採決	2 1 7
○閉会の宣告	2 2 0
○署名議員	2 2 3

令和元年 6 月 1 1 日（火曜日）

（第 1 号）

令和元年第2回青木村議会定例会会議録

議事日程(第1号)

令和元年6月11日(火曜日)午前9時開会

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 報告第 2号 平成30年度青木村土地開発公社事業報告について
- 日程第 5 報告第 3号 平成30年度繰越明許費繰越計算書の報告について(青木村一般会計)
- 日程第 6 議案第 1号 青木村森林環境譲与税基金条例について
- 日程第 7 議案第 2号 青木村火入れに関する条例について
- 日程第 8 議案第 3号 青木村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 4号 令和元年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第10 議案第 5号 令和元年度青木村別荘事業特別会計補正予算について
- 日程第11 請願第 1号 日米地位協定の抜本的見直しならびに米軍基地負担の軽減を求める請願について
- 日程第12 請願第 2号 沖縄の民意を尊重し辺野古新基地建設工事を中断して再検討することを求める請願について
- 日程第13 一般質問

出席議員(10名)

- | | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 宮入隆通君 | 2番 | 坂井弘君 |
| 3番 | 松澤正登君 | 4番 | 金井とも子君 |
| 5番 | 宮下壽章君 | 6番 | 沓掛計三君 |
| 7番 | 居鶴貞美君 | 8番 | 小林和雄君 |
| 9番 | 堀内富治君 | 10番 | 山本悟君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	沓 掛 英 明 君
総務企画課長 兼事業推進 室 長	片 田 幸 男 君	参 事 兼 建設農林課長	花 見 陽 一 君
住民福祉課長	小宮山 俊 樹 君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管 理 監	多 田 治 由 君
商工観光移住 課長兼住長 商工観光移住 係 長	中 沢 道 彦 君	教 育 次 長 兼 公 民 館 長	宮 下 剛 男 君
保 育 園 長	若 林 喜 信 君	住 民 福 祉 課 課長補佐兼 地域包括支 セ ン タ ー 長	宮 澤 章 子 君
建設農林課 課長補佐兼 農業振興係	稲 垣 和 美 君	建設農林課 課長補佐兼 国土調査係	小 林 義 昌 君
建設農林課 課長補佐兼 上下水道係	横 沢 幸 哉 君	税 務 会 計 課 課長補佐兼 資産税係	奈良本 安 秀 君
総務企画課 課長補佐兼 企画財政係	小 林 利 行 君	総 務 企 画 課 総務事業推 進 係 室 長	塩 澤 和 宏 君
住民福祉課 住民福祉係	上 原 博 信 君	住 民 福 祉 課 保健衛生係	早乙女 敦 君
総務企画課 庶務係 長	宮 澤 俊 博 君	建設農林課 建設係 長	小 山 明 之 君
教育委員会 教 育 係 長	金 井 大 介 君	総 務 企 画 課 総務係 長	小 林 宏 記 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 片 田 幸 男 事 務 局 員 小 林 宏 記

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（宮下壽章君） 定刻になりましたので、ただいまから令和元年第2回青木村議会定例会を開会いたします。

◎議事録署名議員の指名

○議長（宮下壽章君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。
会議規則第115条の規定により、3番、松澤正登議員、8番、小林和雄議員を指名いたします。

◎会期決定

○議長（宮下壽章君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りをいたします。
本定例会は、先ごろの議会運営委員会での決定のとおり、本日6月11日から6月17日までの7日間といたしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 異議なしと認め、会期は本日から6月17日までの7日間と決定いたしました。

続いて、日程について申し上げます。

事務局より資料配付願います。

本日は、日程第3以降議案説明のみとし、12日は議案審査のため休会、13日は一般質問、14日は議案審議・採決、15、16日は休日、17日は議案審議・採決の日程で行います。

◎村長挨拶

○議長（宮下壽章君）　ここで、村長より挨拶があります。

北村村長。

○村長（北村政夫君）　皆さん、おはようございます。

ことしは、降雪量が少なく、水不足が大変心配されておりましたけれども、無事田植えも終わりました、とりあえずは安堵いたしております。

6月7日に長野県は梅雨入りをしたとのことでございます。

本日、令和元年第2回青木村議会6月定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆様方に御出席をいただきましたこと、また、日ごろより村政の上に御理解と御支援をいただいておりますこと、厚く感謝を申し上げたいと存じます。

5月7日付の官庁速報に、総務省の局長へのインタビュー記事がございまして、人口減少時代の中での地方自治体が直面する行政課題についての展望が掲載されておりました。

令和の時代にも、基礎自治体として何としても持続可能な形で維持しなければならない住民サービスを直接担う市町村の役割が一層重要になる。住民の生活圏域の拡大に対するため、市町村同士の協力、連携が必要になる。また、超高齢・人口減少社会の到来で、地方消滅の危機が取り沙汰されている中、生き残りに向けて変化を求められる地方自治体、単に金額ではなくて、内容が充実した予算をいかにつくれるかが死活問題である。人口減少は、水道や下水道など自治体が運営する地方公営企業の運営にも大きな影響を与えるとのことでございます。心して拝読をいたしたところでございます。

5月24日付の内閣府月例経済報告では、景気は、輸出や生産の弱さが続いているものの、緩やかに回復している。先行きについては、当面弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響に一層注視するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとしております。

国道143号青木峠新トンネルは、今年度、青木峠バイパスとして、国から新規に事業採択されました。議員の皆さんには、これまで他に先駆けて議員連盟の結成をし、さらに関係市町村にもその設立を働きかけていただくなど、積極的で力強い要望活動をしていただき、まことにありがとうございました。

県より事業着手した工区として位置づけられたということは、事業推進上大変大きな一歩

であり、記念すべき慶事でございます。

去る5月30日、坑口の地元となる入田沢区の説明会が開催されました。積極的な事業進捗への期待の発言が相次ぎ、最後は大きな拍手で閉会となりました。

6月4日には、国道143号整備促進期成同盟会総会の席上、正式に県からルート等の説明がありました。今後は、村の中期計画の重点推進プロジェクトの一つであります国道143号青木峠新トンネル整備プロジェクトの中で示されておりますとおり、この道路を上田～松本・安曇野間を最短で結ぶ新たな東西基幹軸にして、青木村の立地ポテンシャルを高め、企業誘致や移住・定住の促進、地域経済の活性化、観光振興、村民生活の安全・安心の確保につなげていくよう努めてまいります。

地元といたしましては、県の各種調査や残土処理地の選定に積極的に協力していくとともに、事業中の当郷～殿戸間の歩道整備促進など環境の保全にも努めていただくよう県へ要望してまいります。

いずれにいたしましても、トンネル工事の早期着工に向け、国・県への働きかけをしてまいります。道路予算の大変厳しい中でもありますので、議会の皆さんのさらなる御支援をお願い申し上げます。

このたび、五島慶太翁検証運動のベースとなります「五島慶太翁未来創造館（仮称）」でございますけれども、この整備に係る基本計画の案を策定いたしました。青木村の未来を担う人材育成の拠点施設といたしまして、村民の皆さんへのパブリックコメント、東急グループなど関係者の皆さんからの意見聴取などを行い、来年の4月18日、五島慶太翁誕生日のオープンを目指してまいります。

クラウドファンディングやふるさと納税等による御支援や、ゆかりの品等慶太翁に関する情報が多くの方々から寄せられておりますことに感謝いたしますとともに、慶太翁の偉大さを改めて実感し、今後も顕彰運動をしっかりと進めていかなければならないと思いました。

5月31日の出納閉鎖をもって、平成30年度の出納が終了となりました。決算の状況につきましては、これから整理をしてまいります。当初予算の算入の中で、基金を取り崩して3億4,000万円を各事業に充てることとしておりましたが、これをすることなく出納を閉鎖することができ、昨年度も大型事業を実施する中ではありましたが、健全財政を堅持することができました。

さて、さきの3月定例会閉会后、本日までの主な行事の報告をさせていただきます。

4月22日、当郷区の塩の入の池の周辺におきまして、抵抗性アカマツの植樹会が開催され

ました。毎年、松くい虫対策等で苦勞しております当村にとりまして、抵抗性のアカマツ苗が県内で試験販売されたことから、200本の植栽を行いました。議員の皆さんにも御出席をいただきありがとうございました。今後、山林整備の視点から植樹のモデル事業といたして、成長を見守って管理してまいります。

5月18日、上小地区の森林祭が横手キャンプ場周辺の山林で約400人の参加をいただきまして開催されました。青木小学校みどりの少年団代表が、「かけがえのない緑を未来の人々に引き継ぐため、お互い手をとり合い、助け合って緑を守り、育てます」と力強く宣言し、コナラ、カシワなど1,600本の植樹が行われました。

5月20日、関東国道協会意見交換会・総会に出席してまいりました。国土交通省関東地方整備局の道路関係の幹部が出席した主要な会議でありました。ここで私は時間をいただきまして、国道143号青木峠バイパスの効果等の意見を発表させていただきました。今後もこのようなふだんの積極的な要望活動を行っていく必要性を痛切に感じたところでございます。

5月20日、壮年ソフトボールリーグ、5月22日に40代ソフトボールリーグがことしも開幕を迎えました。登録チーム数は、壮年が3つ、40代が6つと少ない中、ナイターで秋までの総当たり戦で楽しんでおられ、健康管理はもとより、みなさんの交流の場となっております。

5月28日、全国簡易水道大会が奈良市で開催されました。簡易水道の課題といたしまして、水道施設の老朽化、人口減少に伴う料金収入の減少、水源の枯渇など、全国の首長さんたちと意見交換をしてまいりました。来賓の奈良県知事の挨拶の中で、東山道の話が出ていたく感激し、帰ってきてから青木村の東山道の資料を送ったところでございます。

5月30日、株式会社道の駅あおき株主総会と農産物直売所運営組合総会が開催されました。会社設立から3年、リニューアルして1年、運営組合が設立されてから13年を迎えておのこの総会となりました。道の駅あおきの平成30年度の総売り上げは3億1,753万7,000円で、対前年度比1.46倍でございました。村のシンボルとして、観光・農業・雇用・納税などに大きく貢献をしていただいております。

6月4日、国道143号整備促進期成同盟会総会が、青木村からは議員連盟の宮下壽章会長、村民会の宮原健副会長など多くの御来賓の出席の中開催されました。国からの財政支援が決定し、青木峠のバイパスが事業着手になりましたことから、いつもにも増して晴れやかな会となりました。今後、早期着工を県・国へ強く要望していくことになりました。席上、県から、青木峠は、現道11キロが4.3キロへと約7キロ短縮されるとの説明がありました。

6月9日、東京青木会総会が東京、上野で開催され、出席してまいりました。戦争で中断した時期もありますけれども、ことしは、創立100周年の記念すべき年となりました。保育園の太鼓の寄附、ふるさと納税による御支援や、青木村出身の若者への世話活動など、村出身の皆さんの故郷への強く温かい思いを感じてまいりました。ルーツである大正7年の結成当時は、五島慶太翁が長く会長を努められ、上京してきた若者たちの支援を行ってきたとのことでございます。

さて、本会議の議案についてであります。報告事項3件、議案5件、陳情2件であります。

報告事項のうち、第1号は、さきの議会終了後、緊急を要する案件につきまして、例年どおりでございますけれども、専決処分をさせていただいたものでございます。

平成30年度一般会計補正予算（第7号）専決といたしまして、その概要を申し上げます。

専決処分を行ったものについて御承認をいただくものといたしまして、一般会計補正予算（第7号）歳入歳出それぞれに6,981万4,000円を減額し、総額を28億7,395万円といたしました。

減額した主な理由といたしましては、総務費の財産管理費公有財産購入費1,000万円の減。企画費報償費、ふるさと応援寄附者謝礼300万円の減。

委託料の総合戦略中間評価や、公共施設個別長寿命化計画の事前調査について委託せずに自前で実施したことで210万円の減。

地方創生プロジェクト事業費委託料、タチアカネ蕎麦推進プロジェクトの委託事業の内容変更に伴いまして1,050万円の減。

民生費、障害者福祉費、扶助費、障害者医療給付費等給付実績で700万円の減。

児童措置費の扶助費、乳幼児・児童医療給付費等給付実績で339万2,000円の減。

衛生費の保健衛生総務費、賃金臨時雇用人料等の実績にあわせまして284万2,000円の減。

積立金の青木診療所施設等整備基金の実績にあわせまして250万円の減。

し尿処理費負担金の長和町の汚泥再生処理センター維持管理費、運営費の実績から488万円5,000円の減。

農林水産費の林業振興費、森林整備事業費の実績から委託料228万4,000円の減、補助金680万円の減でございます。

なお、基金の積み立てといたしまして、総務管理費、財産管理費、五島慶太翁顕彰事業基金積立金といたしまして209万円の増、情報通信サービス事業費、情報通信施設等整備基金

積立金といたしまして200万円増額補正し、積み立てを行ったところでございます。

平成30年度は、地方交付税が減少していく中にありましても、財政調整基金や公共施設等整備基金の基金の取り崩しをせずに例年同様の繰越額を確保できたことは、健全財政を維持できたと考えているところでございます。

令和元年度の一般会計補正予算（第1号）について、その概要を申し上げます。

一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出にそれぞれ4,683万円を追加いたしまして、総額を28億683万円とするものでございます。

今回の補正でお認めいただくものとして、歳入の主なものとして、県補助金として、元気づくり支援金2次募集3事業572万6,000円、五島慶太翁の顕彰事業の寄附金として110万円、義民太鼓保存会こまゆみ会アイルランド国際交流寄附金追加分として200万円、自治総合センターコミュニティ活動助成金250万円、市町村振興会地域防災組織育成事業補助金100万円、森林環境譲与税410万円、地方創生推進交付金追加分245万円、前年度の繰越金1,165万6,000円、地域活性化事業債300万円、国庫補助金のプレミアムつき商品券事業費補助金450万円・事務費補助金216万3,000円、保育子ども子育てシステム改修補助金273万7,000円、県費補助金、信州農業生産力強化対策事業補助金250万円でございます。

次に、歳出につきまして主なものを申し上げます。

総務管理費、諸費、自治総合センター助成事業採択によりますコミュニティ備品の整備に256万円、消防施設費、備品購入費、市町村振興会コミュニティ助成の事業採択によりまして消防・防災活動備費に134万円、民生費のプレミアムつき商品券事業費666万円3,000円、農業振興費、信州農業生産力強化対策事業補助金、そば乾燥調製施設整備に451万3,000円、観光費の五島慶太翁顕彰事業に273万円、農地費の入奈良本区向沖水路改修工事に400万円、林業総務費積立金、林業環境譲与税基金の積立金410万円、土木総務費、国道143号新トンネル建設促進村民会議負担金100万円、保育所費、子ども子育てシステム改修委託料273万8,000円、地方創生プロジェクト事業費、タチアカネプロジェクトの追加決定によりまして、計画策定等委託料744万円、長野県地域発元気づくり支援金事業として、①「地域の磨き上げと魅力発信」といたしまして、タチアカネ首都圏発信PR東京ドーム巨人戦「タチアカネそばナイター（仮称）」でございますけれども441万円、昨年に引き続きまして、～青木の先人、五島慶太翁 没後60年～「誇らしきわが郷土」再発見事業に272万円、義民太鼓アイルランド文化交流事業51万5,000円を計上させていただいたところでございます。

以上、提案いたしました議案のうち、主な内容を御説明させていただきました。

詳細につきましては、教育長並びに担当課長から説明をいたしますので、御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 村長の挨拶が終了いたしました。

ここで、お手元にお配りしてあります資料の差しかえを行いたいと思いますが、よろしく願いします。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第3、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

なお、専決処分につきましては、9項目あります。それぞれ担当別に説明することになっておりますので御了承願います。

初めに、青木村税条例の一部を改正する条例について、多田税務会計課長、説明をお願いします。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） それでは、青木村税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

青木村税条例の一部を改正する条例

平成31年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

本改正条例につきましては、難解な長文となっておりますので、別に用意いたしました資料、青木村税条例の一部を改正する条例の概要をもって説明を申し上げ、提案説明にかえさせていただきますと思います。

また、資料につきましては、改元前に作成したものをそのまま印刷してございますので、年号が平成の表示となっております。御了承ください。

それでは、資料の15ページをお願いいたします。

まず、車体課税、軽自動車税についてでございますが、1つ目としまして、軽自動車におけるグリーン化特例の見直しでございます。現行のグリーン化特例、排ガス規制の排気ガス性能及び燃費性能のすぐれた環境負荷の少ない自動車の税率を軽減する措置でございます、

この適用期限を2年間延長いたします。また、令和3年4月1日から令和5年3月31日の間に取得された軽自動車に係るグリーン化特例の適用範囲を電気自動車等に限定いたします。

2つ目としまして、環境性能割の臨時軽減でございますが、本年10月1日から自動車取得税が廃止され、環境性能割となりますが、その税率を消費税率の引き上げに伴う需要平準化対策の一環としまして、令和2年9月30日までの1年間、自家用乗用車に限り税率を1%軽減するものでございます。

車種別の税率の一覧表を17ページにお示ししてございますので、御確認をお願いいたします。

続きまして、個人所得課税についてでございますが、1つ目としまして、住宅借入金税額控除の見直しでございます。住宅ローン控除の拡充に伴う措置でございますが、所得税の住宅ローン控除の改正により延長されます控除期間、11年目から13年目になりますけれども、所得税額から控除し切れない額につきまして、これまでと同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除することとしました。あわせまして、その適用手続きの要件緩和も図られます。

2つ目としまして、子供の貧困に対応するための非課税措置でございますが、個人住民税の非課税措置でございますが、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずることとしています。

3つ目としまして、ふるさと納税制度の見直しにつきましては、過度な返礼品を送付し、制度の趣旨をゆがめているような団体につきましては、ふるさと納税特例控除の対象外にすることができるよう制度の見直しが行われます。その基準につきましては、下に記載があるとおり、①としまして、寄附の募集を適正に実施する地方公共団体、②としまして、①の団体で返礼品を送付する場合には、返礼品の返礼割合を3割以内とすること。返礼品を地場産品とするものの要点を満たす公共団体とするということになります。

以上、青木村税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

よろしく御審議賜り、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（宮下壽章君） 2項目め、青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、多田税務会計課長、説明願います。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） それでは、青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

平成31年 3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

青木村国民健康保険税条例（昭和34年青木村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項ただし書き中「58万円」を「61万円」に改める。

第23条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2項中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条3項中「50万円」を「51万円」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の青木村国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

後ろに青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要が添付してございますけれども、基礎課税額に係る課税限度額を現行の58万円から61万円に引き上げます。また、低所得者の負担軽減措置の見直しとして、軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を5割軽減の判定では、現行の27万5,000円を28万円に、2割軽減の判定では、現行の50万円を51万円に引き上げ、軽減の範囲を拡大するものです。

以上、国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

よろしく御審議いただき、御決定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（宮下壽章君） 3項目め、平成30年度青木村一般会計補正予算について、歳入については片田総務企画課長より一括説明いただき、歳出につきましては、各担当課長及び教育長よりお願いします。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、平成30年度青木村一般会計補正予算（第7号）について御説明を申し上げます。

平成30年度青木村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,981万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億7,395万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成31年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

3ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正について御説明申し上げます。

款7土木費、項2道路橋梁費、事業名は(国補)社会資本整備事業村道国道北2号線改良工事でございますが、水路工事等の工法変更により375万円を増額し、令和元年度に繰り越して実施するものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正について御説明申し上げます。

起債の目的、地域活性化事業債。農業用水路の工事に係るものでございますが、補正前の限度額230万円を、補正後において20万円減額し、210万円とするものでございます。

緊急防災減災事業債ですが、Jアラートの更新事業に係るものでございます。事業費の減によりまして、補正前の限度額350万円を290万円に減額するものでございます。

辺地対策事業債、辺地地区の消防ポンプの購入に係るものでございますが、入札により減額となり、伴って限度額を150万円に減額するものでございます。

臨時財政対策債ですが、地方交付税の確定に伴い、限度額が100万円の減となるものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については補正前と変更がございません。

続きまして、9ページをお願いいたします。

2、歳入につきましては、一括して御説明を申し上げます。

款9項1目1地方交付税ですが、2億9,443万3,000円を追加し、14億5,770万円とするもので、普通交付税、特別交付税がそれぞれ見込みより増となったものでございます。

款10項1目1交通安全対策特別交付金は、1万5,000円を減額し、48万5,000円とするもので、見込みより減となったものでございます。

款11分担金及び負担金、項1分担金、目1農林水産業費分担金は、1万5,000円を減額し、

30万9,000円とするもので、節1 農業費分担金は、農業用水路工事に伴う地元負担金が工事期の縮減により減となったものでございます。

項2 負担金、目1 総務費負担金は、61万円を追加し、170万円とするもので、節1 高速情報通信サービス負担金で、通信サービス、放送サービスの加入負担金がそれぞれ見込みより増となったものでございます。

目2 民生費負担金は、159万7,000円を減額するもので、節1 社会福祉費負担金65万9,000円の減は、老人保護措置費入所負担金が見込みより減、節2 児童福祉費負担金93万8,000円の減は、保育料及び一時的保育料が見込みより減でございます。

続きまして、款12 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 総務使用料は、220万円を追加し、3,952万1,000円とするもので、現年度分の通信サービス利用料、放送サービス利用料並びに光ケーブル利用料が見込みより増でございます。

目3 土木使用料は、38万2,000円を減額し、3,612万9,000円とするもので、節1 住宅使用料の教員住宅使用料は6万8,000円の減、村営住宅使用料は31万4,000円の減、いずれも入居者の入退去による増減でございます。

款13 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金は、475万6,000円を減額し、3,974万8,000円とするもので、節1 総務管理費補助金456万2,000円の減は、018、027とも事業費の減に伴う減額でございます。

節2 村営バス運行管理費補助金19万4,000円の減は、地域公共交通確保維持事業補助金で、バス利用者の減少に伴う減でございます。

目2 民生費国庫補助金17万2,000円を追加し、247万1,000円とするもので、節1 社会福祉費補助金は、介護保険システムに係る改修費が補助対象となりましたことによる増でございます。

目3 衛生費国庫補助金は、2万8,000円を減額し、21万9,000円とするもので、節1 保健衛生費補助金の合併処理浄化槽設置補助金が見込みより減となります。

目4 土木費国庫補助金は、109万2,000円を減額し、1,040万7,000円とするもので、節1 土木費補助金108万5,000円の減は、防災安全交付金が対象事業費の減により減額となるものでございます。

節2 住宅費補助金7,000円の減は、耐震改修等事業補助金が見込める減でございます。

11、12ページをお願いいたします。

項3 委託金、目2 民生費委託金20万5,000円を追加し、123万6,000円とするもので、節1

社会福祉費委託金の基礎年金事務委託金が見込みより増でございます。

続きまして、款14県支出金、項1県負担金、目1民生費県負担金は、100万円を減額し、5,880万1,000円とするもので、節1社会福祉費負担金は、介護給付訓練等給付費負担金が見込みより減でございます。

項2県補助金、目1民生費補助金は、175万4,000円を減額し、1,276万4,000円とするもので、節1社会福祉費補助金の障害者福祉医療給付事業補助金が見込みより減でございます。

目2衛生費県補助金は、2万8,000円を減額し、15万円とするもので、節1保健衛生費補助金は、合併処理浄化槽設置補助金が見込みより減となったものでございます。

目3農林水産業費県補助金は、56万2,000円を減額し、6,255万円とするもので、節1農業費補助金24万1,000円の減は、野生鳥獣被害総合対策事業補助金が52万6,000円の増、地域発元気づくり支援金の実績により76万7,000円の減でございます。

節2林業費補助金32万1,000円の減は、松林健全化推進事業63万円の減、樹幹注入事業補助金が30万9,000円の増でございます。

目4土木費補助金は、3,000円を減額し、1万6,000円とするもので、耐震改修等事業補助金が見込みより減でございます。

目6商工費補助金は、15万8,000円を減額し、315万1,000円とするもので、元気づくり支援金の実績により減となったものでございます。

目10教育費補助金は、3万円を減額し、110万4,000円とするもので、やはり元気づくり支援金の実績により減となったものでございます。

続きまして、項3委託金、目3農林水産業費委託金は、7,000円を減額し、1,470万7,000円とするもので、地すべり防止施設管理業務委託金が見込みより減となりました。

続きまして、款16項1寄附金、目1一般寄附金は、506万5,000円を減額し、1,086万6,000円とするもので、青木村ふるさと応援寄附金が見込みより減となったものでございます。

款17繰入金、項1目1基金繰入金は、3億4,853万5,000円を減額し、2,691万5,000円とするもので、財政調整基金、土地開発基金、公共施設整備基金につきましては、取り崩しを行って実施する予算組みをしておりましたが、取り崩しは行わず、必要な予算は一般財源等により充当させていただきました。乳用育成牛導入事業基金、繁殖和牛育成事業基金、青木診療所施設等整備基金は、それぞれ見込みより減でございます。

続きまして、款19諸収入、項5目1雑入は、50万7,000円を減額し、2,535万3,000円とす

るもので、節3雑入で有料道路回数券個人負担金、お試し住宅使用料がそれぞれ見込みより減でございます。

款20項1村債については、先ほどの地方債補正で御説明申し上げたとおりでございます。省略をさせていただきます。

15、16ページをお願いいたします。

細節については、各担当より御説明を申し上げます。

初めに、総務企画課関係ですが、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費ですが、65万円を追加し、1億9,102万円とするもので、節19負担金補助及び交付金、職員派遣負担金は、県からの自治法派遣に伴う負担金が見込みより増となったものでございます。

続いて、目2文書広報費ですが、5万3,000円を追加し、1,738万9,000円とするもので、節12役務費の通信運搬費、電話料等でございますが、見込みより増となったものでございます。

目5財産管理費は、945万円を減額し、6,265万4,000円とするもので、節1需用費50万6,000円の増は、リフレッシュパークの漏水修理、庁舎ロビーのソファの修理が見込みより増となりました。

節13委託料54万6,000円の減は、マイナンバーに係るシステム改修費が見込みより減でございます。

節15工事請負費150万円の減は、庁舎の電話設備の更新工事が見込みより減となったものでございます。

節17公用財産購入費1,000万円の減は、本予算での土地の取得がございませんでしたので、減額をするものでございます。

節25積立金209万円は、五島慶太翁顕彰事業のために御寄附をいただいた一般寄附、また、ふるさと納税分について基金への積み立てを行ったものでございます。

続いて、目6企画費ですが、850万円を減額し、2,751万9,000円とするもので、節8報償費500万円の減は、ふるさと応援寄附者謝礼300万円が見込みより減、005報償費は、地域おこし協力隊2名分の採用を見込んでおりましたが、1名の採用となったため、200万円減額となったものでございます。

節13委託料330万円の減につきましては、委託料210万円の減が、総合戦略中間評価、公共施設長寿命化計画策定委託料に関するもの、それから、ふるさと寄附金120万円の減が、委託業者でございますとふるへの運用業務と配送業務委託に対する実績に応じた減額でござ

ざいます。

節18備品購入費20万円の減は、地域おこし協力隊に係るもので、パソコン等の購入を見込んでおりましたが必要なく、減額をお願いするものでございます。

目7諸費は、129万3,000円を減額し、2,096万4,000円とするもので、節11需用費の修繕料68万5,000円の減は、カーブミラー、防犯灯等の修繕費が見込みより減でございます。

節15工事請負費60万8,000円の減は、それぞれ予定した工事が見込みより減となったものでございます。

目8情報通信サービス事業費は、281万円を追加し、3,892万8,000円とするもので、節13委託料73万6,000円の増は、伝送路保守委託料が見込みより増となったものでございます。

節15工事請負費7万4,000円の増は、宅内工事分が見込みより増でございます。

節25積立金200万円は、歳入の余剰分として、今回200万円を追加し、補正前の予算800万円と合わせて1,000万円を積み立てるものでございます。

17、18ページへまいりまして、目9地方創生プロジェクト事業費につきましては、1,070万円を減額し、7,613万9,000円とするもので、主には、地方創生推進交付金事業のタチアカネの推進プロジェクト、元気な企業づくり推進事業に係る交付金事業費の確定による補正の内容となっております。

節11需用費10万円の減は、印刷製本費が見込みより減でございます。

節13委託料1,050万円の減は、タチアカネ関係と自然エネルギー関係の委託料で、事業等の完了に伴う委託料の清算による減額でございます。

節14使用料及び賃借料10万円の減は、賃借料で、そばイベントの際の借り上げ料を見込んでおりましたが、支出なく、皆減とするものでございます。

続きまして、項2村営バス運行管理費、目2運行管理費ですが、補助金の減に伴う財源振替でございます。

続きまして、25、26ページをお願いいたします。

款8項1消防費、目3消防施設費でございますが、80万円を減額し、1,133万7,000円とするもので、節15工事請負費で消火栓新設工事、Jアラート機器更新工事がそれぞれ見込みより減となったものでございます。

最後に、29ページをごらんいただきたいと存じます。

給与費明細書に係る内容が32ページまで記載されております。

初めに、29ページの特別職につきましては変更ございません。

30ページ、一般職の総括の内容となります。

報酬額が198万8,000円の減、職員手当が59万9,000円の増となっております。手当の内訳が、2段目、3段目に記載されております。超過勤務手当の増ということでございます。

以下、31ページ、32ページにつきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

以上、平成30年度青木村一般会計補正予算（第7号）について、歳入全般と、歳出は総務企画課関係について御説明を申し上げます。

御審議いただき、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 多田税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） それでは、税務会計課関係について御説明を申し上げます。

17ページをお願いいたします。

中段になりますが、款2総務費、項3徴税費、目1税務総務費5万円を追加し、2,591万円とするもので、節23償還金利子及び割引料の細節002償還金、住民税の還付金で、修正申告の届け出に基づきまして、個人住民税1件、4万7,200円、法人の住民税1件、2,400円を還付するものでございます。

以上、よろしく御審議いただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

17ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費22万4,000円を減額し、7,016万2,000円とするもので、節28繰出金、国保会計への繰り出しが見込みより減でございます。

目2障害者福祉費789万9,000円を減額し、1億2,995万6,000円とするものでございます。節12役務費、福祉医療費事務取扱手数料、節20扶助費、障害者医療給付、介護給付・訓練等給付、いずれも見込みより減でございます。

目3老人福祉費、節20扶助費、生活管理指導短期宿泊事業が見込みより減でございます。節28繰出金、介護保険特会が見込みより減でございます。

次のページをお願いいたします。

後期高齢者医療特会は、見込みより増でございます。

財源内訳のマイナス3,000万円は、当初、くつろぎの湯改修に充てる予定でございました。

が、取り崩さずに済んだものでございます。

目4 地域包括支援センター費、節7 賃金は見込みより減、目5 国民年金費は財源振替で
ございます。

項3 児童福祉費、目2 児童措置費339万2,000円を減額し、7,105万9,000円とするもので、
節20 扶助費は、乳幼児・児童医療給付費、児童手当、いずれも見込みより減でございます。

目3 母子父子福祉費18万3,000円を追加し、131万2,000円とするもので、母子父子家庭医
療給付費が見込みより増でございます。

目4 は飛ばしまして、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目1 保健衛生総務費832万2,000円
を減額し、1億691万6,000円とするものでございます。

節7 賃金は、実績に伴うもの、節11 需用費は、保健センターの管理に係るもの、いずれも
見込みより減でございます。

節13 委託料は、胃検診、乳房マンモグラフィー検診、産婦検診、いずれも見込みより減で
ございます。

19 負担金補助及び交付金は、未熟児療育医療給付費、不妊治療費給付金、21ページの不
育治療費給付金、いずれも見込みより減でございます。

節25 積立金は、青木診療所施設等整備基金で、今後の整備目標に見合う積み立てができた
ことから減とするものでございます。

なお、財源内訳で同基金からの繰り入れも減としておりますが、30年度分の精査をした結
果、付与となった分でございます。

目2 予防費33万4,000円を減額し、1,145万9,000円とするもので、節11 需用費はワクチン
等が見込みより減、節13 委託料は、予防接種委託料、見込みより増でございます。

目3 環境衛生費、節13 委託料、不法投棄ごみ処理、沿道ごみ収集ともに見込みより減で
ございます。

項2 清掃費、目1 塵芥処理費162万1,000円を減額し、3,580万円とするもので、負担金補
助及び交付金、ごみ処理広域化推進費、焼却灰処理リサイクル事業、ともに見込みより減で
ございます。

目2 し尿処理費488万5,000円を減額し、751万9,000円とするもので、長和町の汚泥再生
処理センターに係る運営経費、こちらが見込みより減となったものでございます。

以上、住民福祉課関係の平成30年度専決補正予算を御説明申し上げます。

御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） それでは、保育園関係について御説明申し上げます。

19ページ、20ページの中ほどをお願いします。

款3民生費、項2児童福祉費、目4保育所費は、58万9,000円を減額し、1億2,427万円とするもので、節1報酬、003の嘱託職員報酬30万1,000円の減及び節11需用費、002燃料費、暖房用灯油28万8,000円の減は、実績に伴う減額です。

以上、保育園関係について御説明申し上げます。

御審議いただき、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） それでは、建設農林課関係について御説明申し上げます。

22ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費37万8,000円を追加し、2,231万9,000円とするものでございます。

節3職員手当等37万8,000円につきましては、農業振興業務の増に伴うものでございます。

目3農業振興費111万3,000円を減額し、5,740万7,000円とするものでございます。

節7賃金84万2,000円、見込みより減とするものでございます。

節18備品購入費87万1,000円の減につきましては、竹粉碎機購入による入札差金等によるものです。

節19負担金補助及び交付金60万円の増では、農産物の開発等による6次産業フロンティア支援金2件分の追加でございます。

目4畜産業費79万3,000円を減額し、80万6,000円とするものでございます。当初見込んでおりました繁殖和牛は購入がなく、乳用育成牛は1頭分の差額分の減となります。

目5農地費4万9,000円を減額し、482万8,000円とするものでございます。

節7賃金7,000円の減では、県からの委託によります深山地区地すべり巡視員賃金が見込みより減となります。

24ページをお願いします。

節15工事請負費4万2,000円の減につきましては、循環型社会形成事業、当郷区中村水路改良工事の入札差金等によるものです。

項2林業費、目2林業振興費908万4,000円を減額し、7,151万4,000円とするものです。

節13委託料、国補助事業、松林健全化推進事業117万2,000円の減では、地上薬剤散布の中止に伴うものです。村単松くい虫防除対策事業111万2,000円の減は、伐倒薬剤処理、特殊伐採処理分が見込みより減となりました。

節19負担金補助及び交付金では、森林造成事業補助金165万円の減、間伐対策事業の減によるものです。014樹種転換事業補助金515万円の減では、地ごしらえ事業の減によるものです。

25ページをお願いします。

款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費25万4,000円を追加し、6,082万1,000円とするものでございます。

節13委託料、除雪費の増に伴うものです。

目2道路新設改良費95万円を減額し、5,305万7,000円とするものでございます。

節13委託料、村単委託料では、中村地区バイパス工事に伴う測量設計委託料の減によるものです。

目3橋梁維持費156万9,000円を追加し、1,052万円とするものでございます。

節15工事請負費、村単事業工事請負費では、中村地区向山2号橋の修繕工事におきまして、桁のコンクリートの破損が激しく、床板断面修復工の増に伴うものです。

以上、建設農林課関係の御説明をいたしました。

御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） 続きまして、商工観光移住課関連の予算案について御説明申し上げます。

予算案、23ページをお願いいたします。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費につきましてでございます。27万2,000円を増額し、3,250万6,000円とするものでございます。

節19負担金補助及び交付金は、商工貯蓄共済融資保証料補助金の申請実績に伴うものでございます。

続きまして、目3観光費についてでございます。100万円を減額し、1,963万2,000円とするもので、節11需用費は、印刷製本、これはパンフレットでございますが、実績に伴う40万円の減、節14使用料及び賃借料は、自動車の借り上げ料が実績に伴い60万円の減でございます。

続きまして、目5移住定住促進費について、10万円を減額し、2,818万円とするもので、節14使用料及び賃借料は、お試し住宅の賃借料が実績に伴う10万円の減でございます。

続きまして、目6道の駅関連施設運営費についてでございます。69万円を増額し、2,180万1,000円とするもので、節15工事請負費は、道の駅駐車場の車どめの設置、トイレへのグレーチングの設置等に伴う69万円の増でございます。

続きまして、25ページをお願いいたします。

款7土木費、項3住宅費、目1住宅管理費について、10万円を増額し、39万6,000円とするもので、節11需用費は修繕費につきまして、実績に伴い10万円の減でございます。

以上、商工観光移住課の予算案について御説明申し上げます。

よろしく御審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下壽章君） 杳掛教育長。

○教育長（杳掛英明君） 教育委員会関係についてお願いします。

27ページをお開きください。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費ですが、22万1,000円の増になっております。節3職員手当の増で、超過勤務手当の増によるものであります。

次に、項2小学校費、目1学校管理費ですが、85万8,000円を減額して4,541万2,000円といたしました。

節1報酬と節7賃金の減は、嘱託職員や庁務員の賃金が見込みより減になったことによります。

節11需用費の増は、燃料費として、ガス代の増と水道使用料の増によるものであります。

続きまして、項3中学校費、目1学校管理費ですが、193万9,000円を減額して、6,780万4,000円といたしました。

節1報酬と節7賃金の減は、嘱託職員や臨時でお願いしている給食技師の賃金が見込みより減になったものであります。

節11需用費の減は、燃料費が見込みより減になったものであります。

項4社会教育費、目2公民館費ですが、20万円を減額して509万8,000円といたしました。これは、節8報償費の減で、講師謝礼が見込みより減になったものでございます。

教育費は以上でございます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（宮下壽章君） 4項目め、平成30年度青木村国民健康保険特別会計補正予算について、

小宮山住民福祉課長、説明をお願いします。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） それでは、お願いいたします。

平成30年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成30年度青木村国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,926万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,807万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

7ページをお願いいたします。

2 歳入

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税は、34万円を増額して9,576万1,000円とし、目2退職被保険者等国民健康保険税は、34万円を減額して84万円とするものでございます。いずれも実績に伴うものでございます。

款6県支出金、項1県負担金及び補助金、目1保険給付費交付金1,395万1,000円を増額し、3億8,074万5,000円とするもので、国保連からの普通交付金が見込みより増でござい
ます。

款10繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金22万4,000円を減額し、1,978万1,000円とするもので、節1保険基盤安定繰入金から次ページの節5財政安定化支援事業繰入金は、見込みよりの増減でござい
ます。

節6世帯主入院療養繰入金は皆減でござい
ます。

款11項1目1繰越金、553万3,000円を追加し、2,057万7,000円とするもので、実績による補正でござい
ます。

11ページをお願いいたします。

3 歳出

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費は、2,057万9,000円を追加し、3億2,807万8,000円とし、目2退職被保険者等療養給付費は、379万3,000円を減額し、101万7,000円としました。どちらも診療報酬給付費が見込みより増減となったものでござい
ます。

目2 一般被保険者療養費は、259万5,000円を増額して542万円とし、目4 退職被保険者等療養費は、25万円を減額して2万8,000円といたしました。どちらも療養給付費が見込みより増減となったものでございます。

項2 高額療養費、目1 一般被保険者高額療養費420万8,000円を減額し、4,958万9,000円とするもので、高額療養費の減によるものでございます。

項4 出産育児諸費、目1 出産育児一時金は財源振替、項2 葬祭諸費、目1 葬祭費は見込みより増でございます。

項7 世帯主入院療養費は、目1 一般被保険者世帯主入院療養費、目2 退職被保険者等世帯主入院療養費ともに財源振替でございます。

次のページをお願いいたします。

項7 結核精神諸費、目1 結核精神給付金9,000円を増額し、97万円とするもので、見込みより増でございます。

款9 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 一般被保険者保険料還付金118万9,000円を追加し、148万9,000円とするもので、被保険者の資格喪失に伴う保険料還付金でございます。

目6 保険給付費等交付金償還金305万9,000円を追加し、306万円とするもので、療養給付費負担金等の平成28年度清算分に伴うものでございます。

以上よろしく御審議いただき、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 5項目め、平成30年度青木村簡易水道特別会計補正予算について、花見建設農林課長、説明をお願いします。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） それでは、お願いいたします。

平成30年度青木村簡易水道特別会計補正予算（第4号）

平成30年度青木村簡易水道特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ175万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,797万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成31年 3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

3 ページをお願いします。

第2表 地方債補正

起債の目的、簡易水道事業債。

限度額、補正前2,720万円、補正後2,530万円、190万円の減となるものでございます。

起債の方法、証書借り入れ、または証券発行。

利率、年3%以内。

償還の方法、政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、財政の都合により繰り上げ償還、または償還年限の短縮、もしくは借りかえができるものとする。

7 ページをお願いします。

2 歳入

款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 使用料15万円を増額し、8,585万4,000円とするものでございます。

節3 現年度分量水器使用料15万円につきまして、見込みより増とするものでございます。

款7 村債につきまして190万円の減、3,100万円とするものでございます。

簡易水道事業債190万円の減でございますが、夫神地区水道老朽管の更新事業に伴うものでございまして、見込みより減とするものでございます。

10ページをお願いします。

3 歳出

款1 運営管理費、項2 施設管理費、目1 維持管理費175万円を減額し、9,211万6,000円とするものでございます。

節15 工事請負費、村単水道管布設工事でございますが、夫神地区老朽管更新工事費用の入札差金等による減額となります。

節25 積立金15万円の増でございますが、量水器使用料の増に伴い、追加したものでございます。

以上御審議いただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（宮下壽章君） 6項目め、平成30年度青木村別荘事業特別会計補正予算について、片田総務企画課長、説明をお願いします。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、別荘事業特別会計補正予算につい

て御説明申し上げます。

平成30年度青木村別荘事業特別会計補正予算（第4号）

平成30年度青木村別荘事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,045万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

7ページ、8ページをお願いいたします。

2、歳入でございますが、款3項1目1別荘管理収入ですが、補正額は出てまいりません。節の中の現年度分滞納繰越分がそれぞれ見込みより増減をしております。

続きまして、9ページ、10ページをお願いいたします。

3、歳出についてでございますが、款1事業費、項1目1別荘事業費ですが、こちらも補正額は出てございません。節1報酬から節18備品購入費までそれぞれ実績により増減をさせていただきまして、200万円を節25積立金で基金への積み立てを行うものでございまして、補正前の予算150万円と合わせて350万円を基金へ積み立てるものでございます。

以上、平成30年度青木村別荘事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

御審議いただき、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 7項目め、平成30年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算について、花見建設農林課長、説明をお願いします。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 平成30年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成30年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ489万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,222万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年 3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

7 ページをお願いします。

2 歳入

款 5 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金489万5,000円を追加し、934万7,000円とするもの
でございます。前年度繰越金、見込みより増とするものでございます。

9 ページをお願いします。

3 歳出

款 1 下水道費、項 1 公共下水道建設費、目 1 公共下水道建設費300万円を追加し、571万
9,000円とするものがございます。

節25積立金300万円につきましては、将来老朽化等の対策のための財源として計上させて
いただきました。

目 1 公共下水道管理費187万9,000円を追加し、5,526万9,000円とするものがございます。

節12役務費、通信運搬費は見込みより減とするものがございます。

節27公課費につきましては、消費税納付金につきまして見込みより増とし、190万4,000
円を計上させていただきました。

項 1 公債費、目 2 利子 1 万6,000円を追加し、4,275万7,000円とするものがございます。

節23償還金利子及び割引料 1 万6,000円につきましては、下水道事業債についてござい
ますが、平成29年度の公営企業会計適用債350万円の利子分の算定不足により追加をさせて
いただきました。

以上御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（宮下壽章君） 8 項目め、平成30年度青木村介護保険特別会計補正予算について、小
宮山住民福祉課長、説明をお願いします。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） それでは、お願いいたします。

平成30年度青木村介護保険特別会計補正予算（第3号）

平成30年度青木村介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,143万1,000円を追加し、歳入歳出予
算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億7,238万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予
算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年 3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

7ページをお願いいたします。

2 歳入

款1 保険料、項1 介護保険料、目1 第1号被保険者保険料593万円を減額し、1億1,227万2,000円とするもので、節1 現年度分特別徴収保険料、節2 現年度分普通徴収保険料、いずれも見込みより減でございます。

款3 国庫支出金、項1 国庫負担金、目1 介護給付費負担金418万9,000円を追加し、9,167万2,000円とするもので、節1 現年度分が見込みより増でございます。

項2 国庫補助金、目1 調整交付金731万3,000円を増額し、3,889万1,000円とするもので、現年度分が見込みより減でございます。

目2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）が187万8,000円の増の344万8,000円でございます。

目3 同事業以外の地域支援分は、86万7,000円の減の907万7,000円で、こちらも見込みより減でございます。

款4 項1 支払基金交付金、目1 介護給付費交付金は、95万8,000円を減額し、1億4,145万6,000円とするもので、節1 現年度分が見込みより減、節2 過年度分が見込みより増でございます。

目2 地域支援事業支援交付金117万3,000円を増額し、337万1,000円とするもので、見込みより増でございます。

款5 県支出金、項1 県負担金、目1 介護給付費負担金424万6,000円を増額し、8,206万5,000円とするもので、節1 現年度分、節2 過年度分ともに見込みより増でございます。

項3 県補助金、目1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）が57万9,000円の増の156万1,000円で見込みより増、目2 同事業以外の地域支援分は43万3,000円減の48万9,000円で見込みより減でございます。

款6 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金は、92万8,000円を増額して、6,565万1,000円とし、見込みより増、9ページをお願いいたします。

目2 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、57万9,000円増の156万1,000円、目3 同事業以外の地域支援分は、43万3,000円減の48万9,000円、いずれも実績に伴う増減でございます。

目4 その他一般会計繰入金48万8,000円減の1,773万3,000円、目5 低所得者保険料軽減繰

入金2万5,000円減の55万9,000円で、どちらも見込みより減でございます。

款7項1目1繰越金968万円を追加し、968万1,000円とするもので、前年度繰越金でございます。

11ページをお願いいたします。

3 歳出

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費5,000円を追加し、333万1,000円とするもので、電算処理委託料、見込みより増でございます。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費333万5,000円を減額し、1億6,878万1,000円とするもので、要介護1から5の在宅サービス費が見込みより減となりました。

目3地域密着型介護サービス給付費136万9,000円を減額し、2,726万3,000円とするもので、見込みより減でございます。

目5施設介護サービス給付費2,320万5,000円を増額し、2億6,109万3,000円とするもので、施設介護については見込みより増となりました。

目9居宅介護サービス計画給付費78万9,000円を減額し、1,971万9,000円とするもので、要介護の方の介護サービスプラン費が見込みより増でございます。

項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費771万7,000円を減額し、926万3,000円とするもので、要支援1、ないし2の在宅サービスが見込みより減でございます。

項4高額介護サービス等費、次のページをお願いします。

目1高額介護サービス費89万9,000円増の1,070万3,000円で、見込みより増でございます。

項5特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス費14万2,000円増の2,557万円で、特養等入居者の居宅費等の軽減分が見込みより増。

項6高額医療合算介護サービス等費、目1高額医療合算介護サービス費は56万1,000円減の81万9,000円で、実績に伴う増でございます。

款5地域支援事業、項1目1介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問通所生活支援事業）につきましては、293万5,000円を追加し、1,074万円とするもので、訪問型サービス、通所型サービスともに審査に係る国保への負担金が見込みより増となったものでございます。

目2介護予防ケアマネジメント事業46万9,000円を増額し、94万9,000円とするもので、ケアマネジメント審査に係る国保連委託料が見込みより増でございます。

目3その他諸費2万4,000円増の3万4,000円で、審査支払手数料、見込みより増でございます。

項3包括的支援事業・任意事業費、目3包括的継続的ケアマネジメント支援事業費は財源振替。

15ページをお願いいたします。

目4任意事業費100万円を減額し、721万4,000円とするもので、節20扶助費は寝たきり・認知症老人介護慰労金の実績によるものでございます。

節23償還金利子及び割引料、扶助費、寝たきり・認知症老人介護慰労金の実績によるものでございます。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1第1号被保険者保険料還付金は、介護保険料の還付でございます。

目2償還金850万7,000円を追加し、850万8,000円とするもので、節23償還金利子及び割引料は、介護給付費負担金等の平成29年度分清算分でございます。

以上、よろしく御審議いただき、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 9項目め、平成30年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算について、小宮山住民福祉課長、説明をお願いします。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） それでは、御説明申し上げます。

平成30年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成30年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額にそれぞれ182万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,108万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

7ページをお願いいたします。

2 歳入

款1項1後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料は、99万円を減額して2,952万3,000円とし、目2普通徴収保険料は、315万8,000円を増額して1,562万5,000円とするもので、いずれも実績による増減でございます。

款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 保険基盤安定繰入金 34 万 4,000 円を減額し、1,593 万 5,000 円とするもので、低所得者に対する保険料軽減分に対しての繰り入れをするものですが、見込みより減でございます。

次のページをお願いいたします。

3 歳出

款 1 項 1 目 1 後期高齢者医療広域連合納付金 182 万 4,000 円を増額して 6,108 万 4,000 円とするものでございます。徴収した保険料と繰入金を合算して広域連合へ負担金として納付したもので、見込みより増でございます。

以上、よろしく御審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 以上で、報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについてを終了いたします。

ここで 10 時 45 分まで休憩といたします。

休憩 午前 10 時 32 分

再開 午前 10 時 45 分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎報告第 2 号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 続きまして、日程第 4、報告第 2 号 平成 30 年度青木村土地開発公社事業報告についてを議題といたします。

花見建設農林課長、説明願います。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 報告第 2 号 平成 30 年度青木村土地開発公社事業報告について

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項により、平成 30 年度青木村土地開発公社事業報告について次のとおり報告する。

令和元年 6 月 11 日提出、青木村長、北村政夫。

おめくりいただきましてお願いいたします。

平成30年度青木村土地開発公社決算書

1 ページをお願いします。

事業報告書

(1) 土地造成事業につきましては、該当がありませんでした。

(2) 理事会等に関する事項につきまして、監査と2回の理事会がございました。

(3) 法人登記事項につきましては、職員の異動に伴い変更しております。

2 ページをお願いします。

収入支出決算報告書でございますが、後の説明と重複しますので省略をさせていただきます。

次のページをお願いします。

キャッシュ・フロー計算書、現金及び預金の流れでございます。

主なものについて説明をさせていただきます。

1 事業活動によるキャッシュ・フロー、(2) 土地造成事業収入28万円、白山霊園1区画の収入でございます。(3) その他事業収入1,057万1,720円、工場用地貸地料等でございます。(9) その他事業支出、工場用地借地料等でございます。

一番最下段でございますが、現金及び現金同等物の期末残高は、7,792万1,328円となります。

次のページをお願いします。

損益及び純資産変動計算書

1 事業収入、(6) あっせん等事業収益でございますが、1,075万3,201円、工場等貸地料でございます。

2 事業原価、(6) あっせん等事業原価1,043万76円、工場用地借地料でございます。

一番最後の下段でございますが、本年度末純資産残高ですが、8,992万4,953円となります。

次のページをお願いします

貸借対照表でございます。

1 流動資産、(1) 現金及び預金1億21万159円、(2) 事業未収金18万4,480円、この2点につきましては、7 ページを御確認をいただきたいと思います。(9) 完成土地等974万6,920円でございます。白山霊園3区画と望岳分となっております。(19) 未収収益、貸

地料未納分で、8ページに詳細がございます。未収収益207万2,224円、流動資産合計では1億1,221万3,784円となります。

下段でございますが、4投資その他の資産、8ページの明細のとおりでございますが、(1)投資有価証券1,857万8,774円、資産合計では1億3,379万2,558円となります。

右側でございますが、5流動負債、(5)預り金4,086万7,605円となりますが、9ページに明細がございますので御確認をお願いします。

一番下段、負債、純資産合計では1億3,379万2,558円となります。

次の6ページでございます。

財産目録

6ページからは財産目録、附属明細表をおつけしておりますのでごらんいただければと存じます。

以上、平成30年度青木村土地開発公社事業報告を申し上げます。

よろしく御審議の上、お認めいただきますようお願いいたします。

◎報告第3号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第5、報告第3号 平成30年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、報告第3号について御説明申し上げます。

平成30年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成30年度青木村一般会計繰越明許費の繰越計算書を次のとおり報告する。

令和元年6月11日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をごらんください。

平成30年度青木村一般会計繰越明許費繰越計算書となります。

款2総務費、項1総務管理費、事業名が義民太鼓こまゆみ会国際交流事業補助金で、1,000万円を全額翌年度に繰り越すもので、内容については、元年8月に予定しております

アイルランドでの交流に係る費用を補助するものでございます。財源内訳は、30年度にいただきました寄附金を原資としておりまして、既収入特定財源が1,000万円、一般財源の支出はございません。

続いて、款7土木費、項2道路橋梁費、事業名が（国補）社会資本整備事業村道国道北2号線道路改良工事で、3,982万円を全額翌年度に繰り越して実施するもので、内容は、道の駅東側の村道の拡幅工事で、財源は国庫支出金が640万円、一般会計が3,342万円となります。

続きまして、款7土木費、項2道路橋梁費、事業名が（村単）田沢温泉バイパス道路新設工事で、324万円を全額翌年度に繰り越すもので、財源は全て一般財源でございます。

続いて、款9教育費、項1教育総務費、事業名が（国補）学校施設空調設備設置工事で、7,716万6,000円を全額翌年度支出するもので、財源内訳は、国庫支出金が1,472万8,000円、地方債が2,910万円、一般財源が3,333万8,000円でございます。

以上、報告第3号について御報告申し上げます。

◎議案第1号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第6、議案第1号 青木村森林環境譲与税基金条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） それでは、よろしく申し上げます。

議案第1号 青木村森林環境譲与税基金条例（案）

令和元年6月11日提出、青木村長、北村政夫。

おめくりいただきまして次のページをお願いします。

青木村森林環境譲与税基金条例

（設置）

第1条 国からの森林環境譲与税を財源とし、当村における森林の整備に関する施策及び森林整備を担うべき人材の育成、担い手の確保、その他の森林整備の促進に関する施策に要する資金に充てるため、青木村森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる金額は、一般会計、歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有効な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有効な有価証券にかえることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してその基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 村長は、財政上の必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳入歳出現金に繰りかえて運用できる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、村長が別に定める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

この森林環境譲与税につきましては、平成31年度から譲与が始まり、市町村が行う間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進に関する費用を支援するためのものです。

手入れがされていない森林の経営管理権を集積し、市町村がみずから、または林業経営者に再委託をして森林整備を実施する費用に、または地域独自課題として森林再生や担い手づくりなどの活用を図るものでございます。

以上、御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第7、議案第2号 青木村火入れに関する条例を議題とし、提案者の説明を求めます。

花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 議案第2号 青木村火入れに関する条例（案）

令和元年6月11日提出、青木村長、北村政夫。

条文につきまして、最終ページ、4ページをお願いいたします。

青木村火入れに関する条例の概要でございます。

趣旨につきまして、火入れの規制は、林野火災の防止を図るため、森林法第21条の運用により、青木村の森林、または森林の周囲1キロメートルの範囲内にある原野、田畑、荒廃地、その他の土地で、その土地にある立木、立竹、雑草、堆積物を面的に焼却する火入れに関し、許可の手續、その他必要な事項を定めております。

火入れが許可できる場合は、造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼き畑、採草地改良となります。

所要の法整備を行い、火災防止上の効果を発揮されるよう制定するものです。

この条例案では、森林法による火入れに該当する件につきまして、村長に許可を要する規定、防火帯の設置について、また、火入れ従事者について、火入れの方法について、緊急連絡体制の整備等について、条例案に盛り込んだ規定となっております。

条例につきましては、国の準則をもとに条文化しておりますので、省略をさせていただきます。

森林法における火入れに該当する焼却行為について、延焼防止の観点からも今後も積極的に火災予防に取り組んでまいり所存でございます。

以上御審議いただき、お認めいただけますようお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第8、議案第3号 青木村介護保険条例の一部を改正する条例を議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） それでは、御説明申し上げます。

議案第3号 青木村介護保険条例の一部を改正する条例（案）

令和元年6月11日提出、青木村長、北村政夫。

めくっていただいた次のページの概要書をお願いいたします。

本年10月に予定されている消費税の引き上げによる増税分を財源とし、第1号被保険者で所得の少ない者に対する介護保険料の軽減措置の強化を目的として、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令。

平成31年政令第118号が本年3月19日に交付され、同年4月1日から施行されたところでございます。

従来から行われてきた第1号被保険者の第1段階の者に係る減額措置の減額幅を引き上げるとともに、軽減措置の対象を第2、第3段階の者にも拡大するもので、これらの者の軽減後の保険料の額を改正するものでございます。

改正後の各段階の保険料につきましては、最後のページに一覧でお示ししておりますので、御確認をお願いしたいと思います。

以上、青木村介護保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げました。

よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

◎議案第4号の上げ、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第9、議案第4号 令和元年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については片田総務企画課長より一括説明いただき、歳出については各担当課長及び教育長よりお願いいたします。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 議案第4号について御説明申し上げます。

令和元年度青木村一般会計補正予算（第1号）

元号を改める政令の施行に伴い、「平成31年度青木村一般会計予算」の名称を「令和元年度一般会計予算」とし、元号による年表示についても「令和」に読みかえるものとする。

令和元年度青木村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,683万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億683万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和元年6月11日提出、青木村長、北村政夫。

3ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

起債の目的、地域活性化事業債、限度額に300万円を追加し、710万円とするもので、入奈良本向沖水路の改修を実施するための財源として借入れを行うものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と変更はございません。

7ページ、8ページをお願いいたします。

2 歳入について一括して御説明を申し上げます。

款2 地方譲与税、項4目1 森林環境譲与税に新たに410万円を追加するものでございます。

款1 分担金及び負担金、項1 分担金、目1 農林水産業費分担金は、112万円を追加し、176万9,000円とするもので、節1 農業費分担金、村単土地改良事業負担金は、入奈良本向沖水路改修工事に伴う地元負担金でございます。

款13 国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金は、245万円を追加し、9,464万3,000円とするもので、タチアカネ関連事業について地方創生推進交付金が追加交付決定となりましたので、交付額にあわせて増額をお願いするものでございます。

目2 民生費国庫補助金は、976万8,000円を追加し、1,161万1,000円とするもので、節1 社会福祉費補助金694万1,000円は、障害者地域生活支援事業補助金27万8,000円が見込みより増、プレミアム商品券の事業費補助金450万円、同事務費補助金216万3,000円を新たに追加するものでございます。

節2 児童福祉費補助金273万7,000円は、幼保無償化に向けたシステム改修費補助金として新たに計上するものでございます。

款14 県支出金、項2 県補助金、目3 農林水産業費県補助金ですが、250万円を追加し、5,181万2,000円とするもので、節1 農業費補助金の信州農業生産力強化対策事業補助金、そばの乾燥調製施設の導入に係る補助250万円が採択となりましたので、補正をお願いするものでございます。

目6 商工費県補助金217万6,000円、目11 総務費県補助金355万円は、それぞれ新規に計上するもので、いずれも地域発元気づくり支援金の二次募集に手を挙げておりますので、これ

に伴う補正でございます。

続きまして、款16寄附金、項1寄附金、目1一般寄附金は、110万円を追加し、9,890万1,000円とするもので、節1一般寄附金は、五島慶太翁顕彰事業寄附金が見込みより増でございます。

節4総務費寄附金は、200万円を新たに追加するもので、義民太鼓のアイランド交流に向けて株式会社ユニクスより追加で御寄附をいただいたものでございます。

続きまして、款18項1目1繰越金ですが、1,165万6,000円を追加し、1億4,165万6,000円とするもので、節1前年度繰越金が見込みより増でございます。

款19諸収入、項4雑入、目1雑入ですが、350万円を追加し、2,524万6,000円とするもので、節3雑入の自治総合センター助成金250万円は、当郷区ほか計4区で申請をしております宝くじの助成金が採択となったものでございます。市町村振興協会コミュニティ助成金は、やはり宝くじの助成金となりますが、100万円を非常備消防費に充当するものでございます。

款20項1村債、次のページへまいりまして、目1地域活性化事業債は300万円を追加し、710万円とするもので、循環型社会形成事業債は、入奈良本向沖水路改修工事に伴う借り入れ増でございます。

続いて、11、12ページをごらんください。

3 歳出については、各担当課ごとに御説明申し上げます。

初めに、総務企画課関係ですが、款2総務費、項1総務管理費、目7諸費は、610万3,000円を追加し、1,819万5,000円とするもので、節8報償費28万4,000円は、元気づくり支援金を活用し、ピンバッチ、トートバッグ等のノベルティグッズを作成する費用を計上いたしました。

節11需用費125万9,000円は、消耗品で、同じくアイランド文化交流事業に向けた横断幕、シール、ポロシャツ、タオル等の作成費に23万1,000円、修繕料102万8,000円は、青木商店街の街路灯が経年劣化により落下の危険性があることから、器具交換等を実施するものでございます。

節19負担金補助及び交付金456万円は、自治総合センター事業補助金として申請がありました。当郷、中村、中狭、殿戸区に合わせて256万円を補助するものでございます。

022の義民太鼓国際交流事業補助金は、御寄附をいただいた200万円を渡航費として補助するものでございます。

続きまして、目9 地方創生プロジェクト事業費ですが、806万7,000円を追加し、2億423万1,000円とするもので、元気づくり支援金を活用して実施する東京ドームでの巨人戦タチアカネナイターに要する経費と、地方創生推進交付金の追加交付決定分に係る補正をお願いするものでございます。

節8 報償費21万6,000円は、タチアカネナイター時の景品代を見込んでおります。

節9 旅費17万3,000円は、やはりタチアカネナイター時の旅費を見込みました。

節13委託料744万円は、地方創生関係で、タチアカネの3年間の計画策定やリアル経費、推進組織強化分として366万円、元気づくり支援金関係で東京ドームでのナイター実施に係る委託やPRグッズ作成委託で378万円を計上いたしました。

節14使用料及び賃借料23万8,000円は、東京ドームへのバスの借り上げ料を見込んでおります。

続きまして、15、16ページをお願いいたします。

款8項1 消防費、目3 消防施設費ですが、134万円を追加し、971万円とするもので、節18備品購入費は、防災用エアテントを購入するものでございます。

19ページ以降には、給与費明細表をおつけしてございますが、プレミアム商品券事業において超過勤務手当を計上したことによる部分のみの変更でございますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第4号について、歳入全体と歳出の総務企画課関係について御説明申し上げます。

御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

11ページの中ほどですが、項4目1 戸籍住民基本台帳費1万9,000円を追加し、2,297万9,000円とするもので、中長期在留者住居地届出等事務に係る委託費返納金でございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 障害者福祉費30万4,000円を追加し、1億3,791万円とするもので、節13委託料、障害者介護給付費支払いのためのシステム導入委託料でございます。

目15プレミアムつき商品券事業は、新たに目を起こしたもので、666万3,000円でございます。

内訳は、節3 職員手当と節9 旅費は、事業実施に伴う人件費分、節11 需用費は商品券の発

行等にかかる経費、節12役務費は商品券等の郵送料、次のページをお願いいたします。

節13委託料は、電算システムの整備に係るもの、節14使用料及び賃借料は、説明会等に参加するときの道路使用料でございます。

節19負担金補助及び交付金は、プレミアムつき商品券の事業に伴う補助部分でございます。子育て世帯及び低所得者世帯合わせて900人程度が対象になると見込みました。1人当たり500円の商品券50枚で2万5,000円、このうち2割の5,000円分が村の補助分でございます。900人掛ける5,000円で算出したところでございます。なお、本事業は、経費の全額を国の補助にて実施するもので、財源内訳において一般会計の計上はございません。

項4は飛ばしまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生費37万8,000円を追加して7,166万7,000円とするもので、節13委託料、健康管理に係る電算システム委託料でございます。

以上、住民福祉課関係の一般会計補正予算を御説明申し上げます。

御審議いただき、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） それでは、保育園関係について御説明させていただきます。

13ページ、14ページをお願いします。

款3民生費、項2児童福祉費、目4保育所費は、273万8,000円を追加し、1億3,838万1,000円とするもので、節13委託料273万8,000円は、ことし10月施行の保育料無償化に対応するため、子ども子育て支援システムの改修委託料としてお願いするものです。

以上、保育園関係について御説明いたしました。

御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） それでは、建設農林課関係について御説明申し上げます。

14ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費685万3,000円を追加し、5,366万8,000円とするものでございます。

節11需用費、消耗品費64万8,000円につきましては、農地情報管理システムソフトがウィンドウズ7対応からウィンドウズ10対応へ更新に伴うものでございます。

節19負担金補助及び交付金、052信州農業生産力強化対策事業補助金451万3,000円につき

ましては、JA信州上田農協でのそば乾燥調製機器購入に伴う補助金でございます。現在、村では、タチアカネそばの普及に努めておりますが、作付面積の増加に伴い、収穫後の乾燥期間の短縮を図るため、設備の導入に補助するものです。総事業費は838万3,000円のうち、県費250万円、村分201万3,000円を補助するものです。

002有害鳥獣駆除対策協議会交付金169万2,000円につきましては、鳥獣柵の単価の上昇、延長の増加に伴うものです。

目5農地費448万円を追加し、1,045万1,000円とするものでございます。

節13委託料48万円、節15工事請負費400万円につきましては、循環型社会形成事業入奈良本地区水路改修工事に伴うものでございます。延長103メートル、ベンチフリューム400型の水路を改修するものです。

項2林業費、目1林業総務費410万円を追加し、483万9,000円とするものでございます。

節25積立金、森林環境譲与税基金積立金410万円を計上いたしました。森林環境譲与税につきましては、平成31年度から譲与が始まり、市町村が行う間伐や人材育成、担い手増の確保に関する費用に支援するためのものでございます。

目2林業振興費31万6,000円を追加し、5,844万1,000円とするものでございます。

節15工事請負費、猟友会館空調設備設置工事として整備するものでございます。検体作業等におきまして、猛暑が続く中で作業の効率化を図るために設置するものでございます。

15ページをお願いします。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費116万2,000円を追加し、2億2,123万8,000円とするものでございます。

節14使用料及び賃借料16万2,000円につきましては、設計業務に係るCADシステムの使用料でございます。現在、村単土木工事等の設計につきましてマイラー用紙による手書き設計書を作成しておりますが、修正の都度手書きを行い、大変苦慮しているところでございます。また、横断図、縦断図等測量基礎データはほぼCADシステムでございますので、情報の共有、事務処理の効率化のためにも、パソコンによる設計製作を進めるために導入するものです。

節19負担金補助及び交付金、国道143号青木峠新トンネル建設促進村民会議負担金100万円につきましては、今年度、国の予算による事業着手にもなり、さらに活動の活性を図るために計上いたしました。

また、従来ある資料の見直し、資料の作成、要望活動、総会の開催などの費用に計上いた

しました。

以上、建設農林課関係の御説明をいたしました。

御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） 続きまして、商工観光移住課関係の予算案について御説明申し上げます。

予算案13ページをお願いいたします。

款6 商工費、項1 商工費、目1 観光費について、272万円を増額し、1,964万5,000円とするものでございます。

15ページをお願いいたします。

この内訳につきましては、元気づくり支援金を活用し、五島慶太翁顕彰事業を行うための増額でございます。

節7 賃金、こちらは、収集した関係資料を展示、収蔵に向けて整理作業を行うための臨時雇用料が16万6,000円の増となっております。

節8 報償費、こちらは、講演会等に係る講師謝金の21万円の増でございます。

節9 旅費、こちらは、関係団体との打ち合わせに係る旅費11万1,000円の増でございます。

節11 需用費、消耗品につきましては、こちらは、調査用の関係図書等の購入費経費が54万円の増でございます。

印刷製本費、こちらは、記念講演会のチラシや、リーフレット等の製作に伴う印刷製本が43万円の増となっております。

修繕費、こちらは展示資料なんですけれども、中には経年劣化したものがございまして、その修復をするための費用が31万円の増となっております。

12 役務費につきましては、関係団体への連絡調整に要する経費16万円となっております。

続きまして、節13 委託料、こちらにつきましては、令和2年4月に開館予定の五島慶太未来創造館、こちらは仮称でございますけれども、開館時の記念品等の作成委託料という形で50万円の増となっております。

節14 使用料及び賃借料、こちらは、記念イベント等のバスの借り上げ料を20万円計上してございます。

節18 備品購入費、こちらは、未来創造館の展示品の保護のために設置する除湿機の購入費の9万1,000円の増でございます。

続きまして、目6道の駅関連施設の運営費について御説明を申し上げます。

25万4,000円を追加し、1,633万4,000円とするもので、節13委託料でございますけれども、こちらは、農産物加工施設への空調設備の設置に係る委託料の増でございます。

以上、商工関係移住課の予算案を御説明申し上げます。

よろしく御審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 教育委員会関係についてお願いします。

15ページをお開きください。

款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費ですが、32万8,000円を増額して6,112万2,000円といたしました。

節11需用費の増は、小学校の水道管の修繕にかかる費用でございます。

次に、項3中学校費であります。次の17、18ページをお開きください。

目1学校管理費ですが、100万5,000円を増額して5,442万5,000円といたしました。

節11需用費の増は、給食の食器を新たに購入する費用と、道徳の指導書の購入に係る費用でございます。

節18備品購入費の増は、給食室の牛乳保冷庫の購入に係る費用であります。

教育費は以上でございます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第10、議案第5号 令和元年度青木村別荘事業特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 議案第5号について御説明申し上げます。

令和元年度青木村別荘事業特別会計補正予算（第1号）

平成31年度青木村別荘事業特別会計予算は、当年度全体を通じて令和元年度青木村別荘事業特別会計予算とする。

令和元年度青木村別荘事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ150万円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1,891万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月11日提出、青木村長、北村政夫。

7ページ、8ページをお願いいたします。

2 歳入について御説明申し上げます。

款6繰入金、項1目1基金繰入金に150万円を追加し、別荘事業基金からの繰り入れを250万円とするものでございます。

続いて、9ページ、10ページをお願いいたします。

3 歳出についてでございます。

款1事業費、項1目1別荘事業費は、150万円を追加し、1,841万7,000円とするもので、節15工事請負費110万円は、道路の修繕3カ所を新たにお願いするものでございます。

節18備品購入費40万円は、管理事務所のコピー機の部品がなく、修理不能となってしまうため、新たに購入する予算を計上させていただきました。

以上、議案第5号について御説明申し上げます。

御審議いただき、御決定いただきますようお願いいたします。

◎請願第1号の上程、説明

○議長(宮下壽章君) 日程第11、請願第1号 日米地位協定の抜本の見直しならびに米軍基地負担の軽減を求める請願についてを議題とし、紹介議員の一人であります坂井弘議員の説明を求めます。

坂井議員。

○2番(坂井 弘君) 請願第1号 日米地位協定の抜本の見直しならびに米軍基地負担の軽減を求める請願の紹介議員の一人として、請願の説明、提案をいたします。

最初に、請願書を読み上げます。

請願提出期日、2019年6月4日、青木村議会議長、宮下壽章様。

請願者、青木村村松716－2 青木村九条の会代表者、皆川宏。青木村奈良本764－11、東信医療生協青木村支部代表者、堀内清。青木村田沢夫神1032－1、新日本婦人の会こまゆみ班代表者、青木静枝。

紹介議員、坂井弘、山本悟、小林和雄、宮入隆通。

日米地位協定の抜本的見直しならびに米軍基地負担の軽減を求める請願

〔請願事項〕

全国知事会が「米軍基地負担に関する提言」で提起している以下の事項について、早期実現を求める意見書を政府ならびに関係行政官庁、国会宛てに提出していただきたい。

1 米軍機による低空飛行訓練等については、国の責任で騒音測定器を増やすなど必要な実態調査を行うとともに、訓練ルートや訓練が行われる時期について速やかな事前情報提供を必ず行い、関係自治体や地域住民の不安を払拭した上で実施されるよう、十分な配慮を行うこと。

2 日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立ち入りの保障などを明記すること。

3 米軍人等による事件・事故に対し、具体的かつ実効的な防止策を提示し、継続的に取り組みを進めること。

また、飛行場周辺における航空機騒音規制措置については、周辺住民の実質的な負担軽減が図られるための運用を行うとともに、同措置の実施に伴う効果について検証を行うこと。

4 施設ごとに必要性や使用状況等を点検した上で、基地の整理・縮小・返還を積極的に促進すること。

〔請願理由〕

「基地問題は都道府県の問題ではない」という故翁長雄志沖縄県知事（当時）の訴えを受け、全国知事会が「米軍基地負担に関する研究会」を設置したのは2016年11月でした。その後、6回の研究会を持ち、資料に基づく意見交換、有識者からのヒアリングなどを行い、2018年7月27日に日米地位協定の抜本見直しを中心とする決議を全会一致で採択しました。そのうえで、8月14日には、「米軍基地負担に関する提言」を国に提出しています。

提言は、「米軍基地の存在が、航空機騒音、米軍人等による事件・事故、環境問題等により、基地周辺住民の安全安心を脅かし、基地所在自治体に多大な負担を強いている」ことを明らかにし、「基地に起因する問題を抜本的に解決するため、また基地周辺以外でも飛行訓

練等の騒音被害や事故に対する不安等の住民負担を軽減・解消するため、日米地位協定の見直しが必要である」と結論付け、上記請願事項を提言しています。

47都道府県知事が、米軍基地負担の現状や改善すべき課題について共通理解を深め、憲政史上、初めて政府に対し米軍基地の負担軽減や日米地位協定の抜本的な見直し等に関する提言を行ったことは画期的なことであり、住民の生命と財産、安全・安心の暮らしを守る上で極めて重要です。

長野県には米軍基地こそ存在しませんが、中信・北信地域が国内に配備されている米軍機オスプレイの低空飛行訓練6ルートの一つ「ブルールート」直下に位置するとともに、南佐久地域が米軍横田基地所属航空機の9本の訓練ルートのうちの1本のルート下にもなっています。また、2017年3月には、9日、13日、15日の3日間にわたり、飛行ルート上のない近隣の上田市はじめ小諸市・千曲市など千曲川沿いの東北信地域でオスプレイ2～4機の低空飛行が目撃されており、県民並びに青木村民にとっても看過できない切実な提言となっています。

以上の事柄を踏まえ、非核平和宣言をしている青木村議会として、提言の実行を迫る意見書を提出いただきたくお願いいたします。

以上の請願でございますが、紹介議員として補足説明をさせていただきます。

まず、請願者ですが、昨年3月議会で請願があり、全員一致で採択いたしました「日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名し、国会で批准することを求める請願」の請願者と同じ青木村内の3団体の皆さんの連名です。各団体の紹介については、その際にもいたしましたので、今回は割愛させていただきます。

請願ないようにかかわってですが、請願事項4本は、全国知事会の米軍基地負担に関する提言をそのまま踏襲したものであり、同一文言となっております。

沖縄では、今月4日にも米軍ヘリからの部品落下事故がありました。米軍側の謝罪の言葉は一切ありません。4月13日に起きた米兵による女性の殺害事件も記憶に新しいところです。米軍基地が集中し、治外法権とも言うべき日米地位協定の存在によって、沖縄の人々は、米軍の関与する事件や事故に日常的に巻き込まれています。事例は枚挙にいとまがありません。

本土においても、米軍基地の存在が住人の安全・安心を脅かしています。米軍が使用することができる基地は、全国30都道府県に存在し、施設数128、面積980平方キロメートル、青木村全体の17倍以上の広さです。米軍専用施設だけ見ても、13都道府県に78施設、263平

方キロメートルの国土が提供されています。

先月30日、そして今月6日、米軍横田基地所属のC-130輸送機が佐久上田の空を低空飛行しました。米軍に問い合わせても、飛行運用に関する詳細は保安上の理由で公表していないの一言で片づけられています。米国は、45の国と地位協定を締結していますが、日本同様に大規模な米軍駐留があるドイツ、イタリアでは、協定の改定、新協定の締結がなされています。国内法の適用一つとってみても、日本では原則不適用なのに対し、ドイツ、イタリアでは、ともに国内法が適用されたり、法規の順守義務が明記されたりしています。

日米地位協定の見直し、米軍基地負担の軽減・縮小は、一刻も猶予のない日本全国民の願いです。長野県においては、長野県議会初め、既に35を超える自治体で同趣旨の請願が採択されました。全国知事会の提言を後押しし、一日も早く日米地位協定の見直しが行われるよう、青木村議会としても全国の自治体と歩調を合わせ、村議会全員の賛成で本請願を採択していただきますようお願いし、提案といたします。

○議長（宮下壽章君） ただいま説明ありました請願第1号の取り扱いにつきましては、さきの議会運営委員会でも審議いただきましたが、所管の委員会に付託したいが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 異議なしと認め、請願第1号は委員会付託することに決定いたしました。

なお、本件は、事件の性質から総務建設委員会に付託することにしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 異議なしと認め、請願第1号 日米地位協定の抜本の見直しならびに米軍基地負担の軽減を求める請願については、総務建設産業委員会付託いたします。

◎請願第2号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第12、請願第2号 沖縄の民意を尊重し辺野古新基地建設工事を中断して再検討することを求める請願についてを議題とし、紹介議員の一人であります坂井弘議員の説明を求めます。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 請願第1号に続き、請願第2号 沖縄の民意を尊重し辺野古新基地建設工事を中断して再検討することを求める請願についての紹介議員の一人として、請願の説明、提案をいたします。

請願書を読み上げます。

請願提出期日、2019年6月4日、青木村議会議長、宮下壽章様。

請願者、先ほどと同じですので割愛をさせていただきます。

紹介議員も同じく先ほど同様ですので割愛をいたします。

沖縄の民意を尊重し辺野古新基地建設工事を中断して再検討することを求める請願

〔請願事項〕

憲法の地方自治の原則と沖縄の民意を尊重し、辺野古の海への土砂投入など新基地建設工事を中断し、沖縄県と真摯に話し合いをするよう政府ならびに関係行政官庁、国会宛てに意見書を提出していただきたい。

〔請願理由〕

昨年4月の南北首脳会議、6月の米朝首脳会談は、朝鮮半島の非核化と平和体制構築に向けて北東アジアの安全保障環境が大きく変化する可能性を示し、世界から注目と期待が寄せられています。

一方、沖縄県では、2014年11月ならびに昨年9月の二度に及ぶ県知事選挙、2014年12月、2017年10月の衆議院選挙、2016年7月の参議院選挙、そして、今年4月の衆議院沖縄3区補欠選挙で、いずれも辺野古基地建設に反対するオール沖縄の候補が圧勝しました。また、今年2月24日に実施された辺野古基地建設・埋め立ての是非を問う沖縄県民投票では、反対票が投票総数の約72%を占め、昨年の知事選で当選した玉城デニー票をはるかに上回る43万票余りを獲得しました。

しかし、政府・防衛相は、繰り返し示されたこうした沖縄県民の民意を無視し、辺野古新基地建設を強行しています。昨年12月14日からは土砂投入・埋め立てが開始され、さらに今年3月25日からは新たな区域への土砂投入も始められています。

新基地の面積は205ha。ふるさと公園あおきの実に125倍の大きさです。そのうちの8割、160haが埋め立て地です。完成すれば地上9m、耐用年数200年の巨大構造物になります。埋め立てに必要な土砂は2,100万m³、10tダンプで350万台分になると言われます。沖縄県の試算によれば、日本の負担となる総工事費は2兆5,000億円に上り、工期は13年を

大きく超えることが確実視されています。しかも、今年2月から3月にかけて防衛相が国会に提出した文書では、埋め立て地となる大浦湾には、海面から90メートルに達する超軟弱地盤が存在し、地盤改良のためには7万6,699本の杭を必要とすること、地盤改良工事には3年8カ月かかることが明らかにされました。しかし、日本国内では、水深70m以上の地盤改良工事を行った実績がなく、90mに至っては工事可能な作業船もありません。地盤改良工事をするためには、「工事変更届」を県に提出することが必須であるにも関わらず、防衛相はその計画さえ明示せずに工事を続行しています。

大浦湾は、生物多様性の宝庫であり、国の天然記念物のジュゴンやアオサンゴなど絶滅危惧種262種を含む5,806種の海洋生物が生息しています。沖縄海域で生息が確認されていたジュゴン3頭のうちの1頭が、3月18日に死骸となって発見されました。大浦湾の埋め立てが、沖縄の美しい海の環境を破壊し、希少な海洋生物を死に追いやっていることは明らかです。故翁長雄志前沖縄県知事は生前、「民意を顧みず工事が進められている辺野古新基地については、沖縄の基地負担軽減に逆行しているばかりでなく、アジアの緊張緩和の流れにも逆行しており、全く容認できるものではありません。『辺野古に新基地をつくらせない』という私の決意は県民とともにあり、これからもみじんも揺らぐことはありません」と訴えました。また、翁長前知事の後を継いだ玉城デニー県知事は、防衛相が届け出なければならぬ「工事変更届」を知事として認可しないと明言しています。

日本国憲法は、国民主権と国家主権、恒久平和、基本的人権の尊重、議会制民主主義、地方自治の5原則を定めています。沖縄県民が県民投票や各種選挙で繰り返し示した辺野古新基地建設反対の民意を政府が無視し続けていることは、憲法の地方自治の原則からも許されるものではありません。

私たちは、非核平和宣言をしている青木村議会として、政府が憲法の地方自治の原則ならびに沖縄の民意を尊重し、辺野古の海に土砂を投入することなどの新基地建設工事強行を直ちに中断し、沖縄県当局と真摯に話し合いをすることを求め、政府関係機関並びに衆参両議員に意見書を提出していただきたくお願いいたします。

請願の補足説明をさせていただきます。

請願書については、請願第1号の請願者と同じく、村内3団体の連名です。

請願内容にかかわって申し述べます。

沖縄県宜野湾市にある嘉数高台公園の展望台に登ると、普天間基地全体を一望することができます。沖縄本島のど真ん中、まさに一等地に基地は我が物顔で居座っています。住民の

暮らす住宅地は、その周辺の傾斜地や海辺にへばりつくようにして広がっています。その光景を見ただけでも、沖縄は米軍の駐留地であることを思い知らされます。一刻も早い返還が待ち望まれます。

辺野古の海は、かつて青く、透明に澄んでいました。そこにコンクリートブロックが投入され、埋め立て区域が護岸で囲まれました。昨年12月14日、その中に土砂が投入されました。海は、見る間に赤土で濁りました。怒りと悲しみが広がりました。今も土砂は投入され続けています。沖縄の人々の合言葉は、勝つ方法は諦めないこと。沖縄の人々は、きょうもゲート前に座り、カヌーをこぎ、体を張って基地建設に反対しています。

繰り返し民意は示されました。今、私たちにできることは、沖縄の人々に心を寄せ、連帯することではないでしょうか。青木村議会として沖縄の民意を尊重するよう政府に意見書を上げることが、その一つの方法です。

請願は、基地建設を断念することまでは求めていません。賛否両論があることを踏まえ、誰もが賛同できるよう、まずは基地の建設工事を中断し、沖縄県と真摯に話し合いをすることを政府に求める請願にとどめています。

沖縄の民意を受けとめ、基地建設を中断し、話し合いのテーブルにつくことは、民主主義の最低のルールです。政府が沖縄の民意を無視し、工事を強行し続けることは、とりもなおさず民主主義の破壊、地方自治の破壊というほかありません。この横暴を許すならば、日本の民主主義は死滅し、またあの戦前の物が言えない時代に逆戻りしてしまいます。

沖縄に心を寄せ、連帯することは、日本の民主主義、地方自治を守ることでもあります。青木村議会として、村議会全員の賛成で本請願を採択していただきますようお願いし、提案といたします。

○議長（宮下壽章君） ただいま説明がありましたが、請願第2号の取り扱いについては、所管の委員会に付託いたしたいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 異議なしと認め、請願第2号は委員会付託とすることに決定しました。

なお、本件は、事件の性質から総務建設産業委員会に付託することにしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 異議なしと認め、請願第2号 沖縄の民意を尊重し辺野古新基地建設工事を中断して再検討することを求める請願については、総務建設産業委員会付託いたしま

す。

◎散会の宣告

○議長（宮下壽章君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて散会といたします。

続いて、控室において全員協議会を開催いたしますので、御移動をお願いいたします。

散会 午前11時49分

令和元年6月13日（木曜日）

（第2号）

令和元年第2回青木村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

令和元年6月13日(木曜日)午前9時開議

日程第1 一般質問

出席議員(10名)

1番	宮入隆通君	2番	坂井弘君
3番	松澤正登君	4番	金井とも子君
5番	宮下壽章君	6番	沓掛計三君
7番	居鶴貞美君	8番	小林和雄君
9番	堀内富治君	10番	山本悟君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	沓掛英明君
総務企画課長 兼事業推進 室長	片田幸男君	参事兼 建設農林課長	花見陽一君
住民福祉課長	小宮山俊樹君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管理監	多田治由君
商工観光移住 課長兼移住 商工観光移 住係長	中沢道彦君	教育次長兼 公民館長	宮下剛男君
保育園長	若林喜信君	住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支 援センター 長	宮澤章子君
建設農林課 課長補佐兼 農業振興係 長	稲垣和美君	建設農林課 課長補佐兼 国土調査係 長	小林義昌君
建設農林課 課長補佐兼 上下水道係 長	横沢幸哉君	税務会計課 課長補佐兼 資産税係 長	奈良本安秀君

稅務企畫課
課長補佐兼
企畫財政係長

小林利行君

總務企畫課
事業推進室
係長

塩澤和宏君

住民福祉課
住民福祉係長

上原博信君

住民福祉課
保健衛生係長

早乙女敦君

總務企畫課
庶務係長

宮澤俊博君

稅務會計課
住民稅係長

增田憲寬君

建設農林課
建設係長

小山明之君

教育委員會
教育係長

金井大介君

總務企畫課
總務係長

小林宏記君

事務局職員出席者

事務局長

片田幸男

事務局員

小林宏記

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（宮下壽章君） 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の一般質問には、傍聴の方々もおいでになります。大変御苦労さまです。

◎議事日程の報告

○議長（宮下壽章君） 本日は、令和元年第2回青木村議会定例会の中で一般質問日となっております。8人の議員が一般質問を行い、終了後、散会といたします。

◎一般質問

○議長（宮下壽章君） 質疑の方法は、質問者の希望により一括質疑方式及び一問一答方式で行ってください。

質問者並びに答弁者をお願いいたします。質問、答弁ともに簡潔明瞭に行い、論議を深めてください。また、一問一答方式の際は必ず議長の指名を受けてから発言してください。

なお、質問時間は40分を超えることはできませんので、御承知おきください。

では、質問に入ります。

通告順に登壇をお願いいたします。

◇ 沓掛計三君

○議長（宮下壽章君） 6番、沓掛計三議員の登壇をお願いします。

沓掛議員。

〔6番 沓掛計三君 登壇〕

○6番（沓掛計三君） 6番、沓掛でございます。

久しぶりの一般質問ですので、ピントの外れたことを言うかもわかりませんが、よろしく願いいたします。

それでは、私は、2問について今回一問一答ということで質問事項を提出してございます。国道143号青木峠新トンネル事業着手についてと、あと幼児保育無料化についてということで、この2点についてお願いしております。

最初に、国道143号青木峠新トンネル事業着手についてということでございます。

長年の懸案でありましたこの事業、本年度より県より約1億2,000万円ほどの予算がついたようですが、この額は新規事業としてはかなり多い予算配分かなと私は考えております。新規事業は、なかなか大きな額がつかないわけですが、ついているなという感じです。北村村長初め村民会議、沿線市町村の行政やら議員連盟の要望活動、また、道路の必要性について国・県の御理解が得られたものと考えられ、それぞれの皆さんの御努力に対して敬意を表するものでございます。

しかし、この事業については、いつも私の頭の中にあることにつきましては、阿部長野県知事の話でございます。トンネルの開通のみが目的ではなく、この道路完成後の沿線市町村並びに県として、どのようにこの道を活用していくかが最大の目的であり課題であるということをお断りしております。このことについては、関係市町村、これは認識していかなければならないことだと思っております。

先日、議会全員協議会の中で上田建設事務所よりルート決定について説明がありました。今後、いかなる事業期間を短くするか、これについては村としても全力で協力するとともに努力していかなければならないと考えております。これについては、村民もかなりの期待を持っておりますので、これに応えるよう、早期開通を願うものであります。

それでは、質問に入らせていただきます。

今回、国・県がこの新規事業に、多くの初期事業に予算をつけられたということについて、村長はどのようにこの予算のつけ方について考えているか、お聞きできればと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） おはようございます。よろしく願いいたします。

本題に入る前でございますけれども、杓掛議員には、前回の議長職、大変お疲れさまでございました。

国道143号新トンネル、バイパスという事業名になりましたけれども、本当に私にとりましては無上の喜びでございます。それと、もう一つは坑口が下のほうになったと、全体で見

ると距離が長くなりましたけれども、百年の大計で見たときに、大変安全・安心の面で有利になったなというふうに思っております。

本当に私は、前埼玉県庁におりましたときに、国の補助金とか認可とか、そういうことをとる仕事を長くやっておりましたということと、それから、村長職になったときに霞が関、いわゆる国土交通省、当時建設省でありましたけれども、ここのトンネルに対するスタンスを調査しましたところ、道路局でも大変技術的にも難しいし、お金もかかるしということで、有名な場所であったというふうに聞いております。

今、杓掛議員からお話ありましたように。国・県、同盟会、議員連盟、沿線市町村、本当に全員の皆さんが参加する議員連盟をつくっていただきまして、後押しをしていただきまして、大変ありがたく思っております。

今お話ありましたように、私もやはり3つ考えておりまして、今後は早期着工をお願いし、村といたしましてもこのプロジェクトについていろいろな面で協力をする事、それから、工事中あるいは道路が開通した後の環境に配慮した事業になるように県へ要望していくこと、そして、3つ目、これも御質問の中にもありましたように、もう既に道の駅は先行投資で整備をしておりますけれども、今後工業団地などなど、これを見越した村づくりをしていくこと、これが肝要というふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 杓掛議員。

○6番（杓掛計三君） 今の質問の中で1億2,000万という、国が6,000万、県が6,000万ということですけども、この6,000万という額というのは、私は多いと感じたんですけども、どうなんですかね、これは。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 非常に私も新規については、本当に口開け程度か、いわゆる数千万程度が普通なんですけれども、1億2,000万ついて、しかも両側とで、松本建設事務所と上田建設事務所両方で調査を始めるということは、大変この事業に対するスピードを国でも応援しているというふうにありがたく思っております。

○議長（宮下壽章君） 杓掛議員。

○6番（杓掛計三君） 本当にありがたい話だなと私は思っております。

まだちょっと早いかわかりませんが、国・県からはっきりした、今回当初はつきましたけれども、まだはっきりした工程表等についておりません。私としては2027、要するに長野国体ですか、これぐらいには何とかできないかなと私個人なりの予想を持っているわけです。

けれども、村長の予想の範囲内でどうなのかという話、できなければできないで結構ですけれども、希望でもいいですからお願いできればと思いますけれど。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 全体の長さが、私どもは1,600、それから向こうが800メートルというふうに思っていたんですが、今度アバウトですが、青木側が3,000、それから松本市側が1,000ということで、約1.5倍ぐらい長くなったんですね。それは、非常に今後のことを考えるといいことではあるんですけども、工事期間が長くなるということに逆に言えばなるわけでありまして。しかし、何か目標を持たないとだめだということと、沓掛議員は前々から2027、長野国体のときはというふうにおっしゃってございました。全体を見れば、調査、それから工事を見れば、これは不可能な数字、年数ではないというふうに思っております。しかもトンネルは勾配が両方に振り分けになっておりますことから、両方から工事ができるということになりますので、予算のつきぐあい等々ありますけれども、一つの目標としては、大変今後同盟会などでこういった発言ができるかどうか、みんなで精査しながら国、そして県にお願いしていきたいというふうに思います。

それから、昔ほどではないかもしれませんが、国体開催地につきましては、いろいろの会場の整備とか周辺の道路網の整備にある程度一定の補助金をつけてくれるということが前々からありますので、そういう意味でも大変国体を目指して、2027の国体目指してというのは、大変私どもとしては一つの目標にしてもらいたいというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） なかなか大きい150億というような事業の中で、なかなか県も言えない中でありまして、これから要望の中ではそのような御意見等出していってもらって、早く経済効果、また皆さんに御利用していただけるような方向になっていければと思っております。

この部分については3桁国道であるということで、これ当然県事業となると思います。今後、青木村からの坑口は弘法地籍ということで、この間地元の説明会もあったようでございます。村としても、これから土地交渉や残土処理施工に対してどのように協力していくかということでございます。

きょうの新聞見ますと、信毎ですか、青木峠バイパス、残土受け入れ、これ信毎さんが書いてくれたようですけれども、筑北村、半分の8万立米、筑北村が引き受けますという、きょう新聞に載っております。松本、上田地域を結ぶ国道143号線の青木峠付近の未改良区間

11キロのバイパス整備計画で、筑北村は12日にトンネル工事などの16万立方メートルの残土の発生が見込まれ、うち半分の8万立方メートルは村内で受け入れる方針だと明らかにしました。県から受け入れ場所を確保してほしいという要請があった中での、こういう筑北村の答えになっているかと思えます。この村で、そういう場所的なものは確定していないということでございますけれども、筑北村さんもやはり、この道路の必要性について、本当に村民全体で考えているということがよくよくわかります。そんなことについて、受けていると。

その後、青木村は相当量を受け入れる予定ということで、場所について両村はこれから検討していくということになっておりますけれども、このことについてですけれども、村長、この土地交渉、それと残土処理、これがここここで突っかかると、この工事というのは県にも迷惑かかりますし、村としてもどんどん工事がおくられていってしまうようなことになるかと思えますので、ここら辺について、村長はどのように考えていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 残土処理については、大変難しい課題だというふうに思っております。大量の量が出ることで、それから、その後の防災工事だとかというようなこともありますので、残土処理をする場所については、いろいろな面で、環境の面とか、なるべく近いところがいいんですけれども、近いところに適地がなければ、ある程度の距離はあるかと思えますけれども、その後の安定処理等々、盛り土の安定処理などを頭に置きながら選定していきたいと思っております。できれば、ただもう移動する、捨てるだけではなくて、その後の副次的な効果のある場所を優先してお願いしていきたいというふうに思います。たくさん頭の中には、あるいは現場というか候補地あるんですけれども、もう一つは地元の理解というのが大変大事なポイントだと思いますので、そういうことも頭に置きながら県に協力しながら、この残土捨て場の場所の選定をことし相当急いでやりたいというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） この残土については、いろんな土の性質の問題もあるようでございますけれども、それはもう今の技術の中ではクリアしていってもらった中で、青木村としても受け入れることはもう絶対的にやっつけていかなきゃならないことだと思いますので。

それと、土地交渉ですけれども、この土地交渉がかなり、やはりいざ始まると土地交渉というのはいろんなところで、いろんな御意見が出てくるかと思えます。これらについて、村長、土地交渉は県にお願いではなく、村でやっつけていかなければいけない部分だと思いますけ

れども、そこら辺のところは、村長、どのように考えていますか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 幸いにしてトンネルですから、大量の用地交渉、用地を取得する必要はないわけでありますけれども、山は概して共有林が多いんですよ。すると、なかなか枝葉が出てくると大変いわゆる関係者が多くなると、用地交渉も難しいというふうに思います。

それから、坑口のある一定部分の用地交渉とあわせて工事用のヤード、いわゆる材料置場とか飯場とか、そういうようなところの借地の用地交渉も必要になってくるでしょうし、いろいろ用地の買う場所、それから借りる場所も出てくると思います。なかなか青木村は、私も村長やって6年たちますけれども、なかなか用地交渉については大変難しい村だといひましようか、大変な村だというふうに、今までの経験をプラスしても思っております。このところは慎重にやらなければならないし、また、御理解を得るために役場としても最大の努力をしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） そうですね、本当に土地交渉、私も何度も経験しておりますけれども、なかなか難しい部分あるかと思っておりますけれども、日夜、朝夕、頭を下げながらでもお願いして、県には迷惑かけないような方向の中で土地交渉は村で進めてもらえればと思っております、よろしく。

そして、この事業、村が中心になって県・国へ要望して50年かかりました。この道路については、今後青木村が存続していくには絶対必要な道路であり、事業実施に当たり県との調整が必要、多くなると思っております。今言った土地交渉もそうですけれども、残土の問題もそうですし、また、早いかもしれませんが、建設課の中でこの今の担当係が、建設担当がやるというようなことではなく、どういう形の職員かもわからないですけれども、専門職で担当専門を設けなければ、なかなかできないんじゃないかと思っておりますけれども、ここら辺の人事について、村長、これからどのように考えていますか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 県との調整を、今御質問の中に、前段の御質問の中にありましたように、たくさん出てくると思いますし、それから、また、青木村から、あるいは住民からもお願いすること、県にもたくさんあるというふうに思います。そのためにも青木村で、先ほどの用地買収のことも含めて残土置き場も含めて、これはもう本当に役場を挙げてやっていくぐらいの覚悟がないと、この事業の推進にはならないと思っております。単に、国体まで上げてく

れというだけではなくて、こちらも相当数の汗をかかなければだめだというふうに思います。

私もかつての経験で市町村にいたとき、国道のバイパスをやったときに担当の職員1人つけて用地買収を県と一緒にやったりした経験がありまして、大変うまくいったことも承知しておりますので、経験もありますので、ある程度の青木村のこと、地主さんの顔が見える人、中堅どころをこれの担当につける、あるいはそういった先端組織、なるべくなかなか人数の少ない中ですから大量の人間を充てるわけにはいきませんが、兼務も含めて、役場組織を挙げて協力あるいはリードできるような体制をつくりたいというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） 大型事業をやるにはどうしても、当初つまずくと最後までつまずいていきますし、途中でいろいろな御意見出てきたときの処理というのは、やはり村でやっていくべきだと思いますので、この点については職員の配置等も考えながらやっていてもらえればと思います。よろしく願います。

さて、知事の話に戻りますけれども、この道路開通に向けた村の施策について、村長は道の駅、企業誘致、医療圏の充実、通勤圏の拡大、村の活性化や人口対策を実施しようとしているということで、いろいろなところで発信しております。それらについてお聞きしたいわけですが、まず最初に、道の駅について。

私の考えでありますけれども、今は1日交通量が大体7,000台ぐらいかなという、私は感覚を持っておりました。今後、三才山も無償化になるということですが、この道路は、三才山との交通量については大体折半ぐらいになってもらえればいいのかなという考え方でございますけれども、この道路の数字の問題等、これ私自身の考え方でございますけれども、道の駅が各地に今建設されております。競争が激しくなる中で、長和も今回、和田にありながら、また長和のほうへつくったというようなことで、そこら中に道の駅ができて本当に競争が激しくなるかと思っておりますけれども、村の特殊性を出すためには、早期の販売品、特に農林産物の安定的な供給の準備が必要じゃないかと。この点については、もうきょうやってあしたできるという問題ではないので、ここら辺についても、シイタケ植えても、原木やっても3年、4年かかると、実際に出てくるには、ですから、そういうような考え方の中で、安定的な供給についてこれからどうするか、この2点について、村長にお聞きできればと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 現在、143号道の駅周辺の交通量につきましては、12時間で5,834台でございます。これは、県が調査した数字でございます。三才山がちなみに5,230台、これ

12時間です。調べてみまして、私は権兵衛峠、議員さん皆さんと一緒に視察に行きました権兵衛峠、木曾谷伊那谷を結ぶ、あそこがもっと多いのかなと思ったら3,822台だそうでありまして、意外と少ないなというふうに思いました。今後交通量の推計については、県のほうがいずれどこかの時期でやってくれると思いますけれども、そんなことを参考に頭の中では描いております。

それから、道の駅の競争化でありますけれども、毎月道の駅の量をインターネットで見ていると、少しずつふえてきて、ある意味ではライバルでありますけれども、連携という意味では、これは大変いいことだというふうに思っております。

おっしゃられるとおり、道の駅、ことしは大変いい成績でありましたけれども、そういった目玉となる農産物、青木村のあおき道の駅は農産物が目玉になりますので、こういったことをやっていくのが大事、今からやっていくことが大事だというふうに思っております。取締役会等でも農業生産の振興、それから組合員の拡大でありますとか、それから会員の売り上げを20%ふやして安定的に販売をしたいとか、それから、ある程度冬場の野菜の確保に直営であるようなことも、今若干はしておりますけれども、考えていきたい。それから、担い手グループの育成でありますとか、そんなようなことも今取締役会等で議論をしておるところでございます。いろいろ課題は、オープンして3年たちまして課題も見えてきましたので、今議員が質問されたような視点でも道の駅を育成してまいりたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 杓掛議員。

○6番（杓掛計三君） はい、わかりました。

次に、それでは、企業誘致についてお聞きします。

本年度の予算でも調査費が盛り込まれております。これ、働く場所の確保というのは、これ人口対策に絶対欠かせない条件であります。今後の企業誘致に対する村長の方針と申しますか、考え方をお聞きできればと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） おかげさまで、今年度の当初予算で文化財の調査費を予算化していただきましたので、今その着手をするところでございます。企業誘致は、やっぱりこれ鶏と卵みたいなのところがありまして、私もこの6年間、いろいろ企業をトップセールスという形で回らせていただいておりますけれども、いつから着工できますか、土地の面積どのぐらいありますか、単価は幾らですかと、こう言われたときに答えに窮しております。そういうことで、リスクもありますけれども、工業団地の造成を始めていくことが肝要かというふうに

思っております。

しかし、そうは言いながらも、ことしの1月から大変経済情勢が悪い、もともと東京オリンピックの後は悪い、こういうふうに悪くなるだろうと言われておまして、これは数字として出てまいりましたが、意外なところで先日もやっぱり中国とアメリカとの関係で中国に進出した企業が日本に回帰する、その土地を今至急探していると、そんな話も数件いろいろの、青木村も含めて舞い込んできますので、これは、そういった心配もありますけれども、工場用地をまずつくっていく、当然トップセールスでいろいろなPRをしていく、情報発信をしていく、そういうことでもありますので、企業誘致、いわゆる工業団地の造成につきましても、今までどおりのペースでなるべく早い時期に完成するようなことも考えていきたいというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） わかりました。工場誘致については、あくまでもこれからの人口対策には確実に必要なことですので、これも進めていってもらえればと思います。

次に、医療圏の考え方についてでございます。松本圏内に多くの整備された多くの医療機関がございます。上田地域で今上田、佐久を中心とした、東信医療圏体制を進めております。今後、緊急搬送等、中信医療圏との連携も必要ではないかと私考えますけれども、村長として、また上田地域広域連合の副連合長としての今後の医療体系の広域、また村も含めた広域の中での医療体系の考え方というのは、今後どのように考えていったらいいのか、そこら辺のところをお願いできれば。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 二次医療圏の中核となります信州上田医療センターの医師は、現在68名まで回復をしております。特に外科医は3人から5人に増員されまして、また、本年度からは救急部が組織化されたところであります。まだ若干お医者さんの数が足りないという話ではありますけれども。圏域内での対応できる救急搬送の件数の割合はふえてはおりますけれども、二次医療圏の医療体制がふえたことから、この圏域での対応もできてきたというふうな数字が出ておりますので、よかったなと思っております。

それから、もう一つは、圏域内の二次医療圏内の10病院に協力いただきまして、病院群輪番制病院制度も運用されて、機能しているところでございます。三次医療圏の頂点に立つところは、佐久総合病院であります。松本側は違った圏域になりますが、今では例えばヘリコプターで言えば、上田地域に150回の、2年前のデータでありますけれども、ドクターヘリ

が来ております。そのうち25件は佐久以外の圏域に行っております。松本が中心ですけれども、若干長野へも行っております。

そういうことで、圏域を変えるということは、これは大変私ども青木村だけでできる話ではありませんけれども、今でも松本のほうにも時間的にも近いですし、トンネルができると、救急を要するこういった患者さんにはメリットがありますので、今後こういったこと、トンネルの開通を見越して、広域圏の三次医療について発言を松本側へも行けるような、そういった発言をしてみたいというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） そうですね、上田広域ではどうしても医療費関係について、東信管内のほうの医療機関への補助、またいろいろな援助等はしておりますけれども、今後実際佐久へ行く、救急車で佐久へ行くよりは、当然、松本のほうがもう近いということがもう確実ですので、そこら辺含めた中で、また広域としても松本医療圏との調整というものは進めていってもらえればなという考え方を持っておりますが、よろしくをお願いします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 青木村だけではなくて、千曲川左岸、川西地区を含めてこれは議論していくので、大変広域の中での一つのテーマになるというふうに思っておりますので、そういう視点から広域連合の中でも発言してみたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） よろしくをお願いします。

それと、次に通勤圏についてですけれども、今まで松本までの通勤圏は困難だという、青木村からのほうからは困難だということがありました。それは、川西含めたここら辺全体がそうですけれども、今までのように上田中心でなく、今度は松本もこれが通勤圏に入ってくるということでございます。この道路の整備については、これから育っていく小・中学生や高校生、大学生など若者への広報、確実にここで道路があく段取りになってきます、そこら辺への広報といいますか、周知もかなり必要じゃないかと。そうすると、その人たちが選んで、松本のほうの企業を選ぶことも可能になってくるとともに、今までは働く場所がないから、さっきの人口対策と同じなんですけれども、働く場所がないからどうしても家から出ていってしまうというようなことがありましたもので、これからについてはそういうところがあるよというような広報等についても、いろいろなところで広報活動をしていってもらえればと思います。そこら辺について。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今でも1時間、本当に成人式るとき若者たちにいい背広だね、どこで買ったのと言うと、意外と松本が多いんでこれびっくりしているんですけども、今でも松本というのは若者たちにとっては魅力のある、上田、長野よりは場所ではないかなというふうに思っております。これが、法定速度で34分で青木村役場から行けるということになれば、買い物とか通勤、通学、買い物、医療、飲食含めて、大変魅力のあるところが25万市、あるいは安曇野入れると10万ですから、35万の圏域がすぐ隣接してあるということは、魅力のあるところになるわけでありまして。

また、逆に言えば、35万の皆さん、あるいは観光客を含めると年間あそこの地域は1,500万来ておりますので、あの皆さんにも青木トンネルを通して青木村に来ていただく、青木方面に来ていただく、そういった両方を考えていきたいというふうに思っております。

それで、今から若者にPRでありますけれども、数年前から実は御案内いただいているところでありますけれども、村の広報紙に原則4分の1ページでありますけれども、松本市のいろいろなデータ、あるいはイベントの様子を掲載しております。これは、原稿を松本の広報にお願いをして書いていただいて、それを私どもの広報紙に載せておまして、今から松本ってどんなところ、どんな魅力があるの、どんなことをやっているのということを広報させていただいております。定期的に、松本の皆さん、広報紙を担当している皆さんと私どもの広報紙を担当している皆さんで、年1回定期連絡会をやっているんですけども、トンネルがこういうことになると、松本の皆さんも大変これはありがたいことだというふうに評価していただいて、これも3年ぐらい前からやっておまして、そういう効果がやっとな松本の皆さんにわかっていただくようになったかなというふうに思っております。今、松本は松本山雅、それから空港、そういうことで、より私どもに対して松本の皆さんはいろいろ期待しておりますので、そういった交流を子どもたちを含めて今後も積極的にやってまいりたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） 先ほど人口対策や何か始まって、どうしても若い物に知ってもらわなければなかなかできないということなもので、また、よろしく申し上げます。

私はこの事業に対しては強い思いを持って、役場職員もありましたけれども、持ってきました。また、議会に立候補するときについても、私も何とかできないかという公約を持ってここに議会としても出てきました。ここへ来て現実味が帯びてきているこの事業に対して、

今後私も議会議員として、また1村民として、できることは御協力いたしますので、村長、早期完成と、北村村長については、この事業をやり遂げることをお願いするとともに、今後村長の意気込みと申しますか、お聞きできればなと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） すみません、今の答弁の前に、先ほどの松本の関係ですけれども、既に千曲バスには社長さんに直々お会いしまして、パンフレットを見せて、数年後にはこうなりますので、ぜひ昔あった上小線を出していただきたいと、こういうお願いをしております。千曲バスもアルピコ交通と連携をとっているということでもありますので、大変魅力ある話だというふうに社長から聞いておりますので、こういった情報を逐次、千曲バスにも出していきたいと思っております。

それから、ただいまの御質問でありますけれども、本当に、きょう国庫補助が新規についてということは、たくさんの皆さんに長い間の御努力をいただき、事業採択されたことでもありますので、本当に感謝を申し上げたい、その一言でございます。

今後は一日も早い青木側からの着工、そして一日も早い完成、そして多くの魅力ある青木村への発展軸になりますこのトンネルを、国・県に協力していきたいというふうに思っております。

また、多くの関係する村民の皆さん、議会の皆さんにも御協力をいただき、その推進に全力投球をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく御願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） 先ほど交通量の問題がありました。私、三才山はもっと多いのかなと思いましたが、意外と少ないなというのが私の感覚でございます。

いろんな交通安全対策等、村民からはこの量がかなりふえるかなというような話の中で交通安全対策等いろんな御意見、また心配が出ているかと思っておりますけれども、そこら辺のところは十分村もお話し申し上げながら、交通安全対策に努めながら、このトンネルが早く開通できるようにお願いして、今回のこの質問については終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

次に、幼保無償化についてでございます。

国では、10月から実施を予定している幼保無償化法案が成立いたしました。この7月には参議院選挙、また衆参同一選挙が取り沙汰されているなど、にぎやかなことになってきております。

また、選挙絡みといたしまして、消費税10%アップということで、何か消費税が新たに10%全部上がるのかというような感じの話もございますけれども、これはあくまでも今までの8%プラス2%ということで10%ということでございます。

そこで、その増税分を少子化に対応するための財源とするということですので、私は今の国の財政状況からいって、この2%というのは、どうしても財源確保として、こういうところへ充当するのであれば、私はもう増税は避けられない部分だと私は思っております。そんなことで、少子化対策については進めてもらえればと思います。

そして、青木村では保育事業が対象になるということでございます。今年度の保育園の予算は1億3,564万3,000円、前年度より1,535万4,000円増となっています。そのうち保育料としては1,738万4,000円と、約1億1,649万2,000円が一般財源から出されているわけです。当然、この中には地方交付税措置されていると思います。全てではなく、村税がまたその分多く投入されています。このことについては、私は異議を申すものではなく、子育ては大事でありますけれども、十分やっていてもらいたいと思います。

そして、今回成立した幼保無償化法案について、青木村に対する財政への影響についてと、全国的でなく青木村の状況について御質問させていただければと思います。

まず、最初に、村の本年度の予算の中で一般財源1億1,649万2,000円が計上されておりますが、算入されている交付税額及び村税の額、なかなか難しいかと思っておりますけれども、わかりましたらお願いできればと思います。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 交付税算定の中では、保育所にかかわる費用につきましては、個別算定経費の社会福祉費という項目の中で算定をされているところでございます。保育所の費用のみならず、ほかの事業、障害者福祉ですとか児童手当とともに、この補正係数が算出されているということで、なかなか保育所のみで幾ら算入されているかと、非常にわかりづらい状況でございます。今申し上げた社会福祉費としては、1億2,795万1,000円が基準財政需要額に算入されているということでございます。人口4,343人に対しまして、ここに補正係数ですね、段階補正、態容補正、密度補正、また事業費補正というような補正係数、これを合わせて算出された補正係数が1.259ですね、これを人口4,343人に掛けると5,486人になります。ここへ国で定めた単位費用1人当たり2万3,400円、これを掛けて導き出された数字が1億2,795万1,000円ということでございます。これは、あくまでも基準財政需要額に算入される数値ということで、ここから基準財政収入額を差し引い

た金額が交付されてくるということになっておりますので、明確には判別しがたい状況です。

ただ、仮に一つの目安として、この今の社会福祉費の基準財政需要額 1 億 2,795 万 1,000 円を保育所費ですとか、児童手当、それから障害者福祉費の予算ベースで案分をしたとすると、保育所費分としては 8,500 万程度が交付税算入されているのかなということは、推測することはできるんですけども、そうなると一般財源が 3,100 万程度と見ることもできますけれども、これがはっきりとした明確な数字かと言われると、ちょっとわからないという状況でございます。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） なかなか交付税算定については、なかなか人口対比でどこへ掛けてくるか、なかなか出すのは難しいかと思えますけれども、交付税としてかなりのものが来ていると。村の単独費としても、かなりの部分は出しているということでございます。

今回の国の改正では、3歳から5歳児は原則全世帯、ゼロから2歳児については低所得者層を対象としているということでございます。その無償化についての財源配分ですけれども、3月の当初予算では、国・県からの財源がどうなってくるのかわからないから説明できないということで前年度並みの予算計上をされてきているかと思えます。法案も成立したことで、その説明が実際、県・国のほうからあったのかどうか、そこら辺のところはおわかりになったらお願いできればと思います。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） 幼保無償化に伴う財源配分についてですけれども、現在国から示されているものについてお答えをいたします。

財源負担のあり方につきましては、自治体の負担軽減に配慮しつつ国と地方で適切な役割負担が基本、消費税増収分を活用し、必要な地方財源を確保するとしています。負担割合につきましては、国 2 分の 1、都道府県 4 分の 1、市町村 4 分の 1、ただし、公立施設ですけれども、幼稚園ですとか保育所及び認定こども園については、市町村等 10 分の 10 としています。

財政措置等につきましては、初年度の取り扱いとしては、初年度に要する経費を全額国費で負担としており、事務費等につきましては、初年度と 2 年目を全額国費、それから、認可外保育施設等の 5 年間の経過措置期間に係る費用相当額を、全額国費で負担すべき措置としています。

この無償化につきましては、来週 6 月 17 日に国からの説明会が長野市で開催される予定で

す。保育料無償化に対応するためのシステム改修費につきましては、本定例会でもお願いしているところですが、今後示される情報をもとに、9月議会等での対応もお願いしたいというふうに考えています。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） まだ完全な内容までは来ていないで、これからの説明になるかと思えますけれども、既に6月補正で電算入力のやつは今回上がってきております、補正かかっています。これらについては、今後説明があるとすれば、9月補正では大体間に合うかどうか、そこら辺のところはどうですか。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） この説明会を受けまして、9月補正で準備できるものはしていきたいというふうに考えています。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） わかりました。

その後、村の保育行政についてでございます。私、入園式等出席させていただきました。園児が減少している中で、職員数は私、これも数えてみたんですけども、大体30何名いたということでございます。すごい手厚い保育体制をとっている保育であるなど感じておりました。このように、保育環境が整っている青木村保育園で、村の子供を青木村で育てるといふ、この理念のもと、青木村の子供たちは特別な事情がない限り、極力保護者の皆さんに御理解いただきながら、全ての子供を青木村で保育するようお願いしたいと思っておりますけれども、この考えについては、教育長のほうですかね。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 今年度予算を認めていただきまして、児童発達支援事業を村として誘致することができました。これで、健診から始まって、保育園、小学校、中学校と連携した支援が一層充実したものになると考えております。

先日、青木小学校から長野市の小学校へ異動になった校長先生から相談の電話が実はありました。青木村を出て、改めて青木村の早期からの手厚い支援が重要だということがわかったと。ほかの小学校では、入学してきた子供たちがスタートから落ち着いていないと、どうしたらいいか知恵をかしてほしいという、そういう電話でありました。早期からの支援がいかに重要かについては、今世界も、それから日本もわかってきております。その認識から、平成29年3月には、保育指針と幼稚園教育要領が同時改定になりました。

今後も青木保育園では、手厚い支援と専門性の高さを目指していこうというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） 青木村の教育方針全体としての、一番小さいところの部分ですので、これからもこれについてはぜひともお願いできればと思います。

そして、今回の幼児教育・保育無償化のために法案が5月の参議院で可決、成立しました。村内の幼稚園や、あと認可外保育園等に対する利用についても対象になっていくのかどうか、ここら辺のところはどのようになってくるんですかね。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 若林園長がお話しされたように、県からは6月17日に説明会を開くと、6月3日の日に連絡があったところであります。細かな点は説明会を受けて調整していくことになるだろうというふうに思っているんですが、御質問の村外の幼稚園や認可外保育施設等を利用する子供たちも対象になるのかということについては、県のこども・家庭課に問い合わせたところではありますが、その回答は、どちらを利用している子供たちも無償化の対象になると回答をいただいております。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） いろいろな事情で村外の幼稚園等へ行かなければいけない方がいるかと思しますので、それは村としてもやらなくちゃいけないかと思えます。

ですけれども、私は全ての子供は村の保育園を利用してもらいたいと願っていると、前の質問にも関連しますが、認可外保育園も無償化の対象にするということは、私はちょっといただいたので調べていたんですけれども、施設基準や保育の質の問題、事故等もかなり多いというように聞いております。村の保育園であれば、面積とか、いろいろな人数とか、そういうものでやられていますけれども、特に認可外については、かなりフリーハンドみたいな形で、国はもう東京都とか都会で足りないところの分をそこへ投げているのかという感じを持っております。

そんな中で、もしこの認可外保育園でそこまで村も補助を出さなくちゃいけないということになったとき、認可外保育園の中でもし事故等が起きた場合、その責任とか、村が認めるということであれば、その保育園を認めるということであれば、事故等があったとき、その責任というのは村まで来るのかどうか。そうじゃなくて、あくまでも保護者とそこの間で決着つくのかどうか、そこら辺等、お聞きできればと思います。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 5月11日の新聞各紙でも保育の質の確保を安全面の心配があるという、その点が最も大きな懸案になっていると報道されています。今回の決定というのは、国の定めるところにより全ての市町村が認可外保育施設も対象にすることになったということですので、問題が起きた場合は、この制度に対する批判が起きるのではないかとこのように考えております。国もそのことは十分に認識しておりまして、都道府県等の指導監督の充実を図るとこのようにしております。さらに、5年の猶予期間を経過した後に指導監督基準を満たしていない施設は無償化の対象から外れるということになっています。

いずれにしても、教育委員会の基本的な考え方は、全ての子供が青木の保育園を利用してほしいと、そういうことがいろんな場所でもこれからも発信してまいりたいというふうに思っています。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） 何か今回のやつについては、青木村の場合は特にまだまだ受け入れ体制が十分整っている中なもので、できたら村内の皆さんには青木村の子供たちは青木村でという考え方をもって、これからも保育のほう、また子供たちを育てていってもらえればと思っております、お願いいたします。

さて、財源に戻ります。無償化の財源が特定財源なのかどうか、ちょっとまだ私も最終的にわかってないようですけれども、もしまた交付税措置なんて話になりますと、交付税全体、先ほど言いましたように、ただ係数を、交付税全体が16兆ですか、17兆というものの中で全国的にある中で、その中でただ、土木費、何費というように係数で振り分けているだけなわけでございます。そうすると交付税の額を多くしないでにおいて、無償化については交付税に含まれていますなんて言われても、これ市町村についてはもうたまったもんじゃないんですけれども、このことについて、他の事業の係数を少なくして、今言った福祉のほうの係数を高くして、そこに係数を高くしましたからということ、そのようなことがないように、今回はぜひ特定財源化してもらえないかということをお願いできればと思いますけれども、これは村長さんにお聞きできるのか、担当のほうがいいのか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問のありました地方交付税の総額というのは、税法の6条に決定されて決められておりまして、所得税、法人税の33.1、酒税の50%、消費税22.3%、地方法人税の全額と、こういうこととあります。ですから、御質問のとおりアップになっており

ますが、消費税の伸びた分だけ少し上がってくるかなということになろうと思います。私ども財政を担当している者につきましては、今、杓掛議員がおっしゃったように、ほかの分を含めて交付税に算入されているという、その言葉はなかなか信じがたいといひましようか、数字として出てこないという実感を持っております。消費税が上がってそういう財源があるならば、私たちは、私たちというか首長たちは、地方自治体の首長たちは、補助金とか交付金という形でほしいということ、交流ある首長さんたちとは今話し合っておりますので、そんなことを少し一度決着ついてしまったことではありますけれども、訴えていきたいというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 杓掛議員。

○6番（杓掛計三君） その辺をお願いしたいとともに、今回、青木村議会としても、県の議長会のほうへ今回のこの幼保無償化については、国へ特定財源を要望してくださいという、県の議長会を通して国の方へ上げてくださいというのを、この間議会の中で諮って、皆さんに御了解を得て、県の議長会のほうへ出させていただきます。今回の幼保無償化について特定財源対応するよう、これについては地方六団体、市町村長、議会議員等、地方六団体すべてでこれについては強く国のほうに要望していただければと思います。これについて、市町村長もその六団体の1団体ですので、その点について、村長、どこか発言する機会があったらぜひやってもらえればと思いますけれども、どうですかね。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ことしの4月に町村会と県との事業説明等々の中でも、このことは常に議題と、議題といひましようか、こちらから発言して、県にもそんな問題意識を持ってもらっているところであります。いろいろな首長の会議にこの発言をしても、余り問題意識を持っていない首長さんが多くてがっかりしているところなんですけれども、しかし、ある首長さんにとっては、本気で残念だったといひましようか、こんな地方負担があると思わなかったとか、いろいろこの制度についての意見のある方もままいらっしゃいますので、そうした人と連携とりながら、今、議員が質問されたような形に改正ないかどうか、あるいはそういう中で前段の御質問もあわせて努力してまいりたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 杓掛議員。

○6番（杓掛計三君） また財源の問題へ入っていくんですけれども、そうしても私も国を信用できない部分というのが大分あるんですけれども。最近では無償化として、国で全てを対応するんじゃなくて、地方負担を求めるような話もまた出てきているのかなと考えておりま

す。少子化については、日本国の今後の最大課題になってくると思います。働く人がいない、背負う年代がなくなってくる中で、外国人の労働者の受け入れ等の法案も通したり、いろいろなことで日本も大分苦勞しておりますけれども、このような考え方の中でこの財源を確保しながら、地方には迷惑かけないで、これ国の仕事としてやってもらえればと思います。何かというと、すぐ国防費予算の減額や法人税の増額だと、振りかえるというような意見も出てきますけれども、本事業については消費税、本当に国民に対しては痛いんですけれども、これから国を下支えしてもらおう少子化に対するものですので、ぜひとも国民に御理解していただきながら、国の責任において実施していただきたいと思っておりますけれども、これについて、村長、最後ですけれども、お答えできれば。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 超少子化とか人口の減少というのは国の力を衰退させるということは、世界の歴史上見ても数多く例があるわけでありまして。幼保無償化の考え方としては、大変私どもとしてはありがたいわけですがけれども、やっぱりこういった財源制度の厳しい、1,813の市町村みんな同じなんですけれども、こういった財源を国のほうでしっかり見てもらいたいというのは同じ考えだろうというふうに思います。

町村会でも話題になるんですけれども、何か消費税が上がるというのは前々からありましたけれども、この件についてはことし、今年度の国の予算編成の中で何か唐突に地方負担が上がってきちゃったなという感想を実は持っているところでございます。国のほうでも少しは譲歩したところも、データを後で見るとあるわけでありましてけれども、本当に私どもは唐突に地方負担が出てきたと、きちゃったというふうに思っております。

しかし、一方、その少子化でありますとか人口減少問題というのは、国難と言う人もおられますし、喫緊の日本国の最大の課題であるというふうに思っております。子育てのこと、教育のこと、子供たち、少子化、高齢化、人口減少、この克服のためには、国、市町村、関係団体、議員さんたちもいろいろ応援していただきながら、国がリードをしてやっていく。そういう中で私どもも一生懸命町村として、村としてできることを一生懸命やっていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、財源が何といても問題でありますので、このところはなるべく地方負担が少なくなるような方法で今後、ことしの半年間国が面倒見ると、こういうふうに言っていますけれども、その後のことを十分に議論しないまま、負担がある日突然私どもとすれば押しつけられたといいたましようか、減ってきてしまったというような感想を持って

おりますので、こういったことを各団体通して議論して、復活していくようなことを考えていきたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） ありがとうございました。

これから参議院選挙、米中貿易摩擦等、いろんな社会情勢が懸念されますが、この法案が無事施行され少子化に歯どめがかかることを期待して、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員の一般質問は終了しました。

◇ 堀 内 富 治 君

○議長（宮下壽章君） 続いて、9番、堀内富治議員の登壇をお願いします。

堀内議員。

[9番 堀内富治君 登壇]

○9番（堀内富治君） 9番、堀内富治でございます。

きょうは、2点について質問してまいります。北村村長並びに担当課長の答弁、よろしくお願いをします。

まず、第1点でありますけれども、ごみ処理問題についてということでございまして、いろいろと検討してまいりますと幅の広い事項であるというふうに感じるわけでございます。大変重要な、また難しい問題であります。

現在、上田市を中心として上田地域広域連合含めて、処理場の建設に向けて今土地の確保に努力をされておるといふふうに承知をしておるわけでございます。本当に御苦労さまでございます。私も当時のことを振り返ってまいりますと、8カ所の候補地がございまして、それは長和であり、武石であり、丸子であり、本村であり、それから上田市内だった、こういうふうになっておったわけでございますが、ある日突然、清浄園一本に絞りますよと、こういうような話が出てまいりまして、みんなはとしたわけでございますが、その後、問題は今日まだ解決ができ得ないというような状況を考えますと、非常にもっと真剣に考えておけばよかったのではないかと、こんなふうにも考えておるわけであります。

上田市、東御、それから丸子の処理場につきましては、まだ古い施設で稼働しております。

先日も清浄園ちょっと寄ってみますと、古い友達がおりまして、いろいろと話をしてみたいわけでございますけれども、本当に神経を使いながら機械操作をしたり、いろいろと配慮しておるということでございました。片やとにかく土地の物色をしておると、こういうような状況でありまして、これは相当のエネルギーを費やしているのかなと、こんなふうにもしみじみと感じてきたわけでございます。

現在、市民あるいは地主の皆さんと、いろいろと市長が中心となって巡回したり説得をしておるようでございます。北村村長も大変な御苦労なっておるというふうには私を感じるわけでございますけれども、いろいろ話を伺ってみますと、なかなか前へ進めるきっかけがないと、こういうような話も聞いておるわけでございます。もう何年もたっておりますので、ぼつぼつこの辺で決着をつけないと前へ進むことができないというふうには私を考えておるわけですが、この辺の状況について北村村長も責任があるかと思っておりますけれども、お伺いできればと思ひまして、質問します。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 資源循環施設の建設候補地の決定に至らなくなってございまして、圏域、村民の皆さんに大変御心配をかけているところでございます。

最近、広域連合長がかわりまして以降の話をさせていただきたいと思っておりますけれども、今までは資源循環型施設対策連絡会、途中で2つの団体が抜けてしまいましたけれども、ここを窓口として議論してまいりました。その後、市長がかわりましてから、ここと行政と地域住民と学識経験者と、これらの人が入りまして、資源循環型施設検討委員会を設置いたしました。この中では、環境に配慮した施設のあり方、それから地域住民の安全・安心を将来にわたって保障する計画を同じテーブルの中で議論し、積み上げていこうということになりました。今、堀内議員からきっかけが必要というお話ありましたけれども、まさしくこの検討委員会がきっかけになるというふうに期待をしているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 私、心配しておりますことは、現状やっぱり広域の関係で運営費等々の処理もしてまいらなければいけないと、こういうようなことだというふうには私は思うわけでございます。年々、経費は下がるというわけにもまいりませんが、こういうような負担もしながら、とにかく土地の物色を始めておるということでございまして、村民から考えるとこれはとにかく将来的には大変なことになるよなと、こんなふうにも考えておるんですけれども、村長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ごみは毎週定期的に分別、そして収集をさせていただいております。

村民の皆さんにもそういったごみ出しについていろいろ御配慮いただいているところであり
ますけれども、一日も早くやらなければならないと。仮に、これが今決着いたしましても7
年かかると。地元と合意ができて、これからオープンするまでに7年かかると。その間、
今、3つで運営しておりますクリーンセンターを維持していかなければならないという点で
は、大変苦慮されるところでございます。前に青木村の広報紙に毎月、対前年度比、家庭で
出すごみの量の対前年度比を出して、減量化への啓蒙をさせていただいているところであり
ますけれども、各市町村とも関係する市町、大変減量化に取り組んでおりますので、青木村
あるいは青木村村民の皆さんにも、さらなる減量化をお願いしてまいりたいと考えておりま
す。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） それから、こういう資料ももらってまいりましたけれども、みんなが
利用されているかと思えますけれども、今この中で前々からちょっといろいろと問題があ
りました事項もございまして触れたいと思えますけれども、最終処分場の問題です。焼却
灰や埋め立てごみを処分します。これは、建設外の地域で考えると、こういうことも明確に
一応なっておるわけございまして、このことにつきましても村長は非常にいろいろと検討
されてまいった経過があるというふうには聞いておりますけれども、この辺のこともどこ
でどうなるかちょっとわかりませんが、村長のお考えは固まっているのかどうか、お
伺いをしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 最終処分場につきましては、資源循環施設ができる行政体以外のと
ころでつくるということになっております。私ども、今資源循環施設は候補地になってい
るところしかないというふうに思っておりますけれども、これが決着する前に青木村で決める
ということは、いろいろ及ぼす影響も大きいところから、事務的には考えておりますけれども、
それを外に出していく、対外的に外に出していくというところまでは、まだ至っておりま
せん。

それから、今おりますのが、室賀に今最終処分場持っております、私も現地へ行きました
けれども、まだ若干余裕があることと、それから、先を見越してその圏域外のところに搬
出して埋め立てを民間にお願いをしていますので、今しばらくは今の最終処分場でもつとい

う計算になっております。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） ちょっと先ほども触れたわけでございますけれども、ごみ処理場の問題につきまして、上田市が中心となって今進行しておるようでございますけれども、これはやはり将来的にもやっぱり上田市が中心となって進めていくべきものであるかどうか、その辺はどうでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 約ごみの8割近くが上田市が排出しております。それから、候補地も上田のあの地に、上田市といいましょうか広域連合長が中心になって決めておりますので、そのところは上田市が中心になって広域連合とともにやっていくことになっております。こういった資源循環施設の処理場の建設については、上田市と広域連合で共同でやっていくということになっております。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 了解をしました。

それから、ごみの減量について、非常に地域でも努力されておるわけございまして、女性団体の皆さん、それから、またこの間は農業委員が竹のチップですね、こういうようなものを利用しながら有効に活用をしていきたいというような提案もあり、実際に動いておるわけでございます。ごみの少量化に対する村長の考え方をお伺いをしたいと思います、減少。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 広域全体で見れば、少しずつ下がっております。その前に全国的なデータを見ますと、長野県は少ない、1人当たりのごみの量が少ない。それから、その中でも上田広域につきましては、こういった事情がありますことから少なくなっております。青木村も、1人あるいは1軒当たりのごみの量というのは、ほかと比較して少ないわけでありまして、残念ながらと言ったほうがいいのか、事業系のごみは少ないわけでありまして、人口全体から見れば少ない量だというふうに思っております。

そうはいいながらも、一人一人が減量化に努めていかなければなりません。説明会に行くいろいろな意見が出ていて、例えば使ったティッシュペーパーもちゃんとごみの減量化に使えるんだ、当然のことなんですけれども、それをやっておられる家庭もあるということで、私も数年前に小さい名刺大の紙も有料のごみになるようにちゃんと出して下さいというように、そういったグッズも各家庭に配布していただいて、一軒一軒にやっておりま

す。それから、生ごみの乾燥機だとかコンポストだとか、そういったものも補助金をしながら多くの村民の皆さんに御協力いただきながら減量化をしているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） わかりました。ごみの減量化につきましては、村民本当に一つになって努力をしなければいけないというふうに肝に銘じておるところでございますけれども、現状、女団連の皆さんは段ボール箱による出し方とか、それから先ほどの竹の問題だとか、それからごみ処理機の助成、それから支援、こういうようなことをいろいろと考えながら前向きに取り組んでいただいておりますことには感謝を申し上げるわけでございますけれども、さらにもう一步進んで村長の考えていることがあったらお伺いをしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 地元の団体交渉の席にも私も何回か出させていただいておりますけれども、あの方々の一つ一つの言葉というのは大変重要な言葉といたしましうか、内容であると思っております。ですから、青木村村民の皆さんには、資源循環施設の今候補地が周辺の住民の気持ちになって、ごみの減量化に取り組んでいただくよう、機会あるごとにお願ひしておりますけれども、そういったことも村民の皆さんに十分御理解の上、減量化に努めていただく、そんなことも今後の私どもの課題だと考えております。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 非常に難しい問題だと思いますが、どうか村長筆頭に前向きに減量に取り組んでいただくよう期待を申し上げます。

それから、ちょっと関連をするわけでございますけれども、し尿処理の問題ですね。これは、長和町の御協力、長和町の御理解をいただきまして、現状順調にいろいろと運営がされているだろうというふうに推察を申し上げるわけでございますが、現状のその辺の動向についてお伺いしたいと思いますし、それから、処理費ですね、この辺についてもお伺いをしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 清浄園が候補地になった、それ以外のところでそれぞれの市町村で処理するというし尿処理の考え方の中で、長和町さんの大変御配慮いただきながら、昨年度オープンいたしました。運営は大変順調でありまして、もともと青木村からは平均1日バキュームカー1台程度であります。その後の処理の機器の状況も大変よくて、今年度当初予定いたしました費用400万円近く使わなくて済んだということで、そういう面でも大変よかったです。

かなと、順調だというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 了解しました。

それから、不法投棄の関係も、私は回ってみれば、前と比べれば大分減ってきたかなというような感じを持っておるわけでございます。ちゃんとチェックする人はチェックする人なりに業務を担当されておるようでございますけれども、その辺の状況についてお伺いをしたいと思えます。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 各自治体とかボランティアの皆さんによって、ごみゼロの運動あるいは回収をさせていただいております。それから、自然を守る会の皆さんに大変御配慮いただいている浦野川のごみの回収、あるいは中学生のごみ資料の設置等の啓発もやっております。私が就任した当時から比べれば、5月下旬にいたしますごみゼロ運動の回収量も減っておりますので、少しずつよくなったかなというふうに思っております。

それから、青木村の特長といたしまして、粗大ごみの回収を年2回しておりますけれども、周辺の自治体ではやっておりませんので、こういった取り組みもそういったごみの減量に、あるいは美しい村づくりに貢献しているのかなというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） ごみの問題につきましては、どことなく非常に細かな神経を使いながらやっぱり対応していく必要があるだろうというふうに私は思います。どうか、しっかりと指導されますように、よろしくお伺いをしたいと思います。

なお、また、きょうの新聞にも載っておったわけでございますが、プラスチックごみの対策ですね。このことにつきましても、真剣にこれから考えなければいけないというふうに私は考えております。大変な量になるわけでございますが、青木村として現状の収集体制でいかどうか、その辺、村長のお考えがありましたらお伺いをします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 軽井沢でG20の環境問題の会議があるというようなこともありまして、大変ごみあるいはプラスチックの問題が今クローズアップされていて、それはそれで大変いいことだなというふうに思っております。ここ数日のテレビを見ていてあと思ったんですが、日本のプラスチックのごみが海外へ行っていると、全世界で3位の消費だというような話を聞いて、これはもっともっと減少化に努めなければ、日常生活の中で努めていかなければ

ばならないなという反省を持っているところであります。

このプラスチックについて、これは日本国挙げての課題でもあります。一人一人の課題でもありますので、こういった減量化あるいはちゃんと不法のされない、適正な処理ができるように努めてまいらなければならないし、またそういう方法でごみ問題に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） はい、ありがとうございます。

それでは、2件目に入りたいと思います。

介護施設の利用状況についてということですが、平成7年にオープンをしました大樹会のレポートあおき特別養護老人ホームでありますけれども、青木村の皆さんの御理解、御協力をいただきながら順調に推移をしているかなと、こんなように私は思うわけですが、先日、奈良本施設長とも話しましたが、とんでもない、非常に苦勞していますよと、こういうことございまして、十分に理解はしておるわけですが、まあ順調な推移かなと、そんなように私は考えておるわけでございます。

村長に、その辺のレポートに対するお考えありましたら、お伺いをしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 介護の関係では、レポート、大樹会の皆さんには大変でお世話になっているというふうに感謝をしております。課題は、やっぱり働く人がいない、少ない、やめていってしまうということをお聞きしておりますので、そこを行政としてどのような応援ができるのかなということがポイントだろうと思っております。商工会では、村全体として働く人が少なくなった、募集しても、ハローワークに頼んでもなかなか人が来てくれないということで、青木村で働きませんかというチラシを川西地区等に2回まきました。ことは、それぞれ効果があったものですから、筑北村も含めて、方面も含めて考えようということで、商工会が中心に今取り組んでおりますけれども、そういうようなことで、レポートからは、今までハローワークからどう出しても来なかったけれども、このチラシを出すことによって複数の人の紹介があったり、働く人が見つかったということでもありますので、そういった面での支援を十分していくことが、今喫緊の課題かなというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 先日もちょっとお伺いをしてみると、有志の皆さんによるところの健康づくりの会場ともなっておるようございまして、これ地域包括センターの管轄になるか

と思いますけれども、たいへん前向きな活動がされておることを私はうれしく思っておりますし、将来的にも期待をしておるところでございます。この辺の会場利用とか指導とか、そういう面を含めて、小宮山課長にお伺いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） ラポートの施設を使った何か催し物という意味でございますでしょうか。

デイサービス等でラポートのほうに集まった皆さんには、いろいろ認知予防のドリルとか、そういったことは通常行ってはおります。特に村で主催の健康教室というものは、特にそこでは行ってはおりません。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） その辺も含めて、地域でとにかく活用ができる方法を少しでも考えて健康づくりを進めなければいけないというふうに私は考えておりますので、いろいろと工夫をお願いをしたいと思います。

それから、介護施設の利用状況であります。いろいろと調べてみますと、ひとり暮らしの高齢者が既に185人と、こういう数字が、これ近々の数字ではございませんけれども出ておるわけでありまして、高齢者世帯が240世帯、これもふえております。それから、ラポートあおきに入所している村民の方々はおおむね80人ぐらい、こういう数字も出ておるわけでございます。それから、居宅介護の人につきましては175人と、こういうような数字も出ておるわけございまして、現状が大幅に増加をしているというような状況ではありませんけれども、こういうような数字を見ると将来的にやはり後継者がいないという面から考えれば大変になるかなと、こんなふうにも考えておるわけでございます。問題点であるかというふうにご考えております。この辺の数字について、村長、いかがでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

ショートステイのほうでは、今現在、私どものほうで確認している数字でございますが、ベッドが10床ございまして、大体ほぼフル稼働という形になっております。在宅サービスにつきましては、認定者数が327人おいでますが、そのうちの159人が在宅で過ごされているということになります。そのほか、ひとり暮らしの方でございますが、こちら先ほど185名と申しましたけれども、うちのほうでは実際に村で暮らされている方は177人というふうなことで把握しているところでございます。若干、議員さんと調査の時点が異なっているのか

なというふうには思いますが、いずれにしろ一定数の数、高齢者の方、ひとり暮らしの方、それからショートステイされる方、居宅サービスをされる方はおいでます。こういった方々の介護サービス等を提供するに当たって、それ相当の予算、それから賃金等がやはりこれからも必要になってくるのかなというふうには思っておるところでございます。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 待機者について、もしおわかりでしたら何人ぐらいいるか、お伺いします。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

今現在、5月末時点でございますが、申込者は58人おいでます。去年に比べると若干数のほうは少なくなっておるわけでございますが、申し込みされた方が順番にということではなくて、介護の度合いに応じて、緊急性、必要性のある方をこの中から最初に入れていくという形でございますので、58人全員が今すぐ入所しなければならないという、そういう状況ではございませんので、こちらのほう、特に問題となっているという部分は感じてはおりません。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） ラポートでは大分幅の広い仕事をされておるわけございまして、食事の配送あるいは病院への運搬、それから認知症対策等々いろいろあるわけございまして、この辺で前向きにとにかく取り組みをされておる事項がございましたら、小宮山課長にお答えをお願いしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 配食サービスの関係でございます。こちらにつきましては、実人員で今現在77名の方が御利用されております。給食の数で申し上げますと、年間で2万2,660食ということでございます。前年より若干少なくなっております。1日平均すると、50から60食程度というふうに把握しているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 病院通いだとか、そういうような数字は出てきませんが。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 失礼しました。

外出支援サービス、こちらの件でございます。こちらは、30年度の実績でございますが、

延べ236人、回数で申し上げますと982回でございました。29年度が、202人の119回でございまして、大分前年に比べてこちらのほうはサービスの利用がふえているという状況でございまして。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 広域の関係で認定審査会を担当しているかと思えますけれども、その辺の認定審査会との連携プレーは、状況としてはどうでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 宮澤地域包括支援センター長。

○住民福祉課課長補佐兼地域包括支援センター長（宮澤章子君） 介護保険の認定結果をお出しするということで認定審査会を開催していただいておりますけれども、地域包括支援センターで介護保険の申請を受けさせていただいておりますけれども、その後の結果に至るまでの時期的なことですか、意見書がまだ出ていないというような御連絡をいただいたり、あと、こちらで問い合わせをしたりということで、広域さんのほうとは日ごろ日常的に連携をとらせていただいております。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 村長にお伺いしたいと思えますけれども、青木は青木村の人口から、それから年配者の数からいろいろこう整理をしてみますと、将来的にやっぱり高齢者対策を真剣に取り組んでいく必要があるだろうというように私は考えておるわけでございまして。一言ございましたらお願いをしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私がこの職に就任させていただいた以降、毎回この高齢者問題については各議員さんからも御要望いただいておりますし、また、村民の皆さんからも数多く高齢者対策への充実について希望をいただいているところでございまして。やるべきことはたくさんありまして幅も広いんですけれども、大変広域連合、あるいは大樹会、そういうような協力いただきながら、上田市も協力いただきながら、この充実を努めているところでございまして。財源とか人数とか、いろいろありますけれども、課題はありますけれども、解決すべき根幹的な課題はありますけれども、高齢者問題につきましては、青木村をここまで立派に育成していただいた、本当に功労者の皆さんに対する感謝の気持ちで今後も取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 今、交通事故を考えれば、年寄りの事故というのは非常にふえておる

というふうに考えるわけでございます。また、認知症というようなことについても、やはりこれから真剣に考えていかなければいけないというふうに私は思いますけれども、どうかひとつ幅広く高齢者のことを見ていただけるような、そういうような業務を拡大して、立派な青木村づくりをお願いをしておきたいと思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩とし、45分から再開いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 松 澤 正 登 君

○議長（宮下壽章君） 3番、松澤正登議員の登壇をお願いします。

松澤議員。

〔3番 松澤正登君 登壇〕

○3番（松澤正登君） それでは、議員ナンバー3番、松澤正登でございます。

通告に従いまして順次質問を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、初めに、村営バスの運営状況と弱者対策についてお伺いをしたいと思います。

最近にぎわしておりますけれども、東京池袋で87歳の男性が運転する乗用車が暴走して、母子2人が死亡、10人が負傷した事故から、はや1カ月超になります。痛ましい事故がその後も後を絶たない報道がされております。

村内の診療所、歯医者さん、それから買い物等へ行く場合、足の悪い高齢者は近くにバス停があってもバス停に行くことも困難と耳にしております。高齢者暮らしで送り迎えの家族がいない、地域の安心・安全を守り、同時に住民の足を確保することが欠かせない状況であります。

村の公共交通対策については、過去にも多数の議員が質問をいたしております。村長は昨年6月議会で、地域住民の日常生活の移動手段として、ますます重要性は高まっている、収入支出を考えた費用対効果は別として、村営バスは交通弱者、高齢者、保育園児、小・中学生のための地域の足として維持していかなければいけないと、こういうふうに答弁をされております。

私も道路に近いものですから、毎日のようにいるときは、バスの乗客はどのぐらい乗っているかなど、こんなふうに気にして見ているわけですが、なかなか利用している乗客は少ないなど、こんなふうに感じております。

そういう中で、まずお伺いしたいと思っておりますけれども、村の公共交通の利用状況をまず教えていただきたいと思っておりますが、よろしく申し上げます。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 高齢化の波の中で、公共交通の大切さというのはますます増してくるだろうというふうに認識しているところでございます。毎年交通会議を設けまして、関係者が集まっていた中でいろいろ議論していただいておりますけれども、非常に精密なといましようか、詳細なデータをとって検討しております。少しそのデータに基づきまして答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、全ての路線で減少が続いております。4コースありまして、入奈良本と沓掛方面は、21年度1便当たり乗車数は、21年度5.8人に対して、29年度は2.8人でございます。それから、弘法、原池方面は、21年度3.0に対して、29年度は0.8、1を割ってしまっております。大変残念なことでございます。それから、管社、当郷、殿戸、夫神、細谷方面は、8.0に対して4.4、これは成績のいい路線でございます。それから、村松、田沢方面でありますけれども、これは2.8人に対して0.8ということになっておりまして、1.0を1便当たり下回るものも出てきましたし、曜日とか運行によって多少違いますけれども、全体としてみるとそんな状況でございます。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） お聞きのとおりでございまして、非常になかなか利用者の増は厳しいなど、少子化の問題もあるかと思っておりますけれども、なかなか大変だなどというふうに考えているところです。

その中で次の質問に進めさせていただきますが、そういった状況の中で問題点とか、それから改善された点でありますとか、それから村民からの要望や意見はあったのか、その対応等についてお伺いをしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 村民の皆さんからの要望、意見等はあったのかというようなことをございます。最近ですと、このごろ大型連休10連休というようなことであつたわけなんですけれども、その間、連休というような形をとらせていただきました。その際に、やっぱり診療所行くのにちょっと不便だったなというような御意見をいただいたところをございます。連休中の対応については、また検討していきたいというふうに思っております。運転手、ドライバー等も逐次意見交換と申しますか情報収集しているわけなんですけれども、ふだん利用されている方からは、とてもありがたいというような御意見をいただいているところをございます。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 私もと申しますか、区の役員をやっている中で土曜営業はできないかと、こんなような話も上がっているかと思うんですけれども、そんな見当もされているんだなという中で今総務課長の回答だとは思っています。

次に進めさせていただきますけれども、現在デマンドバスという形の中で、ある程度は自由な形で乗り降りができるというバスになっておりますけれども、それにかわる、もう少し今の高齢者、障害者、そういった人への対応等で、タクシー方式で個々の戸口からの運行は難しいのか、こんなことを考えますけれども、この辺のお考えはあるでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 交通会議の中では、この1.0を割る、あるいは1.0に近いようなところは便数を減らして、まず今の御質問の前に人数の多いところをもう少し手厚くしたらどうだという御意見も一方ではございます。これは、村民ではなくて、客観的な立場の方からの御意見でございます。

こういったバスの検討もありますし、それから地域支え合い事業で沓掛でも松澤議員は会長されて一生懸命やっただいておられますけれども、そこでも村内には9の地区がありまして、そこでも各地区有償ではありますけれども、ワンコインの範囲内ですけれども、有償ボランティアの考え方でやっただいておられますけれども、ほとんど実績はないようですよね。

そういうことで、タクシー方式もありますし、いろいろな方法が、今御質問の中にありましたように考えられておられます。今、社会福祉法人で有償ボランティアの考え方の実行がで

きないだろうか、そんなことも実務的に、やるとすればどういう課題があるのだろうか、その課題を解決するにはどうしたらいいだろうか、そんな検討を今この4月以来本格的にさせていただいておりますので、そういう中でまとまった段階、あるいはまとまりつつある段階で、また議員の皆様方とは相談しながらいきたいと思っております。課題は、本当に使う人がどのぐらいいるのかなということもありますけれども、一番はその有償ボランティアしていただく運転手さんの確保ができるか、ボランティアの確保ができるか、それから事故の際、どういう補償があるだろうか、そんなようなこともありまして、医療関係は先ほどの堀内議員の中で答弁申し上げたとおりでありますけれども、買い物とかそういう方々の今ものがないものですから、そこも含めて検討させていただいております。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ありがとうございます。

そういったことに関連しまして、今現況の社会情勢の見ますと、非常にこれから免許証の返納者も増加するのではないかと、こんなふう思うわけです。現在、長野県の免許保有者のうち75歳以上の方が全国で長野県がトップだと、トップを占めると、県内の75歳以上の男女に聞くと、車がないと生活が成り立たないから免許返納は考えられないと、こんなふう感じている人が多いそうでございます。現在、村も免許の返納者への補助制度がありますが、地域性からしても足の確保はどうしても必要であると思えます。

そこで、身近な足として補助制度の拡充として、私考えますには、ある程度のバス、今の現状のバスの停留所まで出てくるようなこと、それから免許を返納してもある程度自分が生活できる、生活に役立てられるというようことで、セニアカーの購入の希望者には補助制度の新設ができないかなど。この間ちょっと公告に載っておりましたが、こういうスズキのセニアカーと。かなり乗っている方、かなり見受けられる昨今でございますけれども、こんなふう考えます。

それから、また交通安全講習会等でよく指導されておりますけれども、高齢者が新車購入の際、自動ブレーキやペダル踏み間違いのときの急加速を防ぐ機能を搭載した先進の安全自動車、ASV車と言っておるわけですがけれども、そういった車をできたら購入しなさいよと、こんなような講習会で話を聞きます。

また、最近の報道では、ブレーキとアクセルの踏み間違いに急発進の安全が確保される、アクセルの調整がきく装置の開発が進んでいるようでございますけれども、事故防止への補助制度の検討をお願いしておりますけれども、この辺はどうでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今御質問いただいたような前提でいきますと、セニアカーというのは高齢者にとっては大変魅力のある乗り物の一つ、価格も30万円から40万円ぐらいになりましょうか、というふうに承知しております。ある会社のパンフレット見ると、歩行者として扱われると。そして、免許は必要ではないと。電気で動きますと。それから、いろいろ回るときは自動で減速できたり、歩くスピードでできるというようなことで、いろいろパンクレスタイヤだとか、こういうようなことで、家庭で充電できるとか、魅力のある乗り物、あるいは身近になる乗り物であろうというふうに思っております。

それから、もう一つ、安全機能、車の事故を防ぐために、ここ数日、新聞、テレビ等で大変多く取り上げられて、数多く取り上げられておりますけれども、こういうことももうすぐにでも実現しそう、あるいは法的にされてくるだろうなというふうに思っております。先進安全自動車ASVということで、歩行者や車をセンサーで検知した際の衝突の軽減ブレーキ、それからアクセルとブレーキの踏み間違いによる急速化を防ぐ機能、夜道で歩行者を検知する機能、あるいは75歳以上はこういうものが免許あるいは車を運転する際は必須になるというような、最近のニュースでございます。こういったことも量産体制に入っているというふうに聞いておりますので、今のセニアカーとか免許の自動返納の前に、こういったものがもう一つ生活の上で必要な方々には検討するチャンスが来ているなというふうに思います。

外国には、いろいろな条件ついて、一定の年齢になれば一定程度の範囲内しか車を運転できないとか、夜間はできないとか、特定のところしか行けないとか、いろいろ国によって、あるいは州によって制度があるようでありますので、日本でもそういうようなことが、特に75歳以上の皆さんには出てくる、義務化されるのかなと、こんなふうに思っております。

補助をする話なんですけれども、今の車の事故を防ぐための安全機能も後づけもあるようでございますし、わずかでありましてけれども補助をしている自治体もあるようでありまして、青木村の場合は少し全体の予算の中とか費用対効果だとか、そういうような全体の中でまた検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 前向きに御検討を、ぜひまた進めていただいて、よろしく願いたいと思います。

では、2番目の質問に入らせていただきます。

2番目は、安心・安全な村づくりについてということでお伺いをしたいと思います。

いよいよこれから雨季、台風シーズンを迎えるわけでございます。災害への備えの漏れがないか常にチェックし、対策を磨き上げていくことが大事と考えます。災害に、後悔しない備えが必要と思います。

昨年9月の議会でも村長さんから、不幸にして災害があったとき想定外でしたと言われたくないと思っているところだと回答をもらいました。危機管理については、関係機関と連携をとってハード面、ソフト面、両面で行っていきたく、こんな答弁でございました。

ある本に、逃げおくれなく、災害時の心理ということで心理学などでは、災害時に人は心理的働きで適切な避難行動はできないことがあると言われております。代表的な正常バランスや先入観といいますか、異常事態を過小評価して正常な範囲内として捉え、心を平成に保とうとする働きだそうであるそうです。消防、防災に対する住民意識の高揚が大事だと思いますが、住民への働きかけはどのように考えて、どのようにするのが大事かと考えます。

そこで、お伺いをしていきたいと思いますが、村では4月から防災危機管理監のポストが新設されました。新設された目的は何か、また、仕事の内容は何かについて、まず、お伺いをしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 防災危機管理監について答弁をさせていただきたいと思います。

青木村では、災害に対しまして半世紀にわたりまして大きな自然災害がなかったわけでありまして、本当に平穏な年数を重ねていることに幸せを感じなければならないと思っております。

国内ではここ最近、史上初というようなことが多くありまして、例えば東北とか北海道に大型の台風が直接上陸したとか、それから、熊本でも非常に30年確率等では地震の発生度合いが弱いと言われる中で数パーセントでありましたけれども、強震が発生しております。想定を超える自然災害が各地で発生している状況でございます。

青木村では、その対応といたしまして防災公園の設置でありますとか、埼玉県の久喜市及び新潟県の弥彦村などと自治体間の災害相互援助協定の締結、それから、電気、ガスなどライフラインを中心といたしまして13の民間団体との災害援助協定を締結させていただいております。防災関係の設置等々につきましては、備品等につきましては、毎年9月に多くの村民の皆さんの参加のもとに訓練、防災訓練などの実施をしております。そういった意味で、防災への対応を十分努めているところでございます。

今議会、山林火災が最近多くなりましたので火入れ条例を上程させていただいております。

阪神・淡路の大地震以降、大きな災害に対しましていろいろな新たな防災、減災、縮災、こういったことが発表といひましようか、新たな課題、新たな認識が出てまいりました。私どもの村でも組織上はすべきところはちゃんとはつきりしているんですけども、この全体を見渡して俯瞰する、いわゆる上から全体を眺めて何が足りないのか、ここを強調しなければならないのか、そういう組織がないというようなことで今年度から新たにこのポストを設置したところでございます。

今何をやっているかということにつきましては、青木村全体の災害緊急時に対する体制、備え、この見直しを中心にやっております、具体的に言いますと、今現状の課題、それから改善を図るべきこと、それから非常時の備品の設備、物資等の把握、それから各課で持っているマニュアルがあるわけですけども、こういったことの整理とか共有化でありますとか、平成26年に整備いたしました災害時職員初動マニュアルがありますけれども、この見直し等をしているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 大変な仕事だと思いますけれども、頑張ってやっていただきたいと思ひます。

次に進めさせていただきますが、各自治体では防災士の資格取得を目指して防災クラブが設置され、防災力を高める人材の育成に力を入れているところがふえております。村でも、より一層地域防災力の向上と防災拠点の整備が必要と思ひますけれども、この辺は現在どうでしょうか、お伺いしたいと思ひます。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 先ほど村長のほうからも答弁がございましたけれども、防災力の向上と防災拠点の整備ということでございます。各種機関との防災協定ですね、今お話にもありました自治体さん、民間事業者さん、また、防災危機管理監の設置も、この防災力を高める取り組みの一つというふうに考えてございます。

防災拠点としましても中挟の防災研修センター、また、入奈良本のコミュニティ防災センターを初めとしまして、近年は道の駅あるいはふるさと公園を防災拠点として利用することを想定して整備をしてきてございます。ここ数年、その防災の拠点となるといひますか、その防災を意識した施設がかなりふえてきているというふうに理解しております。

議員さんおっしゃるとおりでございます、ここまでやれば大丈夫だということとはなかなかわからないところもあるわけでございますけれども、今後も防災力の向上ということ

念頭に置きながら各種事業に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 今ちょっと私質問しました防災士の資格なんていう、そういう働きとか、そういう活動はあるんでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 現状は、村でそのような資格を保有している職員はございません。今後また検討してまいりたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） それでは、次に進めさせていただきますが、最近、火災時の情報伝達が実際の現場とかなり離れた場所も放送であるとか、位置確認は方位と距離の放送がされているが、住民にとっては非常にわかりにくいと思うが、実際に現場に携わる皆さんにはもっとわかりやすく伝達されているのか疑問でありますけれども、法的な制約があることも理解できるんですけれども、もう少しわかりやすい伝達ができないか、正確な伝達により早い対応が減災、縮災につながると思いますけれども、この辺、村の考えはいかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 御指摘の点でございますけれども、消防署のほうでは、通報が入ると事前に登録した目印となる公共的な施設みたいなものが画面上に表示される仕組みになっているということでございます。基本的には、その場所から直線距離で近い場所を選択して放送しているということでございます。青木村は特に沢が入り組んでいたりとかというようなことがございまして、結果的に紛らわしい放送となってしまうことがあるということでございます。確認しますと、現在もその目標となる施設ですね、その登録をふやしているということでございますので、このようなことが少なくなるように、消防本部と村とでまたすり合わせをしていきたいというふうに思っております。

また、万が一そのようなこと、紛らわしいような伝達が行われたときには、村でも改めて情報電話とかメール等で配信をさせていただいているわけですが、そんなときによりわかりやすい場所を特定して情報伝達をしていくようなことをやっていきたいというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） もう少し御検討をお願いしたいと思います。

次に進ませていただきますけれども、災害時に非常食として今話題になっておりますけれども、乳幼児用液体ミルク等の備蓄が話題になっております。そうした中で、村では現在、災害時における食料ですとか飲料水、医薬品等の備蓄状況をお聞きしたいと思いますけれども、よろしくをお願いします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 非常食といたしましては、まず、役場のほうに2リットルの飲料水のペットボトル、こちらが576本、それから、防災倉庫のほうに御飯類ですね、おかゆですとか御飯の関係で600袋、それからサバイバル缶ですね、パンのかんぱんみたいなものですかね、こちらが96缶、それから、ビスケットが192箱というようなことで備えているところでございます。また、その他ですが、携帯用のトイレ用の袋、こちら300回分、それから救急セットですが、20人用というのが1つの単位として、これを入奈良本のほうには3セット、沓掛地区には2セット、それから青木の森、弘法、釜房、原池、比較的役場から離れた場所になりますけれども、そちらにはそれぞれ1セット備えているところでございます。そのほか、スコップから始っていろいろなものですね、ハンマーからブルーシート、器具類と、かなりのものは備蓄しておりますが、非常食という考え方からすると、今申し上げたようなものが主な備蓄品となっております。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 今お聞きしたものの、数というのは、何か基準があってこれだけの量を備蓄しているのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 特にここまでというような基準はないわけですが、1地区なりが取り残されたとか被災されたというようなときには、必ず届けて対応できるというようなことを目安に備蓄をしているという状況でございます。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 緊急時には敏速にそういった災害現場にスムーズに届くような、そういうことをお願いをしたいと思います。

次に進めさせていただきますけれども、今、村にもハザードマップがございまして、村民への周知、それから、住民自身が危険に目を向けるという、そういうことが大事になってくるわけですが、今あちこちで住民個々のマイラインというものの作成も非常に大事だと、こんなふうに言われておりますし、進めている自治体もあるわけですが、この辺の指

導というのはなされていくんでしょうか、お伺いします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 議員さんおっしゃるとおり、自分で自分の身を守るという、そういう意識づけとしてマイタイムライン、自分がいざ有事のときにどういう行動をすればいいかということをも自分自身で整理をしておくということは非常に大切なことだというふうに認識をしているところでございます。幸いにも今地区の防災マップの取り組みをお願いして、各地区で防災マップの作成についてお願いしているところでございます。また、そんなところに合わせて、こんなようなことも一緒に作成を提案していくようなことができるといふことで、今後提案してまいりたいと思っています。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 今のお答えのとおり、また進めていただいて、安全で、また情報が早く伝わり、一人一人が危険から身を守るという方策をお願いをしたいと思います。

次に進めさせていただきます。

次の質問ですけれども、公共施設の維持管理についてでございます。

村の公共施設等につきましては、総合管理計画に基づいて適切な維持管理がされているところでございまして、非常に感謝をするところでございます。施設の老朽化や少子高齢化による利用度の減少、それから、また後継者問題等の理由から、いろんな空き施設が出ているわけでございます。

そうしたことで、ちょっと2点ほどお伺いしたいと思いますけれども、まず、現在ですと老人福祉センターの広場が今、一応あるときは使えるようでございますけれども、使用中止になっています。村民からの改築、それから希望等の声が上がっているのか、まだそういうことがないのか、また、村として空き施設の利用を考えているのか、この辺をお聞きしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 老人福祉センターの大広間について改築の希望とか、そういうところは5月中旬からとりあえず閉鎖しておりますので、希望はございません。その後、5月12日にくつろぎの湯を利用する皆さん30人来られましたので、そこを活用などしていただいておりますので、今おっしゃられましたようないろいろ希望があれば、お受けをしたいと思います。ただ、あそこは大変大広間広くて暖房のききも悪くなりましたり、それから、冷房がもともとなかったりしまして、その分、トレーニングセンターという名前ではあります

けれども休憩施設がありまして、そこは冷房が十分ききますので、そこを活用していただきたい。それから、もう一つは旧食堂の食べる場所、食堂も湯茶もちゃんとサーバー設けてやっておりますので、そこを使っただけだと思います。もう一つ、先ほど福祉協議会という性質にあるという性質上、あそこは大災害の際のいろいろ災害の対応、ボランティアセンターだとか、あるいは人員を収集する場所だとか収容する場所だとか、いろいろ多目的なことが考えられますので、そういう面でも今後の利用をしていきたいというふうに思います。多目的で使っていただきたいということで、村民の皆さんには今ある範囲内で使っていただくことをPRしてまいりたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 私も時にはくつろぎの湯を利用させていただいているわけですが、そんな声やら、ちょっとほかからの声もありまして、こんなふうにしたらい、どうだというような提案の声がありました。そんなようなことで、ちょっと御紹介をしておきますが、年齢や障害の有無にかかわらず、気分転換や健康づくり、気軽に軽いスポーツ、レクリエーション活動ができるような、そういう施設に改築できないかと、こんな声をいただいておりますので、今後の研究課題にさせていただきたいと思っております。

最後になりますけれども、中高年の引きこもりについて、これは非常に急激にいろんな事件があつて浮上している話題でございますが、学校、仕事に行けずに、家族以外に人との交流がほとんどなくなる引きこもりは、1980年以降は若者の問題として扱われてきましたけれども、その期間が長期化して本人が40、50代になると同時に、親も高齢化して生活が困窮するケースが相次いでいる、中高齢者の引きこもりの問題が今非常に注目をされております。

2016年、新潟県では、50代の息子を道連れに70代の母親が自殺したとか、翌年の年の瀬には、北海道では、72歳の母親が飢えと寒さで亡くなり、同居している52歳の娘も衰弱死したと、こうした悲惨な事件の背景にあったのは子供の引きこもりの高齢化だったと、こんなふうになっております。

内閣府は、中高年の引きこもりの実態を初めて調査し、結果を発表しているわけです。それによると、40歳から64歳の引きこもりの人は、全国で推計61万3,000人に達していると。引きこもりのきっかけは、退職が36.2%、それから病気、人間関係が同じく21.3%と続いていると。中高年の子供が引きこもりの場合、親が亡くなると年金等収入の道を断たれ、深刻な貧困問題に陥り、生活が破綻してしまい、行き詰まるケースが多いと。こうした問題は

8050問題と言われていますが、この問題が深刻さ増している中で、実態調査や相談体制の強化がされております。

そこで、お伺いをしたいわけですが、国も対応に乗り出しており、安倍首相も全力で取り組むと約束しているようであります。そういう中で、市町村の取り組みを支援する事業も実施されているようでありますけれども、青木村の実態と取り組み等がありましたらお伺いをしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

村の取り組みということの前に、まず、引きこもりにつきましては、実態の調査を把握しなければいけないという大問題がございます。こちら、なかなか本人は表には出てきませんし、家族もまたそれを隠そうとする、そういう傾向がありますので、外部の者からは実態の状況をどういうふう把握するのか、大変難苦慮している部分でございます。

ことしの3月に民生・児童委員会のほうに協力をお願いしまして、各受け持っている地区でそのような方、うわさを聞いたという程度でもいいから教えていただけないかということで調査を行いました。その結果につきましては、個人の情報に絡む部分でございますので、この場ではちょっと申し上げられませんが、一定数の数はそこからは出てきておりました。ただ、私の感覚とすれば、その数以上の方は実際にはこの村の中にはおいでるんじゃないかという、そんなようなふう感じているところでございます。こちら、その部分において、これからこれ以上の調査というの、実態にその御家庭の中に介入するわけでございますので、大変デリケートな部分、なかなか難しい部分ということになります。

ただ、そういった当事者の方々が私ども行政のほうに相談をしたりということであるならば、支援に向けての準備というものは当然しておるところでございます。

県の精神保健福祉センター、長野市にあるんですが、その中に引きこもり支援センターというのが設置されております。各都道府県、それから指定都市の中にそういったものがあるわけですが、そこと村との間で連携をとりまして、そういった事案がある場合でしたら、そちらのほうから支援コーディネーターの方の派遣をお願いして、その方と一緒にその当事者の方に対応していく、そのような段取りのほうはつけておりますし、また、住民福祉課の中にも相談窓口というものも設けておりますので、そういった部分では対応していきたいと思いますが、問題はその前の把握の段階の部分、ここの部分は今苦慮しているところでございます。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ありがとうございます。

非常にこれは慎重にまた進めなければいけない問題だと思いますけれども、ぜひそういった困っている世帯ですとか、そういうのをできるだけ早く調査していただいて、ぜひ温かい支援を早急をお願いをしたいと思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員の一般質問は終了しました。

◇ 居 鶴 貞 美 君

○議長（宮下壽章君） 続いて、7番、居鶴貞美議員の登壇をお願いします。

居鶴議員。

〔7番 居鶴貞美君 登壇〕

○7番（居鶴貞美君） 議席番号7番、居鶴でございます。

通告に従いまして、村長、担当課長より一問一答方式にて答弁をお願いをいたします。御昼に近いということ、時間になっておりますが、簡潔明瞭をお願いしたいというふうに思います。

今回私の質問は、各指標等からの青木村ということでございます。

平成30年度下半期の村の財政状況が、広報あおきでも公表をされました。企業の三大要素は、人、もの、お金であります。自治体も同様だというふうに思いますが、その根幹をなすお金、いわゆる財政面、青木村がどのぐらいの実力があるのかどうかと、そのような視点から質問をさせていただきます。

村民の多くの皆さんが大きな関心の一つ、恒久的に自立ができるのかどうかと、このように思っている方も大勢おいでになります。現在公表いただいている指標等から、青木村は健全財政を維持されておまして、現状においては心配ないだろうと、このようには思われませぬ。

私のほうで市区町村ランキングの日本地域番付、こちらがございまして、この資料に基づきましてお聞きをしております。ただ、この資料はデータが少しの入っております。最

新ではございませんので、お答えいただく場合は、最新のデータに基づいてお答えいただいても結構ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、平成30年度の決算状況、それから財務諸表の指標からの考察をお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問にありましたように、財政問題は大変過程のと同時に根幹をなすものでございまして、予算編成時には新しい大きな事業をする際にはいろいろ検討するわけですが、一番ポイントは財政面からどうかなということをしております。

財政力指数は、残念ながら県平均を下回っておりますけれども、ほかの指数は、これは市町村の財政の姿ということで長野県の町村課が編集いたしましたものであります。それを見ましても、それぞれの指標、指数は、それぞれ平均を上回っていたり、人口の割に、それから、村税が少ない割には頑張っているなど思っております。

私の事業するスタンスは、やはり村税、村民の皆さんからいただく税金はなるべく使わない方法で、国とか県の補助金、交付金をいただいたり、あるいは個人とか民間の御寄付をいただいたり、それから事業そのものを民間に委託したり、そういうような民間活力の活用を含めて事業をしております。それぞれの指数につきましては、担当課長からお答えをいたさせますけれども、それぞれ指数について財政力指数は平均を下回りますけれども、ほかのものにつきましては、最優等生とは言いませんけれども優等生の部類に入るのかなと、こういうふうには評価から分析をいたしております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この関係の、実は平成29年度の財務諸表、まだ現在作成中というか、まだ完成の途中のようなお話をお聞きましたので、この関係については、また財務諸表を絡めて、また次回に質問をさせていただきたいと、このように思っております。

次に、信州・青木村“日本一住みたい田舎”総合戦略が平成27年12月に策定され、今年度が最終年度になっております。こちらの進捗状況、あるいは特異事項、これ財政の面からお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ちょっとすみません、その前にさきのところで1つ答弁落としておりまして、御質問にもありましたように、30年度の決算については、5月末の出納閉鎖をいたしましたけれども、詳細についてはこれからだということでありまして。

今回の議会の冒頭で申し上げましたように、当初基金からの繰り入れを3億円余予定して

おりましたけれども、それをせずに済んだ、そしてなおかつ差額につきましては2億3,400万円余の黒字決算ができたということでございます。

詳しくは、今御質問いただきましたように、9月の決算時にそれぞれ詳しく御報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） ただいまの“日本一住みたい田舎”総合戦略につきまして、お願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 平成27年12月に策定いたしました第1期の総合戦略につきましては、本年度までの5カ年の計画ということになってございます。これまで地方創成関連の交付金等を活用して進めてきた事業、こちらを中心に中間評価などをしながら事業のほうを進めてまいったところでございます。

5年間の地方創成加速化交付金、また推進交付金等の合計の金額は3億2,663万5,000円ということございまして、こちらを活用して道の駅の整備、あるいは自然エネルギーの活用した地元村内企業の活性化、それからまた、タチアカネそばのPR、キッチンカーの購入ですとか、通常単費ではなかなかできないような事業に取り組むことができた。しかも、どの事業も大きな成果といたしますか、一定の成果があったというふうに認識をしております。

今年度、第2期の総合戦略の策定の年にも当たります。これまでの5年間の整理をしっかり行う中で、村民の皆さん、あるいは産学金などさまざまな分野の皆さんの御意見を聞きながら、これまでの成果と、また、それを生かした次期の計画、こちらの策定作業を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） こちらの関係も実際に終わったところというふうになろうかと思っておりますので、また、この点につきましてもまた次回にさせていただきます。

続きまして、財政基盤についてお聞きをしてみたいです。

こちら平成28年度の指標に基づいております。この順位は、長野県77市町村において青木村がどのぐらいかと、このようになります。

まず、4項目こちらでお示しをします。それについて指標の内容、あるいは青木村の位置について簡潔明瞭にお答えいただきたいというふうに思います。

まず、1点、財政力指数0.22、これ58位です。それから、経常収支比率82.5%、これは36位です。それから、積立金残高比率90.2%、これは39位です。企業債残高比率154.7%、これは56位であります。以上、先ほど申し上げましたとおり、回答をお願いをいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 御質問のございました主要財政指数についてでございます。

財政力指数、こちら御承知のとおり、基準財政収入額を基準財政需要額で割った、除して得た数値の過去3年間の平均ということでございます。今28年度の数値を御紹介いただきましたけれども、29年度では青木村0.23でございます。県下56位、県内町村の平均が0.34であるということを見ますと、交付税算定上のそういう留保財源が小さくて、決して余裕あるという状況とは言えないというふうに認識をしております。

それから、経常収支比率ですが、これは毎年度経常的に収入される一般財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合でございます。この比率が高くなると膠着してしまうといいますか、裁量的に支出する予算が少なくなってしまうというふうなことでございます。これ、29年度では青木村は80.0でございます。県下25位でございます。90%を超えるような団体も散見される中、平均的な状況と言っていいかというふうに思います。

それから、積立金残高比率でございますけれども、これは基金残高の標準財政基盤に対する割合でございます。平成29年度、一部取り崩し等を行ったため85.2ということで少し率が変わっております。県下42位という状況でございます。県下の平均が100を超えているというような中で、平均を少し下回っておりますけれども、一般的には20から50%が適正基準と言われる中では、決して悪い数字ではないというふうに認識をしております。多分、100を超えているというのは、標準財政規模ぐらゐの積み立てを各町村は有事に備えて貯えておきたいというようなところから来ている数字ではないかなと思います。今後も計画的な積み立てを行っていきたいというふうに考えております。

それから、企業債残高比率でございます。これは、年度末の企業債残高を標準財政規模で除した割合ということでございまして、29年度では150.8%で58位ということで、御指摘のとおり高い比率となっております。直近では、簡易水道の統合整備事業等もありまして公債費が伸びたところでございます。しかしながら、そういう資金不足比率というのは、料金収入の規模と比較してみても、経営状況は健全な状態でございます。簡易水道の償還も令和

5年度をピークに減少していく見込みでございます。今後、料金収入の減少も想定していかなくちゃいけないわけですが、公営企業会計への移行と申しますか、導入を進めております。その辺、経営状況を的確に把握しながら、特に企業会計、上下水道事業というところになるかと思いますが、運営してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 今申し上げました、財政力指数以下、余りなじみのない数字というか、ものような感じを受けましたので、これはお願いをしたいんですが、やっぱり村民の方たちにわかりやすく、なぜこういう数字になって、こうだということも、また後々これだけじゃなくて、またお願いしたいというふうに思っておりますので、今初めてお聞きになる方もおいでになるかどうかわかりませんが、今余りなじみのない数値でしたので、その点、またよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、住民1人当たりの借金、これもちょっとデータが古くて恐縮なんですけど、2014年度ですが、43万2,000円であります。県内で54位です。これは下のほうがいいというか、これは上位に位置しているものであります。国の借金は、御存じのとおり1人当たり200万円と、このように言われております。国と比較、単純にはできませんが、2020年度、2025年度、2030年度ぐらいと比較して、この借金の推移についてお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 先ほども村長のほうから御紹介がありました、長野県発行の市町村財政の姿という冊子がございます。その上では、平成29年度では、青木村1人当たりの負債の額というのは54万8,000円という数字になっております。簡易水道事業ですとか、あるいは臨時財政対策債、毎年借り入れをしております。そんなようなことが、2014年の数値から、もしかしたらふえている要因なのかと思われませんが、一般会計、それから特別会計分を合わせると、今のその54万8,000円、県下の市町村の中では4番目に低い数字でございます。今後も極端にふえる要素はないのかなというふうに思っております。仮にこのまま借り入れを行わないでということであると、10年後ぐらいにはもう1人19万5,000円とか、そのぐらいの規模にまで減少していくという見込みでございます。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 次に、村債についてお聞きをいたします。

平成30年度で一般会計18億4,750万円、特別会計27億2,604万円、合計45億7,354万円でありました。平成29年度の実質公債費比率は7%、公債比率は2.5%でありました。この点も

踏まえて、村債の今後の見通しについてお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 今お話にもございました、実質公債費比率の早期健全化の基準は25%と言われております。また、財政再生基準は35%という中で7.0%、青木村で7.0%というのは、健全な数値であるというふうに認識をしております。

今後の見通しについては、下水道の償還が今まさにピークを迎えているところで、今後減少の傾向に向かっていくと。また、簡易水道が令和5年度に償還のピークを迎えますけれども、その後は減少していく見込みということでございます。また、一般会計については、もう既に毎年減少してきている状況でございます。

そんな中、今後の借り入れの状況等によっても若干変動するかと思いますが、数%の上下はあるかと思いますが、早期健全化基準を上回るようなことはないかなというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 続きまして、人口と世帯についてお聞きをいたします。

まず、労働生産人口、15歳から64歳についてであります。平成27年度の国調で2,617名、51.4%であります。労働力人口比率が55.5%、完全失業率が4.9%になっております。ただいまのは平成27年度でありましたので、直近の3年間の数値と今後の見通しについてお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 今の労働生産人口に関してですけれども、労働力人口比あるいは完全失業率については、国勢調査に基づく数値というようなことでございまして、ちょっと頑張ってみんですが、なかなかこの直近の3年間の数値を算出するというのは難しい、複雑な計算式になっておりまして難しい状況でございました。

生産年齢人口につきましては、仮にちょっと国調の数字が当時のベースになっていますが、仮に今の住民基本台帳人口をもとにして算出すると、平成28年度だと52.4%、29年度が52.1%、平成30が51.8%ということで、年々わずかながら減少しているという傾向は見てとれるかなというふうにも思われます。これ、少子化の影響等もございまして、全国的な傾向であるのかなというふうにも思われるわけですが、本村においては、今やっております、ゆりかごから墓場までじゃないですけれども、結婚、出産、子育て、教育、またそういう移住政策等をトータルで考えて、この人口の維持というようなことを考えていかなくちやいけ

ないのかなというふうに認識をしてございます。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 今、別のデータで就業率を見ますと、60歳から65歳が70%、65から70歳が40%かな、それから、70から75歳が30%、すみません、このデータはちょっとうろ覚えの部分があるんですが、前の労働力、今の労働生産人口も今後大きく変わるかなということで申し上げましたんですが、一生涯働くと、働いてもらわなくちゃ困るという、健康でというようなことも趣旨にありますので、この点も申し添えておきます。

それから、続きまして、合計特殊出生率についてお聞きをいたします。

8日の信毎で、全国で1.42%、3年連続減とありました。県内は1.57%に上昇と、このような記事でありました。直近3年間の数値と今後の対応についてお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） では、お答え申し上げます。

合計特殊出生率とは、15歳から49歳の出産可能年齢とされる女性の年齢ごとの出生率を足し合わせ、1人の女性が生涯のうち何人子供を産むかを推計したものでございます。

青木村のような小規模な自治体の場合、計算のもととなる分母の女性人口、分子の出生数ともに少ないために年ごとのぶれが大きくなりやすいという問題がございます。

青木村の合計特殊出生率ですが、国勢、同省のほうで行っている集計方法と同様の方法で計算してみましたところ、平成28年度は1.02、平成29年度は1.27、平成30年度は1.34でございました。かなり低い数字になっておりますが、こちらにつきまして考察申し上げます。

村で暮らされている出産経験のない女性の方、多くの場合は独身の方かと思えます。将来結婚された場合、村を離れることというパターンの方が多いのではないかと思います。この場合、算定の上では分母が過大に計上されているという形になるかと思えます。また、村出身者で村外で生活し、子供が小学校入学を機にこちらに戻ってこられるとか、青木の教育方針に評価をし移住される方とか、そういった方もいらっしゃるかと思います。仮に小1から中3までの学年の平均が36人ですが、これらの方々が担う、これらの方々の家族になるまでこれらの方々が来てくだされば、合計特殊出生率で換算すれば2.2以上になるわけがございます。この少子化問題の重要なところは、このたった36人ほどの子供で数値が上がってしまうということ、つまり分母となる女性の数そのものが少ないこと、ここが問題ではないかというふうに考えているところでございます。

今後の対応でございしますが、女性には子供を産む権利、また産まない権利とも保障されな

ければなりませんし、行政がその部分に介入するという事は認められる部分ではないというふうに解釈しております。

晩婚化が出生率に影響を与えるということであるのでしたら、結婚を望みながらその相手の出会いがないという方、こういった方に機会を提供していくことは行政としても取り組める部分であるのかなというふうに思っております。

また、先ほど御説明したとおり、子育て世代の方が村に移住をされる、そういった施策を進めることも重要かというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） さきに日本創成会議が地方消滅という衝撃な記事が出ました。あれから大分たってはいるんですが、この中にも今の出生率の問題も取り上げております。それと、青木村においても、先ほどの25歳から39歳ぐらいの女性をいかにふやしていくのかと、これも青木村の将来にわたって大きなポイントだというふうに考えておりますので、この点につきましても御配慮いただきたいというふうに思います。

続きまして、老人福祉問題についてお聞きをいたします。先ほど来、同僚議員の質問もありましたので、その点も鑑みて御回答いただきたいというふうに思います。

この問題につきまして現状分析と今後の対応、これ財政面についてお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

65歳以上の方をこの場合、高齢者とした場合のデータでございますが、平成30年4月1日時点で1,574人、こちらは国勢調査をもとに、こちら5年に一度ですので、その間の移動につきましては、毎月の人口動態移動調査の増減を加えた数字でございますが、それが1,574人で行いました。10年前と比べて、15人ほどの増となっております。高齢者の割合は37.8%、10年前からは4.6%の上昇でございます。

ちなみに、上小では、上田市が30.4%、プラス5.7ポイント、東御市は30.8%、プラス6.7ポイント、長和町は41.1%、プラス7.7ポイントで行いました。青木村は高齢者割合自体は高いものの、増加率では上小の中で一番緩くなったところでございます。

直近の2年でございますが、高齢者人口自体も減少しております。平成29年はマイナス32人、平成30年度はマイナス19人ということになりました。その前の平成25年から28年の4年間は、ちょうど団塊の世代の方が65歳に到達した時期と重なっておりますので、これま

で以下ということで、村としては既に高齢者人口も減少局面に入ってきているのではないかとということで危惧しているところでございます。

財政上の問題でございますが、こちら2025年問題と称されます、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に移行する2023年から2026年に国保加入者の大幅な減少が見込まれることとございます。ちなみに、平成25から28年で高齢でお亡くなりになられた方と、新たに65歳になられた方の差では、95人の増でございました。今後、これと同数の数が国保から脱退になるということではないと思いますが、一定数の減少は当然あるものと考えておるところでございます。

また、今は70ぐらいでも働く方が一般的でございますが、高齢の中でかなりのボリュームを占める団塊の皆さんが後期高齢に入り、いよいよリタイヤされる、そういった場合、地域の購買力は当然低下いたしますし、村税の収入も減少することになると思います。高齢化に伴う医療、福祉、それから社会保障におけるインパクトは、相応にあるものと考えております。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 人口問題研究所が4月に、75歳以上のひとり暮らし、これが500万人を超えると、このような記事が出ました。青木村に例えましたときに、この青木村のひとり暮らしの状況と今後の対応、こちらについてお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） こちら、ひとり暮らしの方ということでございますが、地域包括支援センターのほうで把握している人数は、6月3日、つい最近ですが、177人でございます。高齢者人口の10%以上を占めている、かなりの数字かと思っております。こちらのほうといたしましては、緊急時の対応、それから家族、親族の協力体制、体調不良時や加齢に伴う日常生活の支援、認知症の進行予防、孤独死の防止等が課題になってくるかと思っております。具体的には、配食サービス、安否確認、外出支援サービス、緊急通報装置の設置や高齢者生活福祉センター等の活用、災害時の安否確認、電話での連絡や訪問、また、民生委員さんから情報提供や認知症予防訪問等、きめ細かく対応していきたいというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） ちょっと関連しますが、最近話題になっております老後2,000万円が

必要と、このように金融庁審議会が試算を出しました。政府のほうも、これをちょっと引っ込めたとか、いろいろ今、この問題、実は、その作成した担当官、この前のコメント見てみたら、これは必要だというコメントしておりましたので、これは今の選挙とかもろもろがあつて手を引っ込めたと思うんですが、要は自助努力も必要だということがポイントだと私は思っておりますが、この2,000万についてのお考え、お考えといえますか、今こういう状況ですので、簡単というか、お願いをできればと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 大変難しい問題を難しい時期に御質問いただいたと思っております。

政治家風に言えば、本を見ていからコメントのしようがないと、こういうことですがけれども、青木村は、2,000万円は別として、年金だけでは暮らしていけない時代といいたまうか、年金がますます少なくなっていく、私なんかの家族を見ていると実感しております。そういう中で、自分の自助努力も必要だろうというふうに思います。幸いにして、都会というか、いわゆる私の友達は関東で都会的なところで生活している、その友達の状況を聞きますと、青木村は恵まれているな。まずは家がある、土地がある、自分のものだ、原則ね、大部分だ、家もある、水道も家の中に井戸があるとか、食べ物もあるし、畑もあるしと、そういう点では非常に恵まれたところに、その財政面だけで考えればいるというふうに思いますし、また、健康的な環境の中にいるというふうに思っております。

2,000万円は一定の試算のもとでということのようでありまうけれども、私どもも行政だけ、あるいは国・県だけではなくて、村も含めて、いろんところが個人的にもそういったことも考えて、常に努力していく必要があるというふうに総括的には思っております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 続きまして、青木村の人口ビジョン、こちらが平成27年12月について作成されております。これはまだまだ先続くんですが、進捗状況をお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 人口ビジョンも、これ総合戦略の策定に合わせて人口ビジョンのほうも策定したところがございます。こちらは、国勢調査の人口ベースで策定をした人口目標の計画でございます。現状ですと、平成27年度の国調人口での評価ということになってくるかと思うんですが、その時点で村のビジョンの中では4,407人というようなビジョンであったところ、実際の国勢調査の数値は4,343人ということで64人のマイナスということございました。うち65歳以上の人口が33人マイナスということで、

人口ビジョン以上に高齢者の人口の減少が早まっているという傾向が見てとれるかなというふうに思われます。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 最後の問題に入っていきますが、健康、医療についてお聞きをいたします。

まず、昨年佐久穂町に視察研修を行いました。健康づくり事業の取り組み、その佐久穂町の視察を受けて、その後何か新しい取り組みといたしますか、そのようなことがありましたらお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

去年の2月5日、佐久穂町のほうにお伺いして、いろいろなお話を伺ったわけですが、その中で佐久穂町で行っている健康づくり事業、特定健診受診率の向上策、それから健康教育、啓蒙、それから住民へのPR、そういったものについていろいろなお話を伺ったところでございます。その中で感じたのは、専門職の、やはりマンパワーを充実することが重要であること、地域に出て住民に寄り添い、ともに健康づくりを実践することもまた重要であること、地域の医療と密に連絡をとり、健康づくりを支援する体制を整備していくこと、このようなことが重要だというふうに感じてきたところでございます。

そのような感じた中で、令和元年度取り組んでいきたいということですが、まず、特定健診受診率の向上を目指しまして、節目年齢の基本料金無料化を行っています。30年度よりもうやったわけですが、今年度は申し込み時点から全世帯に周知を行い、今現在83名の方から申し込みがございました。5月実施の特定健診は、303人が受診され、うち節目健診の方は63名でございました。

次に、病気の早期発見と重症化予防の観点から、特定健診の結果から精密検査が必要な方及び治療が必要な方については、保健師が訪問し、医療機関の受診をお勧めするとともに、日常生活習慣について相談、指導を行う、こういったところにも力を入れていきたいと考えておるところでございます。

最後でございますが、特定保健指導の充実を図るために、該当者には継続して特定保健指導を実施します。するに当たって新規事業といたしまして、年12回ほどになるかと思いますが、こういった方々を対象にした運動教室を実施し、平成30年度と今年度の両方、どちらか、該当する方に参加を促していきたいと考えておるところでございます。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 平均寿命と健康寿命についてお聞きをいたしますが、平均寿命は置いて、健康寿命について、まずお聞きをしておきます。

第5次青木村長期振興計画後期基本計画の健康寿命延伸プロジェクトがございます。こちらによりますと、男性が79.42歳、これを81歳に上げると。それから、女性は80.92歳、これを82歳に上げるという目標設定がなされております。厚労省によりますと、男性が72歳、女性が74歳であります。

健康寿命というものは、心身ともに自立し健康的に生活できる期間と、このようにちょっとあいまいになっておりますが、今御説明しましたんですが、青木村の場合、健康寿命が非常に高いのではないかと私は感じております。これにつきまして、79.42歳をどのような根拠に基づいて算出したのかどうか、お聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

健康寿命の算定の方法につきましては、今現在3種類の方法が示されております。1つは、日常生活に制限のない期間の平均。もとデータが、国民生活基礎調査でございます。2つ目が、自身が健康であると自覚している期間の平均。こちらと同じく国民生活基礎調査のほうからのデータでございます。3つ目が、日常生活動作が自立している期間の平均。もともとなるデータが、介護保険の要介護度データでございます。青木村で採用しているのは、この3番の要介護度データでございます。要介護2以上の方を対象にして数値のほうを計算させていただきました。

一方、これにつきましては、（1）番の国民生活基礎調査、こちらのほうのデータをもとにしておりますので、もともと算定するもとの調査方法が違いますので、どうしてもこのような差が出てくるものと思います。

要介護度データにつきましては、市町村のほうでもっているデータでございますので計算のほうはできるわけでございますが、国民生活基礎調査というのは、なかなか各家庭に訪問してその内容を調査しなければならない、国で行う統計調査でございますので、毎年、年、それを行うということは市町村のほうではなかなか難しいものですから、この要介護度データを使うのが一般的かというふうに思っております。

県のほうも、県で行っている算定も、やはりこの要介護度データのほうを使っているということで、青木村とほぼ同じ数値になっていると思っております。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） いろんな算出方法があると、このようには理解できましたが、できれば統一したもので出していただいたほうが、大体一般的に私が聞いている限りは、健康寿命は男性は先ほどの72歳、私もそれに近い年になってくるという認識でいるんですが、先ほどの79歳というとまだまだずっと先だなど。これ、平均寿命じゃありませんので、この点もまた私も何らかの機会を捉えて、統一化を図っていただくような形にしたいというふうに思っております。

それと、平均寿命と今の健康寿命のこの差、これが不健康期間と言われております。これ大体10歳ぐらいあるんですが、これからの課題はこの不健康期間、これをどのように改善するかと、これがまた今大きなテーマになっております。この点につきまして、お聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

一番、回答の難しい部分の質問かと思っております。

村のほうでは、健康寿命延伸プロジェクトというものを立ち上げて、今それに向けた計画を策定しておるところでございます。この計画に基づいて各種健康施策を行っていくわけですが、今出されている意見の中で重要な部分と私が感じているのは、こちら、高齢者になってから、不健康期間を迎えてから始めてでは既に遅いということ。もう小学生のころ、また生まれてすぐ子供のころからの生活習慣、そういったものをしっかり身につけて、大人になってもそれをきちっと守っている、それが一番健康で長生きできる方法だというふうに考えているところがございます。そういった若いうちからの教育を充実させること、また、壮年、それから中高年、そういった年になっても各種の健康教室、また医療の健康相談、そういったもので村民の皆さんの健康のほうをいろいろ指導、またしていけたらというふうに思っているところがございます。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 生活習慣病、特定あるいはがんですが、先ほど回答もいただいておりますが、要はこの生活習慣病をどのように改善するか、これ、このままいくと医療費が大変なことになるということは、皆さんおわかりだろうというふうに思います。

それで、今私がいろいろお尋ねしているのは、いかに健康で、だから、死ぬまで働く、そ

ういう青木村になってもらえればいいかなというふうに思っておりますので。

最後に、医療費の関係についてですが、プロジェクトも立ち上がったたり、それから村民の方の中に健康問題に関してかなり関心の高い方も大変おいでになりますので、それと、高齢者の方の雇用も進んでおります。恐らく医療費は今後私は減っていくのではないかなと、またそうじゃなくては困ると、このように思っておりますが、その点につきましてちょっとお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 医療費が今後少なくなっていく、総額では、先ほども申し上げましたとおり、高齢者の方、減少局面に入ってきておりますし、また、あと5年ほどたつと団塊の皆さんが後期高齢のほうに移行されるということで、総額では減っていくというふうに思っております。ただ、1人当たりということで申し上げますと、新しい治療法、そういったものが次々開発されて、そういったものをまた利用したいというニーズも当然あるわけでございますので、なかなかそちらの部分にまでは減っていくのは難しいのかなというふうに思っているところでございます。

ちなみに、今持っているデータで平成29年度でございますが、国保の医療費で村は39万2,598円で、県内では10位という高い数字でございました。人工透析が必要な方、それから精神疾患をお持ちの方、こういった方の割合が膨らむ場合は、少し高いというのがございまして、こういった部分、特に人工透析でございますかね、こちらはもうまさしく生活習慣に係る部分でございますので、こういったところはしっかりこれから対策を立てていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員の一般質問は終了しました。

ここで昼食のため、1時15分まで暫時休憩ということで、お願いします。

休憩 午後 零時 11分

再開 午後 1時 15分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 坂 井 弘 君

○議長（宮下壽章君） 2番、坂井弘議員の登壇をお願いします。

坂井議員。

〔2番 坂井 弘君 登壇〕

○2番（坂井 弘君） 議席番号2番、坂井弘でございます。

3点にわたって質問をいたします。

1点目、幼児教育・保育の無償化に伴う保護者負担軽減について質問をいたします。

幼保無償化に関しましては、さきの3月議会で松澤議員から、また、本日午前中に杳掛議員からも質問がございました。私からは、お二方からは角度を変えて質問いたしたいと存じます。

去る5月10日参議院本会議において、幼児教育・保育の一部を無償化する、子ども・子育て支援法改定案が可決、成立いたしました。この改定案は、消費税10%の増税を前提にしたものであり、かつ、まずもって取り組まなければならない待機児童の解消を棚上げにし、加えて認可外保育施設については、指導監督基準を満たさない施設であっても5年間は公的給付の対象とするなど、保育の質を置き去りにし保育制度の大原則を切り崩す許しがたい改定です。選挙目当て、消費税増税反対の口封じを狙ったものと言うほかありません。そのことを、まず表明しておきたいと思えます。

その上で、10月実施が本決まりになったことから、村としてもその準備、制度改定を進めておられると思われます。

そこで、最初に、幼児教育・保育の無償化の対象者並びに内容について質問をいたします。

まず、この制度改定の基本的な概要について、対象範囲及び無償化の内容、すなわち利用料並びに本村におけるそれぞれの対象児童数等について御説明ください。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） 今回の改正では、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、これは小規模保育ですとか事業所内保育等を言いますけれども、企業主導型保育等を利用する3歳から5歳までの全ての子供たちの利用料を無償化、また、ゼロ歳から2歳までは、先ほどありました施設を利用する住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されます。今

回の改正では無償化されるのは保育料のみで、通園送迎費、食材料費、行事費等の経費は、原則無償化の対象から除くこととしています。

青木村保育園の状況ですけれども、ことし4月の園児数は93名で、今回の保育料無償化に関する対象者は、3歳から5歳においては67名が対象となります。保育料額としましては、月額約93万6,000円ほどが実際の無償化の対象になってくるかと思えます。

それから、ゼロ歳から2歳におきましては、26名の園児中5名が対象になるかと思われま
す。金額等につきましては、4,800円といった状況になっております。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 加えまして、現在、上田市の幼稚園に通っている幼児が7名おります。それから、上田市の認可外保育施設を利用している年中の幼児が2名おります。なので、9名がそれに加わるということになると考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

ほぼ今概要をお聞きしたわけですが、今のお答えの中で全体的な予算的なものでは額をお示しいただきましたけれども、特に確認しておきたいのは、認可外保育についてですけれども、この利用料は限定されてきたと思いますが、幾らまで支給できるのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 沓掛議員さんの質問にお答えしたように、今度の17日に説明会があるということで、具体的にはその説明を聞いて考えていきたいと思うんですが、議員今お話しされたように、月額3.7万円を限度にということ、今のところそこをベースにして考えることになるかなと考えています。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） それでは確認をいたしますが、ただいまお答えいただきましたとおり、認定外保育施設についても3.7万円ベースに考えた形で支給対象となるということ、午前中にお答えいただきましたし、この点については本村においても対象とするということで確認してよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） そのように考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） この点にかかわっては、従来私のほうからは、指導監督基準を満たす認定外保育施設については助成の対象にすべきだという主張を繰り返してまいりましたが、今までにおいては教育長の理解が得られず、実現に至っていないという状況でございます。しかしながら、今後については対象となるということで確認をさせていただきます。

続いてですが、あわせて教育長にお尋ねをいたします。

こうした認可外保育施設、とりわけ上田市内にある、そしてまた、本村から先ほど2名というふうなお話を伺いましたけれども、本村に在住する児童が通園している、恐らくのびのび保育のすくすく園に2名かなというふうに思われますけれども、この辺について教育長御自身は視察をしたことはおありでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 私はございませんが、今年度1名入りましたので、小学校の校長、それからスクールカウンセラーが訪問させていただき、その子の様子を見させていただきました。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） かねてから申し述べておりますけれども、指導基準に見合った形で運用しているこうした場所について、ぜひ教育長も足を運んで御自身の目で見ていただければありがたいと、そんなことを思うところであります。

さて、午前中に沓掛議員からは、村内の子は極力青木保育園に入園するよう指導すべきといった旨の発言がございました。私はこの点については従来より別の考えを持っていることを申し述べておきたいと思っております。もちろん青木保育園の保育方針、実績については、私も評価するところであります。実際に私の孫たちも卒園年度となるこの3月まで通園をしておりました。お世話になりました。

しかし、その一方で別の保育園や幼稚園の保育方針、教育方針に親御さんが感銘し、そちらに通園するお子さんもいらっしゃいます。そのお子さんたちを青木村の保育方針と異なるということで切ることは許されることではありません。どの子も等しく権利を保障されなければならないことを申し上げて、もう一点、制度内容にかかわって質問をいたします。

延長保育並びに土曜保育は無償化の対象となるのかどうか、お聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） まず、延長保育は、通常の保育時間8時半から4時半までですけれども、これを超えて行う保育ですけれども、延長保育については無償の対象にはならない

というふうに承知しています。これは、保育必要量以外の預かりのためということになります。

それから、土曜保育ですが、青木村は土曜日、希望保育という形で現行料金をいただいてなく実施させていただいておりますが、これは改正後もこんな形でいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 続いて、保育の必要性ということについて、その認定基準、方法に関してお伺いしたいと思います。

今回成立した子ども・子育て支援法では、対象となる保育園もしくは認定外保育園に通園したり、幼稚園の預かり保育に預けたりする3ないし5歳児の無償化については、保育の必要性が認められたものという条件がついているかと思えます。この保育の必要性の認定基準はどんなものなのか、御説明ください。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） 青木村保育園の入園の基準につきまして御説明をさせていただきたいと思えます。

基準につきましては、保護者の就労、それから疾病、障害、常時介護をしている、保護者が学校に就学している、保護者が休職中、それから被災してその復旧に当たっている場合、それから出産、これは産前産後です、それから以前から入園している場合ですが、育児休暇中の引き続き保育が必要になる場合、それから児童虐待やDVのおそれがある場合で、入園申請書及び就労証明とともに、保護者との面接により世帯の状況を確認させていただいているところです。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ただいまお答えいただいた基準についてですが、以前、前の保育園長だったと思いますけれども、青木村ではこの基準を随分と緩やかに状況に応じて運用しているというふうなお話もお聞きしたことがございますが、そうした点については、これは変わるものでないということよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） そのような形に運用させていただいております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今後とも村内に在住する子供たちが入りやすいような状況を維持していただきたいというふうに思うところです。

さて、この認定基準にかかわってでございますが、認定基準の就労時間については、64時間以上120時間未満は保育短時間、120時間以上は保育標準時間の保育が施されることとなっておりますが、青木保育園の場合は、この保育短時間、保育標準時間、どちらによって運営されているのでしょうか。青木保育園、先ほど8時半から16時半というふうなことでしたけれども、保育標準時間の保育は可能なのでしょうか、お願いします。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） 保育必要時間の認定は、保護者の就労時間により変わってきますが、青木保育園も保育短時間と保育標準時間で認定をしております、両方それぞれに認定しているということです。保育短時間での利用は、就労時間が、先ほど議員さんからお話ありました、月64時間以上120時間未満で、保育時間は午前8時半から午後4時半までです。保育標準時間では、就労時間が週30時間以上かつ月120時間以上で、保育時間は午前7時30分から午後6時30分となっております。認定については、就労証明書に基づいて認定をさせていただいております、この時間についてですけれども。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 先ほど8時半から4時半までが保育時間だというふうにおっしゃっていた、実際そんな形で運営しているように私は思っていたんですけれども、標準時間にした場合7時半から18時半までだということは、その辺の運用の実際をちょっと教えていただければと思います。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） 現在の保育園の園児の状況ですけれども、保育短時間で就園いただいている園児さんが68名です。それから、標準時間で就園いただいている園児さんが25名になりますが、この68名の方は短時間ということですので朝8時半から4時半までお使いいただいています。標準時間の25名の方については、朝夕プラス3時間になりますけれども、この時間を延長という形で使っていただいておりますけれども、この朝夕合わせて3時間につきましては、実際は延長になりますが、これは保育料金に入っておりますので、保護者からの負担はなし、そういった形で運用させていただいております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。よくわかりました。

したがって、先ほど確認いたしました、延長保育については無償化の対象ではないというお答えでしたけれども、この標準時間のお子様25名については、無償化の対象、延長保育の名目でやっているけれども無償化の対象であるということで確認してよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） そういうことで結構です。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

続いて、先ほど園長の御説明にございました無償化の対象外ということで、通園送迎費、食材料費、行事費、そういったものについては対象外だという御説明をお受けをいたしました。

そこでお伺いをいたします。

まず、1点目、通園送迎費についてですけれども、この費用は現在どのような形で徴収もしくは支給されているのでしょうか、御説明ください。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） 青木村保育園の送迎につきましては、ほとんどの園児さんが保護者による送迎になります。ただ、バス利用の園児さんにつきましては、村営バス通園定期代に対して半額を村で補助させていただいております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 半額は保護者負担ということでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） そうです。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） この今の御説明いただいた方針は、この後無償化になっても同様であるということでよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） そういう考えでよろしいかと思えます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 続いて、食材料費についてお尋ねをいたします。

やはり同様に、これまで食材料費は徴収されていたのか、それとも無償だったのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） 食材料費の考えにつきましては、現行では保育料に含まれた形で保護者から御負担をいただいているということです。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 2号認定、3号認定ともに同じですか。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） 現行においては、考え方は同じです。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 2号認定の主食費についても、保護者負担で徴収をしている、保育料も含めて徴収をしているということでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） 主食につきましては、基本的には保護者負担をしていただいております。ただ、徴収の形につきましては、別途実費という形でいただいております。

また、主食は、パンの日とそれから御飯の日がありますが、御飯の日は御飯を持ってきていただきます、御自宅から。実費徴収させていただいているのは、そのパン代、これについては現金でいただいております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） パン代の徴収方法はどのように、別途というのは、どういうことでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） 現金でいただいております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） わかりました。

3号認定については、確認ですが、主食費、副食費とも保育料に含めるということですか。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） そういうことです。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ただいまの食材料費に関しましては、今年の6月議会で村長は次のよ

うに答弁をされていらっしゃると思います。保育園では、御案内のとおり、ゼロ歳、1歳、2歳の全て村でやっております。それから、それ以降の子供たちには、おかず代、デザート代、これは村が負担してやっているわけでありますので、保育所もぜひPRをする中にこの言葉も入れていただければというふうに思っております。

つまり、2号認定の子については副食費、3号認定の子については主食、副食費ともに村負担、すなわち無償化しているというふうに答えられているんだと思いますけれども、ただいまの保育園長の答弁とは食い違っているように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ときの質問の内容というか、私のほうでお答えした部分が少し大ざっぱだったのかもしれませんが、その辺は今後注意して答弁させていただきたいと思えます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 了解するところですが、このくだりは、小・中学校の給食費の無償化を求めた際にそういった御答弁だったというふうに思っておるわけであります。そのときの村長の御答弁をお聞きすると、ああ、保育園は給食費が無償なんだと、前々取っていないんだというふうに私は理解をしたんですが、先ほどの保育園長の答弁、保育料の中に含めて、その中で賄っているんだということだというふうに認識を改めさせていただくということで理解したいと思えます。

それでは、今後無償化された場合、10月以降、この徴収方法はどのように変わるのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） 食材料費の徴収につきましては、現在保育料の徴収は口座のほうからいただいておりますが、それにならった形で徴収の方法についてはお願いするような形になるかと思えます。

それから、改正後ですけれども、現在も世帯の状況によりましては減免施策がとられておりますので、そこの部分がまた改正後は拡充されまして、年収360万円未満相当の世帯及び全所得世帯階層の第3子以降は免除等の減免措置がとられます。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今園長さんがお答えいただいたことを、実は確認したかったところな

んですが、すなわち、この食材料費、そのまま従来のような形で保育料に含めるんだというふうな中で材料費そのものが実費的な形で徴収されますと、逆転現象が起こってくるということを心配するわけです。御承知かと思えますけれども、現在では無償化になっている、そういう世帯やお子さんがいらっしゃるわけですね。具体的には階層区分1の御家庭並びに2号認定の第3子、これ全額免除ですので、食材料費全額実費となると持ち出しと。それから、同様に階層区分2、3の2号認定の家庭の第2子、現在よりも過重負担になると。住民税非課税世帯、3号認定の第2子、3子についても同様であるというふうに私のほうでは試算いたしましたんですが、こうしたお子さんについては、ただいまのお答えの中で、そういう逆転現象を起こすこと、不利益になることは一切ないということを確認させてもらってよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） 現在、提示されている情報をもとにすると、今のところ逆転現象は起きないというふうに理解しております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今の園長のお答えで安心をしたところであります。現在よりも負担が重くなる、そういった家庭については出さないというふうなことでお願いしておきたいと思えます。

行事費についてお伺いします。

現在及び無償化後の形態を御説明ください。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） 保育園では、行事費ですとか保護者会費等、年間約7,000円から1万円の御負担をいただいております。これにつきましては、10月以降も引き続き御負担をお願いする予定にしております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） これ、7,000円というのは、2号、3号ともに変わりなく、全員が1人につき7,000円という理解でよろしいのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） 学年によりまして若干その費用、負担していただく額は違いますが、大ざっぱに年間お一人に対して7,000円から1万円ぐらいかなというふうに、実績から考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） この点についても、やはり無償化によってこちらが値上るということがないようにお願いしておきたいと思います。よろしくお願いします。

最後に、消費税10%増税、これが延期された場合も考えられなくもないわけでありまして。増税について反対する声も今あちこちから沸き上がっているところではありますが、自民党内部からさえ延期を求める声が聞こえてきたりしています。夏の参議院選の結果によっては、10月増税延期という選択肢もとられることも否定できないのではないかというふうに思うわけですが、そうなった場合に、この幼保無償化は実施されるのでしょうか、その辺の御見解をお尋ねいたします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今の御質問は、ここ数日大変テレビ等で話題といたしましょうか、議題になっているところでもあります。

6月11日の新聞によれば、6月10日、総理大臣は参議院決算委員会でリーマンショック級の、延期する理由ですね、これは起きてないという認識をしていると。自民党は、参議院公約の中で消費税増税を明記すると。それから、大阪で月末に開かれますG20の中でも、国際的にも公約を発表すると、こういうふうに言っております。

また、翌日の新聞には、消費税10月10日明記ということで、経済財政運営の基本方針、骨太の方針でありますけれども、この中に10月には消費税8%から10%の引き上げを予定しているということで、この新聞の評論では、増税延期の可能性はほぼなくなったというのが、日経新聞の評価でございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 新聞報道等、そうした状況に動きつつあるということは存じ上げているところでございますけれども、しかしながら、そうなった場合、そうでない場合も私はあるのかなというふうに思うところではありますが、それは予想であって何とも言えないところでもありますけれども、そもそも幼保無償化というのは、消費税10%増税とは切り離して行われるべきものであるというふうに私は思うところでもあります。そうした国の動向いかんではなく、村独自としてもこの内容については実施をしていただきたい。とりわけ、先ほど来上げております、指導基準を満たした実績のある認可外保育園、ここへの通園に対しては、すぐにでも助成すべきであるというふうなことを申し添えて、次の質問に移りたいと思います。

続いて、2点目の自衛隊への名簿提供並びに平和を守る取り組みについて質問いたします。

この件に関しましては、御承知のとおり、是が非でも平和憲法を改悪しようとする安倍首相が、自衛隊員募集に6割以上の自治体が協力を拒否しているという発言をしたことに端を發して、にわかに取り沙汰されることになった問題であります。

青木村議会においても、既に3月議会の総務建設産業委員会の中で話題となり、一定明らかにしていただいたところでございますが、改めてここで青木村における自衛隊への名簿提供の実情について御説明をいただきたいと思っております。提供の方法、提供の開始時期、根拠となる法令、名簿提供される対象者、提供項目の5点について御説明をいただきたいと思っております。お願いします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 本村における名簿提供の実情ということでございます。

まず、必要な情報としましては、氏名、住所、性別、生年月日、こちらを抽出しました紙媒体の名簿を貸与という形でしております。提供の開始時期でございますけれども、名簿を貸与する形をとったのは、平成28年度からでございます。根拠法令ということですが、自衛隊法並びに同施行令、また、地方自治法並びに同施行令によるものでございます。対象者につきましては、18歳に達する学年の男女ということでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 貸与、紙媒体の貸与をしているというお答えでございましたが、この点については既に明らかにされてきたところでありまして、改めて、それでは、貸与期間はどうか考えているのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 貸与の期間につきましては、今までは1年間ということで、次のときには必ず返していただいて、こちらで裁断処理というような形をとってございました。その辺の期間が長いだろうということで、今度は使用后直ちに返却をいただくというような形で取り扱っているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 使用后直ちにといいますと、具体的にどういう形なんですか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 自衛隊のほうで目的のために使用がもう終わったという段階で直ちに返してくださいということでお願いをしているところでございます。

- 議長（宮下壽章君） 坂井議員。
- 2番（坂井 弘君） ことしの場合、期間的にどのぐらいだったでしょうか。
- 議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。
- 総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） ことしについては、まだちょっと提出していません。
- 議長（宮下壽章君） 坂井議員。
- 2番（坂井 弘君） 28年から始まったということは、じゃ、ことしは31年度ということですね。じゃ、去年はどのぐらい、去年の分はどのぐらいで返していただいたんでしょうか。
- 議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。
- 総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 昨年については2週間程度で返却をいただいているということでございます。
- 議長（宮下壽章君） 坂井議員。
- 2番（坂井 弘君） 近隣市町村も青木村同様に貸与という形をとって名簿提供をしているのでしょうか。2月17日付信濃毎日新聞では、県下77自治体中、44自治体が紙媒体での名簿提供をしていると報じられていました。自衛隊長野地方本部で明らかにした数字ですが、青木村はこの44自治体のほうに含まれているのでしょうか、お答え願います。
- 議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。
- 総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） そのとおりでございます。
- 議長（宮下壽章君） 坂井議員。
- 2番（坂井 弘君） 最初の質問の、近隣市町村は貸与をしているのでしょうか。
- 議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。
- 総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 近隣というと、上田、東御、長和のあたりのことだとしますと、上田市、東御市が抽出したものを閲覧していると。また、長和町は、29年度末では名簿提供していた事実は自衛隊の資料から読んでとれますが、この31年度末では抽出閲覧になっているかと思えます。30年度末ですね。
- 2番（坂井 弘君） 31年度、もう一度お願いします。
- 総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 29年度末では、名簿提供ということになっておりましたけれども、30年度末では、抽出閲覧になっているものと思えます。
- 議長（宮下壽章君） 坂井議員。
- 2番（坂井 弘君） そうしますと、上田、東御、長和、この近隣上小ではどこも紙媒体で

提供しているところはない、青木村のようにやっているところはないということでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 公表されている資料によりますと、そのよう
だと思えます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 私のほうでも調べましたけれども、今のお答えどおり、上田市、長和
町ともに該当者を抽出して閲覧、東御市、閲覧から提供にしようとしたけれども、議会で反
対、それ保留になっているということで、やはり閲覧。坂城町、閲覧のみ、個人情報なので、
むやみやたらに抽出リストを提出することは差し控えている。小諸市、平成13年から10年
以内のものの閲覧のみ、こんな形で調べております。上小近隣では、青木村以外に貸与とい
う形で紙媒体提供というところはないということになるかと思えます。そのことについてど
ういうふうにお考えでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） まず、自衛隊からの依頼文の中に紙媒体での
提出をお願いしますということで依頼があったところがございます。それで、その後誓約書
等を提出していただく中で、その後の処分といいますか、返却がもう明確であること、その
ことを考慮しまして、内部で起案決裁をいただいて提供しているという状況でございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 自衛隊からそういう依頼があるということは、それとしましても、し
かしながら、村として貸与という形をとりながら、実際は紙媒体を提供していると、貸し出
した名簿は後日返還されると、2週間で返還ということですが、その期間中にどう扱
うかということについては誰も、村行政として監視することはできないわけでありませ
ん。当然、普通に考えたらコピーをとるでしょう。処分するということ信じるといっても、まあ
コピーはとられるだろうなと思うわけでありませぬ。そうした形で、紙媒体で他の機関に名簿
が送られるということについては、看過できないというふうに私は思います。

先ほど根拠法令について御説明受けましたけれども、住民基本台帳法11条では、閲覧こそ
認めていますけれども、提供までは認めていないんです。自衛隊法施行令120条は、できる
条項であって、提出に応じる義務は明記されておられません。しかも、これは施行令に過ぎま
せん。したがって、住民基本台帳法が上位法であることは言うに及びませぬ。

今回、青木村がとった措置は、住民基本台帳法で定められた閲覧の範囲を大きく逸脱をし

ており、住民の個人情報保護をないがしろにするというふうに断じざるを得ません。そのことを申し上げた上で質問いたします。

先ほど18歳に達する年というふうに該当者についてお答えいただきましたが、自身の名簿が自衛隊に提供されていることをよしとしない対象者もいるかと思えます。そうした方への配慮はどのようにされているのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 対象者からそのような申し出があったということは、事例はございません。その方法が閲覧なのか、名簿提出なのかということになるかと思えますけれども、こちらの法定事務ということで、不適法であるとか、目的外利用等が明らかでない限りは、こちらとしては提供させていただくということでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 事例がない、申し出がないというお答えでしたけれども、事例があった場合はどうなるのでしょうか。個人情報保護条例17条2で利用停止請求ができることになっておりますけれども、利用停止請求が行われた際には、その提供を取りやめるようにしていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

また、請求方法についても、簡易的な手続で行えるようにしていただきたいというふうに思います。さらに言えば、対象者については、事前に自身の名簿の閲覧行為を希望するのかどうかということを意向を確認した上で閲覧に供するのが筋ではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 自衛隊に名簿の提供については、新聞等で大きく報道されているところでございますし、それから、県下77分の44がこういう形で、その後若干の変更があったかもしれませんけれども、しておりますので、特段私どもの村が飛び跳ねてといいましょうか、特別なことをやっているという認識はございません。

しかし、いろいろ課題も多いことでありますので、今後の情報の提供については、関係者あるいは相手方とも相談してみたいというふうに思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 対象者についても御配慮をお願いしたいと思います。また、今村長から御答弁いただいたと思っております。これについては、取り扱いについて検討するというふうなお答えをいただきましたので、ぜひともこれ以降についての提供については、近隣市町

村の状況も合わせて考え、取り扱い方法の検討をしていただきたいというふうに思います。

では、続いて、名簿問題から離れますけれども、平和を守る取り組みの進め方について質問いたします。

一昨年の12月議会で一般質問の際、私は非核平和宣言を行っている村として、その旨を内外にアピールする看板、垂れ幕などを設置してはいかがかという提案を申し上げました。これに対して村長からは、垂れ幕を立てるとか、碑を建てるとかいうことも大事なこともかもしれないが、特に青木村の村内についてPRしていく機会を設けなければならない、それぞれの立場で非核平和宣言を行っていることを思い起こすきっかけをつくってもらえればいいなというふうに思っているというふうな御答弁をいただきました。その後、村長のこのお考えを具現化するような取り組みはあったでしょうか。

上田市では、平和祈念事業、平和を考える講座、あるいは平和音楽祭などの催し、東御市でも、平和を願う市民の集いが開催されています。

村長答弁は、こうした平和の取り組みを青木村としても行っていくことが重要だという認識を示された答弁であったというふうに私は理解をしているところですけれども、ことし1年半振り返ってみて、こうした取り組み、集いのようなものが村内で行われたというふうな動きは見られなかったように思います。今後の方向性として村長が描いている取り組みがございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） このくだりは、坂井議員には毎年数回お話ししているわけでありましてけれども、私は、大戦敗戦の混乱期を体験しております。小学校の同級生37名の中に4人、お父さんを戦争で戦死されたという方がおまして、それが今になってどういうことだったかなというのは、子供を持って初めて知ったわけでありまして。どのようなことがあっても、どんな理由があっても、国も国民も最大の努力をして平和を追求していかなければならないというふうに思っております。

毎年夏に広島、長崎の反核の日に向けた反核平和リレーが上小地区平和友好祭実行委員会主催で役場に参ります。このとき私は御挨拶もさせていただきますし、カンパもさせていただいております。それから、これは異論があるかもしれませんが、私は招魂社祭というのは、これは平和への願いを込めた一つあらわれであるというふうに思っております。個人的には、毎年8月6日の午前8時15分、それから9日の11時2分には、黙とうを捧げさせていただきます。

それから、義民の話なんですけれども、やっぱり国とか御上の政策に身を挺して自分たちの考えあるいは立場を貫いた、義民検証、今やっておりますけれども、これも正義と郷土愛に献身した先人を私ども誇りに思っていきたいというふうに思いますし、夫神では毎年こういった行事をしているところでございます。

前にも申し上げましたけれども、昭和61年6月に非核平和の村宣言を議会で行っております、こういった先人の先輩たちの行いに経緯を表するとともに、この意思をしっかり引き継いでいかなければならないというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 村長のそうしたお考え、また、敗戦記念日等、あるいは原爆投下日等における村長御自身の対応、そうしたことには敬意を表するところであります。ただいま御自身の戦中戦後の体験、とある戦中の体験、そうしたことについて話をさせていただきました。私自身は何回か聞いてはおりますけれども、そうしたお話を例えば村内でみんなに話をするとか、そういった集いのようなものがあってもいいかなと、そんなことを思うわけでありませう。ぜひ、そうした平和について考える、そうした場の構築をお願いしておきたいというふうに思うところであります。

続いて、やはりその平和の取り組みとして青木村が長年にわたり行ってきた青木村独自のすばらしい平和の取り組みがありました。それは、成人式の際に新成人に新しい憲法の話という小冊子を贈る取り組みです。この小冊子は、1947年文部省の中学1年生向けの社会科教科書副読本として発行したものであり、政府が国民に対して明らかにした公式の憲法解説書となっています。学校だけでなく、社会教育として公民館などで開かれた憲法講座のテキストにも広く使用されたと聞いております。青木村がこの小冊子を新成人に贈る取り組みは、長年にわたって続けられてきました。私の子供の成人式の際にも、村からの贈り物の中にこの小冊子が入っていて感動した覚えがあります。

現在もこの取り組みが続けられていることと思っておりますけれども、いかがでしょうか。また、いつからこの取り組みが続いているのか、教えていただければありがたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 現在配布はしておりません。始まったのは、以前、古見正八郎さんが議員だったときに成人式で配布を依頼されたということだとお聞きしております。議員さんが必要数を注文され、冊子と請求書が教育委員会に届いておりました。残っている最も古い支払い記録は、平成21年のものであります。その後は、川崎議員さんが成人者のニーズを

聞きにこられ、ニーズに合った冊子を注文されておられました。それから後は、郵送されてこなかったため、配布はしておりません。記録では、2014年までは配布したのではないかと考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今お聞きして残念なことに、2014年で中断しているという話で、古見正八郎議員、川崎攻議員からのお声掛けとなって実現できているということで、それがもう今はなくなっているということで、7年前からやっていないということをお聞き取りしましたが、物を発注していただければよろしいのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） その件についてですけれども、現在国会では日本国憲法の改正に関して国会議員で組織する憲法審査会を設けて審議を行っているところであります。まさに、その2014年には公聴会も開かれていたというふうに調べました。現在このような動きがある中で、憲法審査会の動きを注視しているところであります。まさに今さまざまな考え方が議論されている中であるため、この冊子の配布は差し控えたいと考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 憲法論議が盛んにされているときだからこそ、ある意味では逆にしっかりとこうした物、冊子を贈るということをするべきじゃないでしょうか。行政というのは憲法を守る、遵守する立場があるわけです。その立場にある行政ですから、便宜は便宜として現憲法を大事にするということの観点に立って、こうした青木村らしい取り組みを継続してほしいということを申し上げておきたいと思っております。

それでは、続いて、3点目の質問に移ります。

国道143号青木峠バイパス事業着手に伴う交通安全対策について質問をいたします。

国道143号の通学路対策について、まずお伺いしますが、私は昨年の6月議会、また一昨年の6月議会、二度にわたってこの問題について質問してまいりました。今回が3回目であります。

昨年6月以降、通学路の安全対策が進められているかと思っておりますけれども、どういう点が改善されているのか、御説明いただきたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 昨年7月の小・中学校合同下校時の子供たちの目線を生かした通学路精査と、その結果を踏まえて改善を行ったところであります。

具体的には、カーブミラーの調節、村松地区のカラー舗装、それから2カ所の危険と思われるブロック塀を撤去いたしました。さらに、夕方の校内放送で子供たちの見守りを村全体の人たちに依頼をしたところであります。

ここ1年ということですので、現在起こっていることは、ことし大津で起きた保育園児に車が衝突した事件を受けて、保育園の先生方が危険箇所をチェックしました。最も危険と思われる中学校入口の信号機のある交差点に鉄のポールを追加してもらうように、建設事務所に今依頼をしているところであります。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 子供たちの声に基づいて即座に改善が図られたという今回の実績に感謝いたしたいと思います。

ところで、ドライバー、運転者が今自分が走行している道路が通学路だということを認識できる、その判断する材料は何だとお考えでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 自分が運転していてもそうなんですけれども、まず、子供が歩いていけばもう通学路というふうに思いますし、通学路の警戒標識がある、それから、通学路と書かれた旗が立っている、そのあたりでこれは通学路だなというふうに認識すると思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ただいまお話がありました警戒標識ですが、この警戒標識は村内どんなところに、どれぐらい立っているのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 私が調べたところ、村内に設置されている通学路の警戒標識というのは、国道の南と北側に並行して走っている旧道ですね、旧道のその縦道との交差点に5カ所立っているというふうに考えています。村松地区が3、それから細谷、殿戸、さらに保育園の入り口、入田への入り口、それから、村松と夫神は地区内の交差点にあって、計9カ所だというふうに私は考えています。どれも交差点が危険であるという判断から立てたんだなというふうに考えたところであります。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今御答弁いただいたとおり、ほとんどが国道ではない、国道から入ったところといいますか、村道とか、あるいは県道なんですよね。国道で立っているのは1カ所だけなんですよ。場所的には、共産党の事務所のあるこのカーブのところの向かい側とい

うか、あそこは洞と村松西のほうへ入っていくところですが、あそこが国道上と言えば国道上かなと。あと、見当たらないんですよ。こうした警戒標識、国道に必要なのではないかなと思うんですが。

その前に、小・中学校では通学路指定しているそういう道路ですが、学校が指定している道路以外で、以外といいますか、どう言ったらいいのかあれですけども、保護者の判断で通学コースを決めているというようなことも、去年の教育長の答弁でも明らかにされておりますけれども、そうしたところを保護者が地図上に落として学校に提出して通学路というふうにしているんだと思いますけれども、そうした場合、山側の旧道、登山道とか、そういったところよりも国道のほうが保安上は安全だというふうに考える保護者の皆さんが結構多くいらっしゃると思います。

したがって、そういうことで国道を通っているそういうお子さんがたくさんいるかと思いますが、見てみますと、学校におくれないようにということで一生懸命走ってみたり、それからまた、お子さん同士でふざけ合って、時には歩道からはみ出して車道へ出ちゃったりとか、そんな姿もまま見るわけでありまして。

まず、国道を通学路として使用している、そういう児童・生徒の皆さん、どれぐらいいらっしゃるんでしょうか。また、その安全対策についてどんなふうに行っているのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 国道を使っている小学生、中学生、すごく多いんですよ。それは、例えば村松地区の子供が小学校へ行く場合、横に行きますね。もうそれだけで国道使ったということになりますので、数は大変多くて、小学生は214名中107名、それから、中学生は127名中95名ということになっています。52%、パーセントにすると大変多いというふうに思います。

安全対策ですが、これは通学路全てにおいて安全第一でなければいけませんので、国道問わず、全てのところで4月に通学路の確認を行い、月1回の下校指導、それから、PTAと協力して安全マップの見直しと安全指導、それから、PTAと連携した春と秋の街頭指導、それから、7月の一斉下校という、そして、さらにそれを受けて対策会議という、本当にできる努力はしているかなというところであります。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ただいまのお答え、小学校、中学校のほうに骨折る調査をしていただ

きまして、ありがとうございました。それにしても50%あるいはそれ以上ですね。そうした子どもが国道を利用しているという数字が上がってきたわけであります。

私は、通学路であることを示す標識、これが国道に必要だというお話を昨年度も一昨年も要望してきたんですけれども、改善がしてまいりませんでした。繰り返しますけれども、子供が通学している、そのことを、もちろん子供がいればすぐにわかるというふうな教育長のお話ですが、当然それはそうですけれども、やはり警戒標識が必要ではないかと。1本しか国道がないと、しかも見づらい形の場所ですよ。そういうところではなく、やっぱり国道をこれだけ多くの子供たちが通学しているんだということになれば、警戒標識をもっとたくさんつけてほしい。あるいは、法的にも難しいというのであれば、ここは通学路だということを、子供たちが通っていますよということ、まず例えば上田から来る峠の入り口、そこからもうここは通学路だということがわかるようなことを特に村外のドライバーが認識できる、そういった対策をぜひとも進めていただきたい。

先ほどお話ありましたけれども、昨今本当に事故、子供の事故が多く起きているわけがあります。そうした中で保護者からの大変心配する声が寄せられていて、ぜひそうした通学路表示ぐらいは国道にやってほしいよねという声が聞こえてきています。この点について、いかがでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） おっしゃることはよくわかります。まず、子供の安全ということは、何をおいても考えなければいけないことですので、ことしの7月に一斉下校しますし、その後関係機関が集まって検討委員会を開きますので、御指摘の通学路の警戒標識ですとか、さらにそれだけではなくて歩道の整備をする。それから、縁石ですね、縁石も高いところと高くないところが実はあります。それから、ガードレール、ガードパイプの設置等、いろいろな観点から検討して、できることはしていきたいというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今教育長のほうから、私のほうで歩道整備ということをお願いしようと思ったんですが、そこまで目を向けていただいているということ、大変ありがたく思うところであります。

保護者のほうからこんな声もあります。車道と歩道を区分けするガードレールをずっとつけてもらえないか。子供を持っている親御さんにしてみれば、やっぱり切実だと思うんですね。ちょっとあの長い距離全部なんて思ったりするんですけれども、やっぱり親御さんと

すればそういった切実な声を持っている、子供を守りたいと。そういう願いに対して、今教育長がお答えいただきましたけれども、ぜひいろんな方策を立てていただきたいと思います。

あわせて、今歩道のお話が出ましたので、歩道整備、これについて先に話を進めたいと思いますが、殿戸のバス停の歩道整備工事が完了したわけですけれども、今後どのようなテンポでどこの工事が進められていくんでしょうか。また、その歩道整備、村内全て完了するのはいつごろになるのでしょうか、教えてください。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 現在、議員さんがおっしゃられましたように当郷地区から殿戸地区までの歩道整備を行っております。お話ありましたが、殿戸バス停の設置も現在完了しているところでございますが、その間の歩道の整備につきましても、県が主体となり、地権者の同意を得ながら順次進めているところでございます。

また、青木方面に向けましては、村松地区の総合グラウンド入り口の歩道の整備につきましても、以前より早期整備を要望しているところでございます。昨年1月にも、村議会、地元区、PTA、安協青木支部、村スポーツ団体とともに県に要望しておりますが、まだ現在なかなか進めないところでございますが、引き続き積極的に要望してまいるところでございます。

歩道整備につきましては、やはり長い年月と費用がかかり、また特に地元の皆さんの協力が必要になりますので、その辺も十分鑑みながら、要望等の状況を踏まえ、検討して進めてまいりたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 当郷、殿戸区間、そしてまた運動公園付近というお話は、多分一昨年あたりからずっとお聞きしている部分かと思うんですね。やっぱり少しずつしか進んでいかないと。まさに峠のバイパスができる、そういう時期になってきているわけで、そういう点では、ここを通る車も多くなる、工事中でも多くなるということを考えれば、ぜひとももっと早く、すぐにでもやってほしいというのが願いだと思うんです。そういう点で、いつまでと言えないんでしょうけれども、いつまでと聞きたくなるんですね。その辺の見通しをお願いします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私どものほうでも3年間同じ答弁ということでもありますけれども、浦野側から殿戸のバス停まで1つの事業認可をとって、それぞれの浦里の工区、それから、青

木村の工区を設けてやっていただいております。ほかの予算の状況を見ますと、非常に手厚く予算化していただいているなというふうに思います。

いつまでの話なんですけれども、一番課題は残っているところは、非常に用地買収が難しい。私もたくさんの自治体歩いてきましたけれども、非常に青木村というのは用地買収の厳しいところだなというふうに思っております。それは、何も反対だということではなくて、いろいろ家庭の事情、例えば相続とか、そういうような状況もちろんありますけれども、大変そういうような残っているところは厳しいところでありますので、村でも職員を動員して一生懸命やりたいと思いますし、また、関係する議員さんにも側面からの応援をお願いしたいと思います。用地買収ができなければ、何も前へ行きません。その厳しさというのは、なかなか個人情報でありますので外へ出すわけにいきませんが、残っているところは大変そういう状況であるということをお理解いただき、なるべく早くということをお願いしております。3年間同じという話は、実はそういうことも内包していることでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今後の状況の中で御努力いただいているということをお理解申し上げます。協力できることは、ぜひ協力しながら、一緒に前に進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

あわせて、先ほど保育園の事故、大津であったそれ以降、危険な箇所について見回りとして対策をとっているというふうなお話伺ったところでございます。この点についてもお話ししようかと思っておりましたが、点検していただいたところが幾つもあるということがございますので、そうしたところ以外での、まだガードポールを立てたほうがいいかなというところもたくさんあるように見受けられます。ぜひ点検をして、こうしたところの対策をお願いしたいと思います。

次に、くつろぎの湯の西側の国道の安全対策ですが、これについて、やはりずっと質問してまいりました。去年は、総務企画課長から、上田警察のほうに規制標識を立ててくれないか、また、道路管理者の建設事務所に道路にカラー表示できないか要望しているという答弁をいただきました。1年たちましたけれども、その要望は今どうなっているのか、関係機関からどのように回答を得ているのか、そして、いつに、またいつにと申しわけないんですけども、実現できるのか、お願いたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 先ほどの御質問と重複する部分があるかと思

いますけれども、村内でも今お話があったように、歩道の整備を要望ですとか、あらゆる要望、ほかにもたくさんの方の要望をお願いしている部分もあったり、また、館内でも同じような上田市、長和しかり、いろんなどころから多くの要望事項が寄せられているものと思います。恐らくその中で、限られた予算の中で、より優先度の高いところからということだというふうに理解はしているところでございます。先ほどと同じ、こちら辺も根気よく要望していきたいというふうに思っております。

また、少しでも交通安全ということで、村で何かできることというような観点の中から、今のくつろぎの湯のところのちょうど内カーブに、部長の答弁から、ちょうど内カーブになって見通しが悪いやぶがあったりというふうなところがあったわけですがけれども、その辺のちょっと整理をさせていただいたりですとか、くつろぎの湯から道を挟んだ敷地からも結構車の出入りが多かったりというようなことで、そこについては、ちょっとカーブミラーを設置しようというようなことで、今進めているところでございます。できることは、少しずつでもやっていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） あの場所については危険な場所というふうに認識をしていただいていると思いますが、地域に暮らす皆さんからも、何とかあそこ、スピードが出ないように考えてほしいという要望がいつも寄せられておりますので、ぜひお願いいたします。

最後ですけれども、国道143のバイパス化に向けた取り組みについて質問をいたします。

5月23日全員協議会で席上、上田建設事務所からは、143号バイパスを村内に通す予定はないというふうな御返答いただきました。一方で、昨年6月議会では村長からは、今ある既存道路を活用して道路をつくっていききたい、義民そばからふるさと公園の脇を通り、横山を通って南部消防署へ行くルートが一番早いというふうに思っている。上田の担当者や上田の議会とも議論していきたいというふうな答弁をされています。

お二方の答弁をつなげると、バイパスを国道として建設するのではなくて、市道、村道を拡幅してバイパス化していくというふうな計画なのかなというふうに思えるわけですが、この計画の具体化はされているのかどうか、その辺をお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） バイパスというと2つバイパスになっちゃうんですけれども、トンネルができたときどのぐらいの交通量になるのかというのは、まだ推計が県でももちろん公表しておりません。先ほど沓掛議員から質問がありました中で、143の道の駅の関係、三才山

の関係、権兵衛峠の体制については申し上げました。こういうところが一つの参考になるかなというふうに思っております。

それから、もう一つの要素としては、来年の夏ぐらいですかね、三才山トンネルが無料化になるということでもありますので、そこも少し推計の範囲になるというふうに思っております。国道に今ある調査のバイパスをつくる、県がつくるという計画はもちろんないわけでありまして、こういった交通量が多くなったときどういような地元の人たちへの対策をしようかということは、前回お話申し上げましたように、バイパスというよりは迂回路とか、抜け道というとおかしいんですけども、地元の人たちが活用するような、そういうようなことを考えていきたい。これは、もちろん青木村だけでできる話じゃなくて、上田市とも連携していく必要があると。上田市も、またそういった必要性を感じているということでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ラッシュを避けるという意味だけではなくて、村内を通る車を減らしたいといいますか、そういった意味で別のルートへ流す、青木の村外、中心を通らない、そういったコースに流してやるということがやっぱり喫緊に必要なのではないかなと思うわけです。工事車両が入ってまいります。そうした点でそうしたルートの開発工事が速やかに行われ、安全が守られますようお願い申し上げて、以上3点にわたりました私の一般質問、終わらせていただきます。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、中心を流す、中心を避けて道路をつくってというお話ありましたがけれども、必ず新しいところをつくる、あるいは拡幅すると、被害者になるという方もいらっしゃるわけですね。それは御理解いただけますよね。今、現道あるじゃないですか。現道を拡幅する、あるいは新しいバイパスをつくる、そうすると必ず被害を受けたという方がいらっしゃるじゃないですか。ということを考えながら、この問題は取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 難しい部分がありますが、安全・安心というふうなこともまた含めながら、ぜひそういった声も村民から聞かれていますので、一方のことも考えながらも、よろしく御配慮をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員の一般質問は終了しました。

◇ 宮 入 隆 通 君

○議長（宮下壽章君） 続いて、1番、宮入隆道議員の登壇をお願いします。

宮入議員。

〔1番 宮入隆通君 登壇〕

○1番（宮入隆通君） 議員番号1番の宮入隆道です。

さきに通告しました2点につきまして質問いたします。よろしく御答弁をお願いいたします。

まず、子育て支援について伺います。

平成30年7月公表の総務省統計局平成29年就業構造基本調査結果の概要によりますと、15歳以上人口について、就業状態、育児の有無別に見ますと、育児をしている者は1,112万人で、うち有業者は881万1,000人、無業者は230万9,000人となっているそうです。育児をしている者について男女別の有業率を見ますと、男性は98.9%、女性は64.2%となっています。女性は45歳以上が70.9%と最も高く、次いで40歳から44歳が68.9%、35歳から39歳が64.1%などとなっています。その前回の調査であります平成24年と比べますと、育児をしている女性の有業率は、全ての年齢階級で上昇しています。

長野県で見ますと、その前回の平成24年調査、平成24年と平成29年の調査をしているわけなんですけれども、平成24年の調査では、育児をしている女性の有業率が59.2%でしたが、今回平成29年の調査では68.0%まで上昇しています。わずか5年で9.2%もふえています。

ちなみに、全国では島根県の81.2%というのがトップだそうです。

これは何を意味しているのでしょうか。一言で言ってしまえばライフスタイルの変化と言えるのですが、育児をしながら働かなければならない状況にあるとも言えます。過去5年でも育児に関する環境は変化してきているわけです。青木村だけでこの流れを変えていくということは難しいことではありますけれども、この変化に対応していくという必要があると考えます。

このように、育児をしている女性の有業率が上昇する中での子育て支援の現在の青木村での課題は何でしょうか、お願いします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 働くお母さん、あるいは家庭の課題についてでございますけれども、保育、育児、教育、医療、こういった内容を包括しているのではないかとこのように思っております。役場で言えば、単に住民福祉課だけではなくて、保育園とか、小・中学校とか、児童センターとか、図書館とか、社協とか、診療所、多岐にわたるわけでございます。働くお母さんたちのニーズに合わせてこういった組織が、それから民間がありますよね、当然雇用主といいたまいますか、あるわけですが、平均的な要望についておおむね対応、青木村ではできているかなとは思いますが、今御質問にありましたように、働き方も多様になっておりますので、こういったライフスタイルというお話がその中にありましたように、特別にそういう方々には対応していくことも課題になっているかなというふうに思います。まずは、こういった広域連合とか、近隣の市とか、病院とか、NPOとか、大学とか、そういった村の組織あるいは関係する組織、そして働くお母さんの雇用主、雇用の場、会社、こういったところと連携、協力していくような体制をつくるということが一番の課題かなというふうに認識をしているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 村としてもそういった変化に対応していくという姿勢があるということだったと思います。

続いて、産じょく期ケアについて質問したいと思います。

産じょく期とは、分娩後、妊娠や分娩によって変化した体、特に子宮が妊娠していないときの状態に戻るまでの期間を言います。これは通常6週から8週間ぐらいと言われておりますけれども、その子宮の大きさは次第に縮小し、この期間で妊娠前の状態に戻ると言われています。

このように体の変化もありますが、お産の後に気分が落ち込んだり、落ち着かなかったり、涙が出たり、いらいらするといった心の変化があると言われております。これは、ホルモンを初めとする体の急激な変化と関係していると言われておりますが、よくマタニティーブルーとか産後鬱病とかとも言われる部分もあるかと思っております。産じょく期、この精神障害にはさまざまあると言われております。赤ちゃんを持ったことで頑張り過ぎたりしないように気持ちを楽にするということが必要なんですけれども、それにはまず家族や友人などの周囲の人たちの協力を得て、よく寝て、疲れを回復させることが重要だと言われております。

こういった産じょく期のケアが非常に重要だと言われておりますが、青木村でのこの産じょ

く期のケアについては、現在どういった対応の状況でしょうか、お願いします。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

村では、今現在3つの方法でその対策を講じているところでございます。いずれも去年の10月から実施しているものでございますが、1つが産婦健診、こちらは新規でございます。対象は平成30年10月1日以降に出産された方で、全産婦が受診済みでございます。目的は、産後鬱病の予防及び新生児への虐待予防、時期は産後2週間、産後1カ月の2回でございます。内容は、新生児の受診に合わせ、産婦の身体的、精神的な状態もあわせて健診し、産後の初期段階における母子の支援を行なうことで、妊娠期から子育て期に切りかわるこの時期のケアを行うというものでございます。

2つ目が産後ケア事業ということで、こちらも新規でございます。対象は、産婦健診を行った方で、身体的、心理的、将来的に支援を要するとされた母子の方でございます。こちらも昨年の10月より体制ができておりますが、今現在利用されている方はまだおいでません。内容は、東御市の助産施設に数日間母子で滞在し、母親の身体的回復、心理的な安定を図ること、また、母親自身のセルフケア能力及び育児の基礎を身につけさせるという目的で行っております。

3つ目ですが母子相談、離乳食相談、こちらは内容の拡充になります。月1回開催しているこの相談に、去年の10月より東御市から派遣の助産師が参加しております。内容は、1回当たり2人から3人の母親に個別相談をし、母乳の与え方、抱き方等、育児に関するスキルを教えるとともに、精神的な部分の相談にも応じているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 青木村としては、先ほど私が申し上げたその産じょく期に関してのケアに関しては、考えられることを対応していただいていると理解しました。まだそういったものを利用した方は余りいらっしゃらないということですが、やはりそういった事前に準備をしておいていただくということが非常に重要なことだと思います。何かあったときにすぐ連絡、対応ができるということがわかりました。

子供を育てるなら青木村、子供を育てる環境づくりを今までも青木村では行ってきたことと思います。冒頭にライフスタイルの変化と申し上げましたが、ひと昔前とは青木村でも育児に関する状況はかわってきております。今までは育児の際に祖父母に手伝ってもらったと

いうケースが多かったわけですがけれども、近くに住んでいないとか、祖父母の体調の要因で育児の協力が得られないとか、そういった家庭もあります。これは、近年晩婚化が進んでおり、高齢出産がふえてきていることも関係していると考えられます。

最近では、育児と介護を同時に行うダブルケア、そう言うそうなんですけれども、ダブルケアの人たちも増加していて、内閣府の調査では、全国で25万人以上いるとされています。また、移住で来たばかりで頼れる友人も少ないなど、孤立してしまう懸念もあります。

このような中で、現状、2人目、3人目の子供を出産するとなると、さらに育てるのが大変になってきます。その際に、上の子供たちが一時保育であるとか、産前産後の保育、保育園であればそういったもの、そういった制度を利用したり、もちろん入園も可能かとは思いますがけれども、2人目、3人目を出産しても、やはり安心して育てられるように、子供たちへのケアは青木村としてはどのように考えているのでしょうか、お願いします。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 御家族の支援等を受けられない、あてにできない、そういった御家庭も当然あるかと思えます。そういった場合、子供が何人もいれば、それぞれの子供が順番に夜泣きをしたり、順番におしめを与えたりというようなことも出てくると思えます。また、それとはほかに家事等も自分でこなさなければいけない、そのような、母親にかなりの負担がかかってくるというような場合も考えられるかと思えます。

こういったときは村のほうに相談していただければ、保健師等も随時そういう方々に対応をしていきたいと思っております。また、広域で運営しておりますが、子育て支援施設ゆりかごというのも上田の医療センターの隣、あそこに用意してございます。こちら6日間、母子とあわせてそこで滞在して、心、それから身体の回復を図ることもできます。こちらは上のお子さんと一緒に連れて入ることもできますので、こういったことの利用もまた考えていただけたらというふうに思っているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 村としてもそういった保健師の方のフォローが得られるという点、あとは、施設的には上田市のそのゆりかごというところを使うこともできるということでした。ゆりかごに関しては、今おっしゃったように、上の子供も連れていくことができるんですけれども、お母さんの食事は出るんですけれども、子供の食事が準備できないということで、結局そのお母さんたちだけではちょっと苦勞でできないというちょっと難点が実際はあるということだけは、ちょっと伝えておきたいと思えます。

次に、双子親、三つ子などの多胎児の育児についてです。

厚生労働省の人口動態調査によりますと、出産総数の多胎児が占める割合は、50年前に1%ぐらいでしたが、今は2%程度、約2倍に増加していると言われていています。これは、晩婚化による高齢出産と不妊治療の影響と言われてはいますが、交互に夜泣きで寝ることすらできないとか、多胎児になりますから、夜なかなか授乳をしていると次々と授乳していかなければならなくなりますので、なかなか寝ることができないというふうによく言われています。外出もベビーカーの移動は大きくて困難だとか、育児の苦勞が通常の倍以上と言われる多胎育児です。

行政のサポートがおくれているという報道も最近は多くあり、多胎児の虐待の事件ですとか、そういったこともつい最近あって、非常に大きな問題となっています。

産後支援事業としてヘルパー派遣を通常より期間や回数を多くするなど対応する自治体もふえているそうです。

こういった多胎児育児について、現在の青木村の状況と、そういった方たちに向けての支援というものは何かあるのでしょうか、お願いします。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 青木村のほうで多胎児に特化した事業というのは、今のところございません。現在ゼロ歳から中学3年までの間で5組の双子の方がおいでというふうには確認しております。多胎児の場合、一度に2人中にいるわけでございますので、やはり通常のお子さんより未熟児で生まれる場合が多いとも聞いております。また、母体に係る負担も大きいわけでございますので、出産予定日前に出産させるということも割と一般的というふうに聞いております。

このようなこともありますので、出産後のケアもまた大変重要になってくるというふうには確認しているところでございます。母子相談の中では、妊娠の期間中から助産師の助言を受けることもできます。また、保健師のほうもそういう体制で支援をしていくということで考えておりますので、そういった状況で今行っているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 多胎児向けのそういった何か支援制度というものはないということですが、青木村としては多胎児にかかわらず、そういった相談事があればきちんと対応していただけるという体制はできていると理解しました。

先ほども申し上げましたが、全国的には育児ヘルパー制度というものを設けているところ

が最近ではふえてきているんですけども、青木村でもそういった困ったお母さんたち、家庭が、何か助けていただく、実際、もしかしたら何か上のお子さんなのか、もちろんその子育て自体どうしていいかもわからなくなってしまうという、そういったときに何かヘルパーさんのような感じで支援をしていただくというそういった支援、そういったものというのは青木村でちょっとないように思えたんですけども、もしなければちょっと検討していただきたいのと、もしあるのであれば、ちょっと教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 育児のヘルパー制度ということについては、私どももまだまだ勉強不足な点がございます。これを、やる、やらないも含めて、少し検討させていただけたらというふうに思いますので、御了解いただけたらと思います。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） あくまで今育児ヘルパー制度というものはないということですが、今後そういった、もちろん今、まずは生まれたばかりの子供たちをちゃんと育てられるようにすることであるとか、母子ともに健康にちゃんと育つということがまず大前提なんですけれども、もっと育児をしていく上で本当に困ったときにいろいろ支援していただける制度、そういったものは他のエリアでもだんだん今拡充されていますので、そういった周りの状況も見えていただきながら、ぜひ検討していただきたいと思います。

続いて、ことしのゴールデンウィークの10連休では、非常に長い休みだったわけなんですけれども、長いお休みだったのでふだんではできない旅行をしたり、趣味に没頭できたという方も多かったかとは思いますが、しかしながら、働くという意味合いで言うと、サービス業の人たちであるとか、そういった方は一番の稼ぎどきだったでしょうし、私も含めて農家であると、ちょうどゴールデンウィークのころというのは非常に忙しい時期に当たります。

そのような状況下で育児をしている家庭は、とても苦勞したと聞いています。青木村では、保育園、あと放課後児童クラブ、これは4月27日の土曜日、これは通常の土曜の保育だったかと思うんですけども、あと5月2日の木曜日の祝日に対応していただいたと聞いています。

近隣の町村を見ますと、その期間、1日かもしくは2日というところが多かったと見ています。

このような長期の休日の対応、今回は2日間だったわけなんですけれども、この対応ということに関して、青木村としてはどう考えていますでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） この10連休の対応につきましては、今議員さんのほうからお話あったとおりの対応をさせていただきました。青木村の場合、土曜日は希望保育ということで対応させていただいております、日曜日につきましては、就労証明等により確認をさせていただき限り、現時点では保護者の就労というのは確認はできないんですけれども、先日、子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査ということで、ゼロ歳から小学校6年生の保護者を対象にアンケート調査をさせていただきました。現在集計中ではありますけれども、調査の状況なども参考にさせていただき、今後検討させていただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 今回こういった長いお休みのときに非常に苦勞したと複数の家庭から聞いているわけなんですけれども、家族のために、もちろんその長い休日がとれて家族のサービスとしてとてもよかったという人たちもいるので、別にその長い連休があったことを批判するつもりは全くないんですけれども。ただ一方では、そういった仕事であるとか病気、その間の期間病気をしてしまったと、そういったときの対応ができていないといけないんじゃないかなと思うんですけれども、なかなか普通のお休みだと言われちゃうとなかなか村にお願いをするということもできないわけなので、やはり今アンケートとられているということなので、ぜひちょっと検証していただいて、今後の対応を考えていただきたいと思います。

お隣の上田市では、毎週日曜日と祝日は3カ所の公立の保育園で保育は受け入れをしています。このゴールデンウィーク期間中も、全日同様に対応していました。上田市にお住いのサービス業の知り合いの方も利用していて助かっており、このサービスがなかったら仕事ができないなと言っていました。

これを聞いたときに、この有業率が上がり続けているという状況で日曜、祝日の対応ができていないというのは、そういった仕事、働きたいという人たちに何か制限をできていないかということ、ちょっと私自身は強く感じました。

私ごとですが、このゴールデンウィークの間に青木村では保育園に預けることができませんでしたので、上田の認定こども園に2歳の長男を一時預かりで預けました。その期間に家庭の事情で、今回は私の妻が先ほどのちょうど産じょく期に当たっていて2歳の子供の育児ができない状態、かつ私もどうしても働かなければいけないという状況、家族のサポートが

どうしても得られないという状況、そういったことで非常に困ったわけなんですけれども、そういったことでいろいろなところを探して、もちろん村のほうにもちょっとお伺いしましたけれども、いろんなサービスがないかとちょっと調べたんですけれども、結論的にはその友人から聞いて、そのこども園を教えていただいて、何とか長いゴールデンウィークを乗り切ることができました。

とても助かったんですけれども、問題は非常に費用が高かったということでした。その認定こども園は、9時から16時まで7時間預けると、2歳児は時間600円で4,200円、3歳以上なら時間500円で3,500円です。一方で、上田市の休日保育に関しては、市内で3カ所なんですけれども日曜、祝日も対応してまして、3歳未満までは時間280円で1,960円、3歳以上なら時間140円で980円で預けることができるということでした。

私自身は仕事をしなくてはならなくて、実際仕事ができる助かったんですけれども、これではワーキングプアという、働いても結局何のため働いているのかよくわからないという状態だったわけです。

正直言うと、青木村でもそういった日曜、祝日の保育というのを検討してほしいというところなんですけれども、人員配置をどうするかとか、そもそも人が確保できるかとか、そもそも使う人がいるのかとか、そういったこともあって、なかなか最初に準備するということは難しいことだとは思っています。

しかしながら、急な病気であるとか、今回のように仕事の都合でどうしようもならないときに受け皿がないというのは、やはり問題ではないでしょうか。

そこで、提案なんですけれども、村民がどうしても保育園では預けられないという状況の中で上田市のそういったこども園に預けなければならないというふうになった場合に、上田市との差額の補助をしてほしいと思いますが、そういった検討をしていただけるのかどうか、お願いしたいんですが。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 労働者不足の中で女性の皆さんが働く、就業率が上がっているというのは、大変そういう意味では喜ばしいことでございます。

今の御質問のことについては、役割分担があって、行政がすべきこと、各家庭がすべきことがあると思いますが、私ども承知しておりますのは、先ほど保育園の園長が御答弁申し上げましたように、就労証明の中で日曜日というのが今まで出てこなかったわけなんです。今回調査するに当たって、日曜日のそういった需要があるかどうかというのを調査票に1項

目入れまして調査をしたばかりであります、集計出ておりませんが、その数字を見ながら、もうお一人はここにちゃんと実際にやられた方がいらっしゃるみたいですが、そういった全体を見ながら検討をさせていただきたいというふうに思っております。

今課題まで御質問いただきましたけれども、需要の状況でありますとか、その実態だとか、受け入れ体制だとか、いろいろとしなければならないことがたくさんありますけれども、まずは実態調査の結果をもって、また議論をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 私のもちろん今言った提案がベストとも思っておりませんが、いろいろなやり方で対応できることもあるかと思っております。先ほどの育児ヘルパーの制度とかももしあるのであれば、そういったものを使ってもらうとか、そういったこともあるのかもしれない。ぜひいろいろ、アンケートの結果をもってということだと思っておりますが、私からは検討していただきたいと思っております。

続きまして、暮らしやすい公共交通について伺いたいと思っております。

公共交通のことにつきましては、一昨年、昨年と青木村の公共交通について質問しております。最近では高齢者ドライバーの交通事故の報道を聞くことも多く、大きな社会問題となってきております。一方で、生活していく上で自動車は欠かせないものとなってきておりまして、特に青木村のようなエリアで住むには必需品であります。昨今のいろいろな事故等の報道を受けて、高齢者ドライバーの方の中には、そろそろ運転することを引退して免許を返納したいと思っている方も多くはおります。

しかしながら、車を運転しないで生活できるのか不安だと思っており、なかなか踏み切れないという状況の方も多くはないかと思っております。まずは、家族の中で支え合っていくということができれば最善ではありますけれども、今の世の中ではその状況のない方も多くということも実情であります。

そうなりますと、移動手段となると徒歩であるとか、自転車、先ほどセニアカーの話もあったかと思うんですが、そういったものなど、あとはもう公共交通に頼るしかないわけなんですけれども、現在の青木村において今まで自分で運転して自由に行きたいときに行きたいところへ行くことができた人たちが、非常に不便を感じてしまうわけでありまして、これから返納を検討している方にとっても、大きな不安であります。

青木村の公共交通は、高齢者の方だけでなく、通園、通学にも使われてきておりまして大きな役割を果たしてきているわけなんですけれども、暮らしやすい公共交通というものを村としてはど

う考えていますでしょうか、お願いします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 暮らしやすい公共交通のあり方についてでありますけれども、先ほど松澤議員とも少し議論したことにダブるかもしれませんが、やっぱり青木村の一番もとは、千曲バスの青木線だというふうに思っております。青木線を維持することは、青木村の高齢者、学生等の日常生活に不可欠な移動手段でございます。これを基幹として村営バスを支線、そういったネットワークをもって効率的な運行体制をしている、そして外出の促進等々の利用に寄与しているところであります。

平成26年から運賃の低減事業によりましてバスの利用者が着実にふえていて、いろいろ好評をいただいているところでございます。さらに、宅急便の貨客混載をもって、村の負担の軽減にも努めさせていただいております。

村営バスでありますけれども、かつては、御案内かと思っておりますけれども、大型バス2台で運行しておりました。その後、利用者数の減等々ありまして、公共交通会議の議論を経まして、少しセミデマンド、こういったような運行形態をしているところでございます。特に高齢者、学生、子供あるいは皆さんの通院、通学には、利用に寄与しているなというふうに思っております。

先ほど御答弁申し上げましたけれども、このバスの利用者が減っておりまして、平成21年度、1便当たりの利用者数の平均が6.3人でございましたけれども、29年度には2.9人に下がってしまいました。いろいろ課題はあるわけでありまして、この維持をまずはすることが第一課題かなというふうに思っております。きめ細かなところは、まだまだ今後いろんな意見を聞きながら、交通会議の議論を経ながら、する余地はまだたくさんありますけれども、とりあえずはこんな状況で、公機関、あるいは私関として考えていきたい、こういうふうに思っています。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 千曲バスの青木線に関しましては、私もたくさん結構利用するんですけども、運賃低減の効果もあって利用者がふえて満足度も高いですし、ヤマト運輸の客貨混載、こういったことも千曲バスの青木線の維持につながって大きな効果があると評価できるところであります。

青木村における村営バスを初めとした村内の公共交通という点では、まだやはりニーズに答えることができていないのではないかとというのが私の考えであります。先ほど申し上げた

高齢者の対応だけでなく、これから観光客に関して、特にインバウンドを意識した場合、公共交通として対応できているのかということに疑問を持っています。海外からの観光客の方は、集団の観光客ではなくて個々で来るような観光客の方、そういった方々は公共交通を利用して来る方が多いわけですけれども、もし青木バスターミナルに到着しても、そこからちゃんと観光できるようになっているのか、非常にちょっと疑問に思っています。

高齢者や観光客に対しての村内の公共交通という意味合いでは、十分だと考えていますでしょうか、お願いします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 観光客ということでございます。現状も、バス自体は主要な施設を回るような形のルートにはなっております。そういう意味では、最低限のサービスというのは提供しているのではないかなというふうには認識をしているところでございますが、御案内のとおり、運行の本数の問題ですとか、曜日運行などの課題もあるということで、観光客にとっては十分であるかと言われれば、十分とは言えないのかなというふうにも認識をしているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） そういった点では、やはり観光客に対する公共交通、村内の公共交通という意味合いでは、やはり受け入れの体制はできていないと言えるかもしれません。

以前より私は、地域の助け合いのタクシーの仕組み、公共交通空白地有償運送事業を提案してきました。各地方での事例もふえてきていまして、配車アプリ、スマートフォンとかでいろいろ操作するんですけれども、Uberといったそういったアプリを使って配車をしていく、そういった仕組みなんですけど、それを使ったのは今まで京都の京丹後市にあったわけですけれども、今は新たに北海道の中頓別町が加わっています。中頓別町では、ガソリン代の実費負担という形の金額設定で、本当にボランティアのドライバーさんが担っています。配車はそのUberというアプリを使って、決済はカード決済になります。

こういった今各地で、いろいろやはり自分たちの公共交通をどうするのかということを見んなで話し合っていて決めている自治体があるわけですけれども、こういった他の自治体の事例から学ぶべきものというのではないのでしょうか、お願いします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 各自治体ですね、自治体によっても人口の規模でありますとか、地形的な要因が違ったりですとか、それぞれあって、それがこの青木村

にとって直ちに有効かどうか、また、本当に利用してもらえるような仕組みなのかということについては、少し勉強しなくちゃいけない部分があるかと思います。さまざまなそういう先進的な取り組みがあることは、こちらも承知をしております。

現在のセミデマンド方式の運行体系を導入した際にも、いろんなところへ視察行ったり、勉強したりして、交通会議等で議論して導入した経過があるわけでございます。当然今後もそういう先進地の例なんかを参考にしながら、この青木村にふさわしい、青木村に合った公共交通のあり方について、また公共交通会議の中でも議論をお願いしていきたいというふうに思います。

先ほどの松澤議員さんの御質問の中でもございましたけれども、ボランティア輸送と申しますか、その辺については今、村の社協のほうでも検討を始めているということでございますので、御理解をいただければと思います。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） そういったボランティア輸送の際にも、こういった何か配車アプリを使うとか、なかなか人が利用しないという話があったかと思うんですけども、こういったものを使ってもっと使いやすくするとか、予約を簡単にするとか、そういったいろんな今のこういったITのものを使ったりするということもぜひ検討していただいて、そのボランティア輸送に関してぜひ進めていただきたいと思います。

そういった中で政府は、本年3月の未来投資会議にてライドシェアに関する法改正案を表明しました。相乗りタクシーについては、本年度中の改正を目指すと言われていて、自家用車を使った有償運送事業については、2020年に法改正案が提出予定という内容でした。

相乗りタクシーは、同じ方向の目的地の人をマッチングさせて運賃を割り勘にする仕組みであります。途中から乗車しても割り勘ができるような仕組みだと言われております。相乗りした場合、タクシー運賃の大体約4割ぐらい安く乗車できると言われております。

このメリットは、既存のタクシー会社、既存のタクシーを利用してできるということであり、導入しやすいと言われておりますけれども、この目的の一つに過疎地での運用も結構考えられていると言われております。こういった過疎地での運用については、予約制にして相乗りできる仕組みをさらに工夫することが必要かもしれません。

自家用車での有償運送に関しては、さらに規制緩和されるものと理解しております。

このように制度的にも変わり始めている状況であります。こういった次世代の公共交通について、先ほどもいつも公共交通会議でいろいろ皆さん意見を出し合っているということで

すけれども、次の公共交通について議論する時期が来たのではないかと私自身は思っていますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 自動運転の車とか空飛ぶタクシーとか、いや本当にもうそこまで来ているだろうというふうに思いますが、その間どうやってつないでいくかというのが課題であります。

先ほどの答弁で申し上げましたように、全国の例を見ると、NPOがやったり、クラブがやったり、地域が会社を興したり、いろんなところでやっております。私どもも12地区ありまして9地区で、村松は1というわけにいきませんが、地域支え合い事業をしております。その中で、ワンコインで村内、村外へ行けるようになっておりますけれども、利用実態としてはほとんどないですね。ですから、宮入議員の御質問の中にもありましたように、こういうものをつくったとき本当に使う人がいるのかなど。資料で見る限り、数十人、二、三十人の運転手さんを用意しているけれども、1年間に平均1日1人ぐらい、あるいは1.5人ぐらいだというようなどころもあるようですし、その準備だけでも必要だというお考えもあろうと思いますけれども、これは費用対効果だけで考えられるものでもありません。今後のことを考えると、もう少しやらなければいけないのかなど。

それから、今予約も簡単でITの話が出ましたけれども、ITを使えない人たちが一番課題じゃないかと実は思って、こういうような公共交通の弱者だろうというふうに、交通弱者だろうというふうに思っております。

今後、自動車の共有化でありますとか、無人運転だとか、そういうようなものができることがありますけれども、まずできるところからやりたいと。

先ほど前の議員の中で御答弁申し上げました、1.0を下回ったところを2. 幾つぐらいのところへもっていったらどうかという提案も実はあります。けれども、考えてみると、その1を下回ったところをもっと大切なのかなと思ったり、なかなかサービスを低下させることが本当にいいのか、限られた人数、限られたバスの台数、あるいは限られた時間の中で一番いいのは何だろうかというのが課題であります。一番は、村民の皆さんのニーズに合わせて今やってきたセミデマンドも10年たちましたので、今おっしゃられるように、見直しの時期に入っているというふうに思っております。

社会現象として、高齢者の事故、あるいは高齢者ドライバーの免許の返納等がありますので、こういった社会情勢の変化も頭に起きながら、この全体としての新しい時代の青木村ら

しい公共交通のあり方について議論を深めたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ぜひ、今までやはり運転をしてきた人たちが運転免許を返納することで運転ができなくなると、そういう人たちがふえてくるという、ちょっと今までの高齢者ということだけではなくて、今までずっと運転してきた人たちが運転できなくなるという、そういうことでニーズは、私自身はちょっとふえているとは思ってはいるんですけども、あとはそういったものを利用していただける工夫というのも、ぜひさらに検討していただいて、今後、皆さんにうまく使ってもらえる公共交通として、村営バスなり村の公共交通のあり方というのを、ぜひ皆さんで議論を深めていっていただきたいと思います。そういう議論を深めていただくのと同時に、常に考えていただきたいと思っていますので、今後よろしくをお願いします。

私からは、以上です。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩として、15時25分まで休憩といたします。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時25分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 金 井 と も 子 君

○議長（宮下壽章君） 4番、金井とも子議員の登壇をお願いします。

金井議員。

〔4番 金井とも子君 登壇〕

○4番（金井とも子君） 4番、金井とも子でございます。

通告いたしました3件について質問させていただきます。いずれも一括しての質問でございます。村長さん初め担当の皆様の御答弁をいただきますよう、よろしくお申し上げま

す。

1 番目に、ふるさと公園あおき、親水公園についてお聞きいたします。

最初に余談でございますが、インターネットを見ますと、全国にはふるさと公園何々つく公園が幾つもあり、驚きました。それぞれに星の公園、浜辺の公園、森林公園、山の中の公園など、特徴を凝らした公園となっております。ちょっと調べようもありませんでしたが、その中には親水公園を備えている公園は幾つあるのでしょうか。

我が青木村でも、平成27年11月14日にオープンしましたふるさと公園あおきは、近隣市町村からも訪れていただく大変人気のあるスポットになっておりまして、1 村民といたしましても自慢の公園でございます。特に親水公園は、子供たちには大変に人気のある場所です。やっと歩く幼児から小学生ぐらいまで、石から石へ渡って歩き、水の中の小石を拾ったり、生き物がいるととってみたり、友達と戯れたり、とても楽しそうでございます。引率してきた方は、そろそろ帰りたいたいと思っても子供たちは一向に聞き入れてくれず、「さあ、帰ろう」と言っても遊びに夢中で知らんぷり、言うことを聞かず親もおじいさんもおばあさんも帰らせるのに大変苦労している状況でございます。

訪れた方の感想がホームページに掲載されておりましたので、御紹介したいと思います。

りえ助さんという方は、夏になると、農業用水ですが敷地内にある石畳のところに流れてきますので、ちょっとした水遊びも可能です。正直、武石川とかほど水はきれいではないです。でも汚いわけではないので、ちょっとぼしゃぼしゃして水遊びする分には十分です。結構遊びに来られる方が多いです。夏の暑いときは、ちょっと水が流れているだけでその周辺は涼しくなりますもんね。遊ぶときは、石畳になっているのでサンダルを履いたまま入ったほうが安全だと思います。濡れてもいいサンダル等を御持参の上、お出かけしてくださいねと書かれています。

武石川とはどちらの方がわかりませんので、どこの川でしょうか、上田市武石のことでしょうか。あちらのほうが川はきれいなんでしょうか。

また、別の方のブログでは写真も掲載されていて、その説明では、衣服を濡らして、途中からはサンダルも抜いて存分に水遊び。着がえがあるので後のことは気にならず、気が済むまで遊んでくれという気持ちで見守れましたと掲載されておられました。

お二人とも親水公園を気に入られている様子がよくわかりました。

さて、そういった引率をされてきている方から憂慮の声をお聞きしました。親水公園の水は用水路を利用しており、青木村は川の上流部に位置してはいるが、この公園に来るまでに

は長い距離を流れて野や田を通ってくるわけですが、その間には、除草剤、消毒薬、動物の死骸、車の排気、風に舞い上がって落ちたごみなど、さまざまな不安要素が混じった水ではないだろうか。このような水質の水は当然体にも影響があるのではないだろうかと危惧しているとのことでございます。幼児等は知らずに飲んでしまったり、水に触った手を口に含んだり、当然水の中に入りたがるので足の皮膚からも毒が浸透してしまうのではないかなど、引率されている方は大変気をもんでいます。

また、流れが比較的早く、小さい子供には少々危険ではないかとも思います。当然、引率者は目を離さず監視を怠りません。まあ、昔から子供は水が大好きなのです。私どもの子供のころは川で泳いだりもしましたが、当時と今では水の清らかさがまるで違います。

さて、汚染された水とはどのようなものか、少し調べてみました。汚染には、有機化合物のケースと無機化合物のケースがあるようです。水質汚染の事例としては、殺虫剤、除草剤、有機質とその他化学物質の広範囲の拡散、下水道や畜産業からのバクテリア、病原菌を含んだ食品加工廃棄物、木材の搬出事業からの木材と払い落とされた小片、揮発性有機化合物、これは違法な倉庫から流出する工業用溶媒と表記されております。それから、塩素処理溶剤などは、不溶性、難溶性であるため、ため池の底に沈殿します。ほかに、石油炭化水素には、燃料となるガソリン、ディーゼル、ジェット燃料、燃料石油、重油のことですね、あと潤滑油も含まれておりますが、油田事業、石油精製、パイプラインから給油所の地下の貯蓄タンクに受けられ、石油事業に移送されることとなります。そういったものも漏れますと、水の汚染になります。それから、合成洗剤、個人衛生用品や化粧品に見られるさまざまな化学化合物があるようでございます。

無機性水質汚染の事例では、酸性鉱山廃水に含まれる重金属類、産業廃棄物から生じる酸性物質、特に発電所から生じる亜硫酸ガス、半製品の工業用原料ペレットといった産業汚染、製品から生じた工業用の化学廃棄物、硝酸エステルとリン酸塩などを含む農業用排水に存在する肥料分、建設現場、材木の搬出、焼き畑農業、開墾といった表層流出液におけるシルトなど、シルトというのは粘土よりちょっと大きな粒で、荒いものをシュートと言うそうでございます。

ちょっと素人の私にはわからないことが多いことですが、いずれにしても、こういったものが水を汚染するということでございます。

以上を踏まえて、保護者の方から安全で安心できる水にならないだろうかとの要望がありました。

そこで、お伺いいたします。

1つ目として、親水公園の環境保持のため管理はどのようにされていますでしょうか。

2つ目として、親水公園の水質検査は実施されていますでしょうか。

3つ目として、水質検査をされている場合、その結果はどのような数値でしょうか。

4つ目に、保育園の児童も外出でふるさと公園を訪れていますが、親水公園の利用はどのようにされていますか。

5つ目として、安心・安全な水質確保のため、井戸水または水道水を利用した流れの緩やかな、とまっているぐらいでもよいかと思っているのですが、そんな流れの緩やかな親水公園にしていけないでしょうか。井戸水等にしていただくと、稲が生育し、用水路に水が流れなくなっても通年、当然寒いときは停止して構いませんけれども、通年利用できて、子供たちも喜ぶと思います。このごろは温暖化で水に入れる期間が長くなっています。

以上、5点について担当の皆様より御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 金井議員の御質問の1点目の総括で、私のほうから御答弁をまず最初にさせていただきたいと思います。

ふるさと公園あおきは、御案内のとおり、村民参加、村民のたくさんの皆さんの参加をいただきまして、設計、それから部分的な施工、それから完成後の花壇の手入れ、女団連の皆さんにもしていただきまして、ありがとうございます。村民の皆さんに活用していただいております。大変公園をつくってよかったなというふうに思っております。

親水公園も、実は皆さんからのパブリックコメントだったでしょうかね、提案がありまして、これをつくらせていただいたわけですが、水については水路管理者の御協力をいただきました。その際、柿木用水路の水利管理者の方からは通年の通水は困ると、ということは、実はこの辺は瓦ができるぐらい粘土質の田んぼですよね。この田んぼは、乾かないということは大変困るんで、その通水については田んぼの時期だけをお願いしたいということを前提としてこの公園をつくっておりますので、それを前提として担当課長等から答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 中沢商工観光移住課長。

〔商工観光移住課長兼商工観光移住係長 中沢道彦君 登壇〕

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） ふるさと公園あおきについてお答えいたします。

ふるさと公園あおきは、村内外の皆様、多くの皆様にふるさとを満喫していただく場、子供にふるさとを感じ、伸び伸び遊び、自然と触れ合える場として設置いたしました。うち、水辺ふれあい公園は、公園内に流れる農業用水路の水を活用し、親しめる場として御利用いただいているところでございます。

それでは、5つの質問についてお答えいたします。

まず、環境保持のための管理についてでございます。

ふるさと公園あおきにつきましては、道の駅あおき及びふるさと公園あおき施設、指定管理者による管理に関する基本協定に基づき、株式会社道の駅あおきを指定管理者に指定し、環境保持を含め管理を委託しているところでございます。農業用用水を利用させていただくということもあり、落ち葉などいろんなものが流れることもございますが、指定管理者側に清掃をいただいているところでございます。

続きまして、水質検査についてお答えいたします。

水質検査につきましては、水辺ふれあい広場を流れる用水の水源となる浦野川を含め、ここ2年でいきますと、平成30年度及び令和元年度に検査を実施しております。その結果につきましては、直近の令和元年度の水質検査の結果、水辺ふれあい広場を流れる用水の水源となる浦野川の取り入れ口が、水浴に適する環境基準値でA、それから、ふれあい広場流出口で水浴可能な環境基準のBの結果が出てございます。

続きまして、利用状況についてでございます。

青木保育園にお聞きしたところ、園ではふるさと公園を利用されておりますけれども、水辺ふれあい広場での水遊びというものはされていないということをお聞きしてございます。

最後に、井戸水及び水道の活用についてでございます。

ふるさと公園あおきの計画時に、水辺ふれあい公園の取水について井戸水や水道水の利用を検討した経過がございます。井戸水につきましては、その配水というところに少し難しい面がある、それから、水道水につきましては、その経費の面ということで難しいということを判断し、最終的に農業用用水を利用したという経緯がございます。

これからも水辺ふれあい広場の取水口につきましては、浦野川や柿木用水の環境保全にも努めますので、何とぞ御理解をいただきたいとお願いいたします。

以上でございます。

○議長（宮下壽章君） 金井議員。

○4番（金井とも子君） どうもありがとうございました。水の検査、水質検査をやっていたという御回答をいただきまして、その検査の結果も悪いものではなかったということで、大変安心いたしました。このことを引率されていた皆様方のほうにお知らせして、安心して遊んでいただくように申し伝えたいと思います。ありがとうございました。

村民初め近隣の市町村や道の駅あおきを訪れて立ち寄ってくださった皆様方が、安心してくつろげる公園を提供できるよう、今後もよろしく願いいたします。ありがとうございました。

次に、2番、文化会館の使用と施設についてお伺いいたします。

5月に行われている小学生の通学合宿は、児童の社会力育成のためには大変効果を上げていることと評価しているところでございます。合宿の様子を見させていただいたことがありますが、子供たちの生き生きとした様子やお手伝いに来ていただいている大学生の皆様の張り切っている様子に、感動を覚えたことを思い出しました。このような合宿を主催している教育委員会関係の皆様のお苦勞には、頭の下がる思いを感じたところでございます。

さて、質問ですが、1つ目として、ことしの通学合宿の期間、参加児童数、学年別、男女別等でございます。そして、学生さん、賄いの援助の方、そういった全体的な状況はいかがでしたでしょうか。

2つ目として、通学合宿の効果やその他の成果はいかがでしたでしょうか、いろいろと得るものがありましたでしょうか。

3つ目として、費用はどのようになっていますでしょうか。児童からの負担や公費からの出費もあるのでしょうか。

4つ目として、課題等がありましたか、何か問題点などありましたでしょうか。もし差支えなかったら、感想等をお聞かせいただきたいと思います。

5つ目として、その間、文化会館の利用が制限されてしまい、その他の利用者には不便さを生じており、不満も耳にいたします。そのようなときには、教育委員会、公民館等で近くの区のセンター等、公民館を無料で気軽に借用できるよう、代替措置等を配慮していただくことはできないでしょうか。

次に、文化会館は種々の改修等を加えたり、講堂の机を取りかえていただいたり、快適に使用させていただいておりますが、もう少し改良していただくともっと利用しやすいのではと考えられる点がございますので、質問させていただきます。

1つ目として、建設してからの経過年数は何年になるのでしょうか。

2つ目として、改築のお考えはありますでしょうか。

3つ目として、講堂で講演等が行われ、プロジェクター等で映し出した際、後部座席に座っているときには前の人に遮られ見えない場合が多々あります。舞台上の催し物も、椅子でなく床に座っている場合は比較的に見えるのですが、椅子席ですと大変見えにくい状況があります。特に舞台をおりられて、床のフラットなところで前のほうに出てそこで座られたりしますと、後ろのほうの席にいるものは本当に見ることができなくて大変でございます。話だけならいいんですけども、演奏やパフォーマンスなどは大変苦労して見ております。舞台をもう少し高くするか、天井をもうちょっと上げてもう少し高くするか、椅子席を階段状にすることなどをお考えいただけないでしょうか。

4つ目に、講堂に横断幕や垂れ幕等を掲示する場合、高くて非常に危険を伴います。マグネット式に改造していただき比較的便利になりましたが、やはり高いので机や脚立を使用しますが、舞台の上ですと大変高く感じて、ちょっと恐怖を感じてしまいます。釣り下げた横断幕を滑車で巻き上げるような方式の装置を設置していただけないでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） では、お願いします。

まず、通学合宿についてであります。

今年度の様子とはいうことですが、まず、期間は5月12日日曜日から18日土曜日までの7日間でありました。参加者ですが、児童が37名です。学年別には、6年が20名、5年が9名、4年が8名でした。男女別に見ますと、男子が7名、女子が30名、ことしは特に女子が多い年でありました。学生は全部で34名、信州大学教育学部の学生と長野大学の学生さんが参加していただきました。次に、夕食の準備をお手伝いいただいた方は、全部で13名です。1日4名ぐらいの方が交代でお手伝いいただきました。大変ありがたいお手伝いがありました。

次に、通学合宿の効果やそのほかの成果はいかがかということについてですが、ここ4年間、卒業前の中学校3年生に青木村の教育について1時間いただきお話をさせていただいています。児童センターの活動や水曜クラブ、アイリスセミナー、大学生との交流等、青木村でなくてはできないさまざまな取り組みをお話ししています。授業の最後に最も思い出深い活動は何かと聞くと、中でも多いのが通学合宿、それから大学生との活動であります。

その次に児童センターが選ばれてきています。7日という長い期間を多くの仲間と生活することで子供たちは、集団のルールに合わせて生活する力ですね、協調性とか、コミュニケーション力とか、忍耐力とか、責任感等が育つと考えています。これは、将来社会に出たときに生きて働く力だというふうに思っています。さらに、1週間家族から離れて生活することで、子供たちは家族の大切さやいかに自分が愛されている存在かに気づきます。夜、親からもらった手紙を涙を流して読む子供たちの姿があります。

次に、費用の点であります。家庭からは1週間の生活費として7,000円を事前にいただいております。このお金で食事代やさまざまな活動の材料費などを賄っております。学生さんへの謝金は、村で対応しております。

次に、課題であります。こういうことがありました。自分に注目してほしいという願いから暴れてしまったり、それから、昨年の合宿で少し心配であるなという子供さんがいて、それなりの準備をして臨んだ合宿だったんですが、ふたをあけてみると、その子たちが全く落ち着いていて驚いた年でありました。しっかりと、私がさっき言ったような通学合宿の目的を子供たちにお話をし狙いを持って行うことで、子供たちも覚悟を持って参加してくれるということがわかりました。

課題とすると、いつもは50名前後の参加者が、ことしは37名と少なかったことであります。これからも多くの参加を期待しております。

次に、その間、文化会館の利用が制限されて不便を感じるということでもあります。近くの区のセンターや公民館を気軽に借りられるように配慮できないかということについてですが、大変に成果が上がっているという通学合宿だと思っておりますが、その間、利用される方たちですね、村の方たちには本当にご不便をおかけしております。村の方たちの協力があって成り立っている通学合宿という事業であると、改めて感謝申し上げます。

さて、その間の利用ですが、あいていけば体育館や武道館、文化会館隣の老人福祉センターは利用できるというふうに考えていますし、現にそういうふうにして活動されている方もおられました。さらに、お話をあつた各地区の公民館やセンターも、正式にお願いすることで借用は可能だと思われま。

しかし、それぞれの場所にはそれぞれの借用の基準がありますので、その基準に沿ってお願いすることになるということで、その借用基準を踏まえて、利用される方が依頼をしていただくように、そこはお願いしたいなと考えております。

次に、文化会館についてであります。築何年かということではありますが、昭和47年に竣

工しております。全く同じ、ことしで47年目になります。

改築の考えはということではありますが、文化会館は既に耐震化工事も済んでおり、今のところはどうかするという話は聞いておりません。様子を見ながら、今後は村長さんに御相談するということになろうかと思えます。

次に、講演時に後ろの席は見えにくい、舞台を高くするか、椅子を階段状にできないかということについてであります。一遍に大きな工事は現実的には苦しいかなというふうに思っています。これまでも集会等の様子を見させてもらいますと、椅子を互い違いに並べる、真後ろではなくて互い違いに並べたりアーチ状に並べるという設定をした集会がありました。それから、V字状に並べるという、そういう工夫をされた集会もありました。並べ方でよく見えるような工夫をされていることがありましたので、参考にしていただきながら、講堂をすぐに改築するという計画はないけれども、要望として今後もどんな工夫ができるか、検討させていただきたいと思えます。

次に、最後に、横断幕や垂れ幕を巻き上げ式にできないかということではありますが、以前は本当にもっとすごい画びょうでとめておりまして大変でありました。数年前にマグネット式にして、少し楽になったと考えております。どうしても巻き上げ式がよいとすると、ステージの奥には巻き上げ用のポールがありますので、そこに横断幕を取りつけることは可能ではあります。

いずれにしても、これは大変高いところへ上りますので、ぜひ教育委員会の事務局がお手伝いをさせていただきたいと思っておりますので、そこはもうぜひやってくださいというふうに言っていただければ、全力でお手伝いしたいと思います。

これからもよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 金井議員。

○4番（金井とも子君） はい、どうもありがとうございました。大変詳しく御説明いただいて、ありがとうございました。

通学合宿については、前にお聞きしたときは、応募が多過ぎてお断りしたということもあったというふうにお聞きしておりましたけれども、ことしはちょっと人数が少なくてどうしちゃったのかなという、ちょっと心配でございますけれども、そこに参加する生徒さんは、とっても成長して大変いいことかなと思いますけれども、ちょっと心配なのは、参加しなかった子供はどうなっちゃうんだろうなというようなことがちょっと頭に浮かびましたけれども、何かちょっと不利益な点が出てくるんじゃないかなということがちょっと心配ですけれ

ども、そういったところはまた考えていただいて、よりよい方法をとっていただけるといいかなと思います。通学合宿だけじゃなくて、何か大学生の方と触れ合う機会があるということですね。よろしく願いいたします。

それから、文化会館の施設については、比較的身長の低い、主に私が日ごろ考えていることで、本当にいろいろ頭をひねっていただいて、ありがとうございました。また、椅子の並べ方等もいろいろありますけれども、皆さんと考えて、うまい方法をとっていきたいと思います。

また、横断幕のほうも、いつも事務局の方をお願いしてやっていたらいいんですけども、わざわざ上のほうまで上ってきていただくのも悪いような気がいたしまして、できることなら自分たちでやろうというふうに行っているところなんですけれども、じゃ、申しわけありませんけれども、遠慮なくお願いするようにしたいと思います。

それから、文化会館が使用できない間のことでございますけれども、ちゃんと考えていただいて、老人センターとか武道館とか、いろいろなところも使えるようですので、またその際にはお願いしたいと思います。村の方にも御理解をいただいて、その通学合宿に協力するという気持ちを持っていただけるといいかなというふうに感じました。特に、本当に通学合宿は得るところが多いようですから、また今後も頑張ってくださいと思います。

では、続いて、次の質問にまいります。

3番の高齢ドライバーの免許証返納後の生活についてでございます。既に松澤議員、宮入議員からも質問されまして重複する面もあろうかと思っておりますけれども、私の思っていることもちよっと申し述べたいと思っておりますので、質問させていただきます。ダブって構いませんので、御答弁をよろしく願いいたします。

昨今、高齢者の運転事故が多発しています。先ごろも自転車の親子が横断歩道を渡っていた際、高齢者の車にはねられ死亡しています。お店に駐車しようとしてブレーキとアクセルを踏み間違えて店内に突っ込んだとか、意識を失ったと思われる高齢者運転の車が周囲を巻き添えにしながら暴走し、乗っていた奥様と一緒に建物に衝突し亡くなってしまったなど、近ごろのニュースは高齢者のドライバー事故で持ち切りでございます。

報道番組などでは、高齢者の事故を防ぐ手だてをいろいろと提起しています。高齢者限定免許の設定で条件つきで交付することとしたらどうか、その条件は、免許証の更新を1年ごとにする、乗る自動車は自動ブレーキなどの安全機能つきの車に限定する。また、案外いいかなと思ったものがありまして、オートマ車ではなくマニュアル車はいかがかということで

す。複雑な操作をいたしますので、ブレーキとアクセルの踏み間違えが防げるのではないかというふうに、マニュアル車を勧める方もいらっしゃいました。場所や時間、天候により免許証の制限をする。これは具体的には、遠くに行くときや高速道路の利用、夜間、雨の日、霧のある日などは運転しないなどのことかと思えます。また、免許を返納する場合は、体の状態に応じて選択制にするか、または75歳以上は全て免許返納の対象とするかなど、検討を要するとしています。

そして、何より免許返納後の生活を整えることが必要不可欠と、コメンテーターの皆様が口をそろえて言っておりました。いろいろと事故がありますので、そのようなことから全国的に免許証を返納される高齢者もふえているようです。

しかし、青木村の高齢者の方々は、タクシーもなく、交通機関の不便さから、返納をちゅうちょされる方もいらっしゃいます。そして、相当の年齢まで運転をされている方がいらっしゃいます。もしかしたら私も相当の年齢まで運転してしまうかなというような気がしております。しかし、ちゅうちょしていても運転をやめなくてはいけない時期は現実的にすぐ目の前に迫ってきています。高齢者の方は、今までの便利さから家から家への乗り物を求めていらっしゃいます。

かつて青木村の公共交通について質問したことがありますが、検討をいただいていることとは思いますが、なかなか難しい面もあり、以前とほとんど変わっていない状態でございます。

そこで、次について質問申し上げます。

1つ目として、村ではそのような高齢者の方々の免許証返納後の生活、買い物とか、入浴施設へ行くとか、医者通いについて、援助していく方策をどのように考えられていらっしゃいますでしょうか。

2つ目として、公共交通の見直しが具体化されてきませんが、そのお考えはないのですか。例えば、セミデマンドバスのデマンド化など、いかがでしょうか。

3つ目として、地区の支え合いだけに任せておくのではなく、有償ボランティアの方法に村も関心を持って、シニア世代に協力を呼びかけることで行政と村民グループとの協働事業で有償のタクシーみたいなのを行っていく方法はいかがでしょうか。

以上について、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 金井議員の3点目の御質問にお答えを申し上げます。松澤議員、宮入

議員、両議員からそれぞれ質問のあった、かぶるかと思えますけれども、答弁をさせていただきたいと思えます。

高齢者ドライバーの免許証の返納後の生活は、今大きな社会問題というふうに認識しております。

まず、村営バスについて申し上げますと、今19路線、1日当たりの運行本数23でございます。財政面から申し上げますと、昨年度の運賃収入は86万円、歳出の合計は2,030万6,000円でございます。また、1便当たり1人以下という路線も幾つか、残念ながら出てまわっているところでございます。

セミデマンドに途中でかえまして、お客さんの予約の可能性、予約をしていただくとか、あるいは路線上であれば一定の条件のもとで乗降が可能だというふうになっているところでございます。また、ルートも買い物、入浴、医療機関、道の駅、きめ細かな配慮をさせていただいているというふうに思えます。また、産業祭とか小学校のイベントなどの大きなイベントなどには、御要請をいただきまして臨時便を出させていただいております。何よりも低賃金、高齢者は無料でございますし、障害者は半額だということで、そういった対応もさせていただいております。

それから、医療につきまして、福祉関係についての外出支援についてでありますけれども、今、大樹会に委託をいたしまして、医療関係の外出支援サービスをさせていただいております。通院につきましては、村内は診療所、上田は医療センターとかあるいは丸子の病院、あるいは花園病院等が多いわけでありまして、一定の料金のもとに運行させていただいております。

30年度の実績でありますけれども、村内は421回、それから村外は563回御利用をいただいております。訪問介護を行う職員は4名で行っております。上田の場合なんか大きな病院へ行きますと長くなるものですから、職員が一度送って行って一旦帰宅して、また行くというような対応もさせていただいておりますし、土曜日、日曜日関係なく対応をさせていただいております。

それから、青木村におけるボランティアの送迎でありますけれども、昨年度は役場の職員が実際行いましたけれども、毎年11月上旬に行われます福祉ふれあいのつどいなどや、それから村主催の筋力アップまきぼき教室、あるいはさわやか体力づくり教室に参加者を送迎30回ほどいただいているところでございます。

2点目のセミデマンドからデマンドにという話でございますけれども、これは前のお二人

に御答弁申し上げましたように、今そういったことができるだろうか、そのための課題は何だろうかということ、コンサルに案を出していただくことで検討をするという状況でございます。

3点目の有償ボランティアについてでありますけれども、冒頭申し上げましたように、高齢者の運転に関する事故というのは相次いでいるわけございまして、運転免許の返納に伴いまして、その後の対応というのは急務になっているというふうに承知しております。御質問にありましたとおり、社会全体でその高齢者の生活を支えていくという体制を整えていかなければならないと考えております。

デマンド化の課題としては、具体的に今社会福祉協議会で検討を進めておりますけれども、道路運送法が定める自家用自動車の運用の方法、活用の方法といいたしでしょうか、それから、これはお客さんをバスやタクシーから奪うという一面もありますので、こういった方々の御了解をいただくとか、あるいは有償の場合、対価を受け取る、その法的なクリアをどうするかとか、あるいは車やガソリンなどの実費の負担の受け取りの方法、規定の方法、額の方法などがあるわけでありまして。一番は、運転業務をするボランティアの方の確保が先例を見ると難しいなということと、先ほども御答弁をいたしましたけれども、本当にこれやっただけでも使う人がいるのかいというところが課題だというふうに伺っております。

地域支え合い、青木地区でも一生懸命やっておりますけれども、いろいろなボランティアの有償、無償があるんですけれども、そう使われてないと残念ながら思いますし、ほかの地区も同様でありますので、こんなことにならないような持続可能な方法を考えていかなければならないと思っております。

一番大きな視点としては、安全性の確保でありますとか、安定性、持続性の担保、あるいは公共性、公益性があること、それから地域の公共交通網の一部としてこれを位置づけるというようなことであろうと思っております。

全国的にはいろいろやり方がありまして、地域の住民が相当数参加するNPOで運用する地域タクシーだとか、あるいは補助金に依存しない自立した地域の乗り合いタクシーだとか、クラブをつくって、地元の方がクラブをつくって地域コミュニティバスを運行するとか、それから福祉の事業者によります生活支援とあわせた送迎サービスを行う、いろいろ方法がありますので、青木村で一番合った方法、実現可能な方法、あるいは利用していただく方法について検討する時間をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 金井議員。

○4番（金井とも子君） ありがとうございます。

ちょっと参考に申し上げたいんですが、群馬県の高崎市においては、無料タクシーを取り入れているとニュースで偶然聞きました。このごろ始まったようですが、デマンドバスをもっとフリーにしたようなものなのでしょうか、インターネットに載っていましたので、ちょっと読み上げたいと思います。朝日新聞の記事でございます。

地元の商店街にも足を延ばして。

群馬県高崎市が企画したJR高崎駅西口周辺の商店街を回る無料タクシーの運行が6月1日から始まる。来客は駅前の大型商業施設に集中、そこから先の地元商店街まで向かう人は少ない。お年寄りらの利便を図り、商店街の活性化につなげる狙いだ。

西口周辺にはタクシー巡回ルートの7商店街で衣類、食品など計300店ある。市の調査では、駅前の百貨店と大型店への来店は年間1,000万人に上るが、うち商店街にも足を延ばす客は1割に満たない80万人という。遠い商店街だと駅から徒歩で20分かかり、敬遠されがちだ。

無料タクシーは「お店ぐるりんタクシー」と命名。ミニバン2台で7商店街を結ぶルートを巡回する。1周3.3キロ。巡回ルートのどこからでも乗りおり自由で、車椅子の1人を含め1台で最大5人乗れる。臨機応変に客を拾うが、あきのないときは満車と表示する。運行は午前10時から午後6時で年中無休。各商店街は共通ののぼり旗を立て、PRする。タクシーの運営費は約4,000万円。

富岡賢治市長は、商店街の活性化は最大の課題、駅前に集まる人を周辺商店街にいざないたいと話している。

ということで、ちょっと商店街を活性化するのが目的のこの無料タクシーでございますけれども、ちょっと参考に御連絡します。大体タクシーだと730円ぐらいの距離を走るようでございますが、1日七、八十人が利用しているということで、テレビで見たときは、緑ナンバーがついていたように思います。

村のバスも10年経過で、そろそろバスの更新も考えられる時期になってくるのではないのでしょうか。ここで新プランを検討していただくとよいと思います。いま一度、青木村の公共交通をお考え直しをしていただけないでしょうか。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（宮下壽章君） 金井議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 山 本 悟 君

○議長（宮下壽章君） 続いて、10番、山本悟議員の登壇をお願いします。

山本議員。

〔10番 山本 悟君 登壇〕

○10番（山本 悟君） 議席番号10番、山本です。

さきに通告いたしました2点について、村長並びに担当者に一問一答形式にて質問してまいります。きょうは長丁場で皆さんお疲れかと思いますが、よろしくお願ひいたします。

まず、1問目の上田広域によるジビエ関連施設整備提案をということなんですが、その前に本題に入る前に、議長にちょっとお尋ねをしたいと思います。

一昨日の全協、それからあり方研究会の後、議長さんのほうから発言がございまして、一般質問については1時間程度というふうに私には聞こえたんですが、ちょっとよくわからなかったんですが、公式の記録が残る場所で発言してほしかったなというのが私の一つの考えですが、今ここでもしできましたら、もう一度御指導いただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 大体青木の場合は40分の持ち時間ということで、意外と他市町村の場合はトータルで1時間とか、そういうところが結構、長和もそうですけれども、そういうところもあるんですが、40分の質問時間で、答弁のほうも簡潔にお答えいただきながらなるべく手短にまとめられて、青木の場合は今1日で終了するようになっております。この間、坂城のほうへ聞きましたら、坂城は今14名の定員になっていますけれども、一応3日間とっているそうなんです、質問日を。そういうのと違って、我々の場合は、きょうは8人ですけれども1日で終了しなければならないし、ある程度、質問側は40分になっていますけれども、答弁側はどのぐらいという答弁時間というのは含まれておりません。ですので、答弁側のほうもその辺を見計らっていただきながら簡潔な御答弁いただきたいということで、私のほうから申し上げました。

○10番（山本 悟君） 完結明瞭に議論を深めてくださいというのは、もちろん今までもそうですし、これからもそうだと思うんですが、そうすると今までと変わったのはあれですか、今回どこが変わったんでしょうか。

○議長（宮下壽章君） いや、変わってないんですけれども、質問側は40分と決まっています、

答弁側は時間決まっていなくて、答弁側のほうは時間制限ありません。ですので、それをずっと答弁側のほうもだらだらとした答弁されますと、どんどんどんどん時間が延長になってきますので、昨年度についても5時ちょっと前ぐらいになりますと、延長しますかというようなのが2度ほどあったと思うんですけども、そうならないように簡潔明瞭に質問、答弁をしていただきながら、1時間と言ったのは一つのめどということで申し上げたんですけども、1時間で終わらせてくださいということを申し上げたんじゃありません。その辺のところを御理解いただきたいと思います。

○10番（山本 悟君）　じゃ、特に今までと変わってない、できるだけ早くということですか。私は自分の理解の中で40分というのは、現に認められた時間ですから、議会の品位とか、村の名誉だとか、個人の人権だとか、そういうことに問題がない限りは何を言ってもいいと、こういうふうには私は理解させてもらいます。40分の範囲であれば、その解釈でよろしいですか。

○議長（宮下壽章君）　はい、そうです。

○10番（山本 悟君）　わかりました。

じゃ、確認をさせていただきましたので、質問に入ります。

まず、1問目の上田広域によるジビエ関連施設整備提案をということでお聞きいたします。

まず、有害鳥獣の現状についてなんですが、まず、生息数、これは推計の域を出ないんですけども、環境省は、ちょっとデータ古いんですけども2016年、本州以南では、ニホンジカが272万頭、それから北海道のエゾシカが47万から55万頭ぐらい、トータルで320万から330万頭ぐらいというふうに推定をしております。それから、イノシシですが全国で約89万頭、それで、どちらも減少傾向にあるそうです。私どもの認識の中ではふえているなど思っているんですが、データ的に見ると、やっぱり若干なりとも減っているというのが環境省の、これはあくまでも推測値なんですけれども、というところだそうでございます。

それから、有害鳥獣による被害なんですが、皆さん御案内のとおり、農林業に多大の被害があるわけなんですが、その中で例えば食物連鎖によるもの、あるいは生態系への影響等いろいろあります。

その中でお聞きしますが、村内の生息数というのは、ある程度何か推定といたしますか、できているのかどうか。それから、農業被害の実態、鹿、イノシシ等による例えば農作物、林業への被害、金額がもしわかれば、そういったものも含めてお尋ねします。

○議長（宮下壽章君）　花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 青木村におきまして、今議員さんおっしゃられました推測ということですが、集計はとってございませんのでわかりません。

それで、また、被害につきましても、有害鳥獣の各地区で張っている関係もございしますが、特に農作物については具体的な数字は、こちら申しわけないんですが、ちょっと把握してございません。

ただ、青木村以外の話でございすけれども、国の関係の資料ということでございすが、野生鳥獣の農作物被害額、平成29年度では164億円、全体の7割が鹿、イノシシ、猿となりまして、森林の被害面積は、平成28年度では全国で年間約6,000ヘクタール、このうち鹿による被害は約4分の3を占めているという状況でございす。

村におきましてもやはりある程度の被害がありまして、生息も何かの機会があれば、ちょっとまた確認をしたいと思ひます。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 生態系への影響ということなんですけれども、例えばその前に食物連鎖を考えると、例えば鹿がふえて、ある部分的に緑がなくなると、そこに例えば緑を食べるほかの動物が生息できなくなるというふうなことが考えられます。現実には一部にはそういうこともあるようです。全体的にはそれはほんの微々たるものでしょうけれども、部分的には高山植物がもうほとんど食べ尽くされちゃったというような被害もあるようなんです。そうすると、そこでチョウだとか虫だとか、いろんなものが生息できなくなる。そうすると、生態系全体への影響というのも考えられると思うんですね。

そんな中で、例えば部分的にもし山肌が出たら補整力がなくなってしまって、地滑りだとか土砂崩れだというおそれ、ちょっとこれは大げさに言っていますけれども、そういったことも考えられます。

その中で本当に被害は大変なんですけれども、農業者あるいは林業者の生産意欲の低下、結果的には耕作放棄ですとか、農業全体が衰退してしまうというふうなことも考えられます。

先日、6月11日の全協の中で、花見課長のほうから森林環境譲与税のお話がありました。これもうまく改善していけばいいかと、こんなふうに私は期待をしております。

それから、今度は野生鳥獣がふえた要因なんですけど、何ととっても学者とか研究者とかいろんな人の話を総合すると、地球の温暖化だろうと。生息域の北限が進んだというのが1つ。かつては冬場は北のほうへ行くと雪に覆われて、結局餓死してしまうような鹿とかウサギとかがいたんですけど、今はそんなこともなくてちゃんと生きていかれるというふうな。

それから、あと、鹿やイノシシから言う天敵、天敵と言えば鹿やイノシシから言う人間ということになると思うんですが、人間も猟友会も少なくなりましたし、いろんな意味で今も駆除隊をつくって駆除はしているんですけども、全体から見ればやっぱり少なくなっているという、天敵の人間がいなくなったということ、少なくなったということ。

あと、例えば伝染病、今ちょっと豚コレラのこと問題になっていますけれども、そんなことも今までなくて推移してきたと。

それから、私10年ほど前にちょっと質問して、ひんしゆくを買ったといいますか、そういったこともあるんですけども、イノシシや鹿の天敵であるオオカミが、明治以降あるいは江戸の末期ごろからですか、ほとんどいないと、絶滅したというふうなお話で、イノシシや鹿にとっては非常に住みやすくなったと。そんな意味で、私はそのとき質問したのは、日本でも外国からオオカミを輸入したらどうですかと言ったんじゃないなくて、外国、ヨーロッパではそういう選択肢もあってやっているところもあるんですが、広い視点でお考えになったらいかがでしょうかというふうなことを前村長に伺ったことを思い出しました。そんな中で、地元へ帰ってからのいろんな人に言われました。「お前な、あんなこと聞くんじゃないよ」、そういうふうに言われました。

それから、伝染病ということなんですけれども、例えばかいせん症、今のタヌキとかイノシシなんかにもあるんですけども、絶滅するようなあれじゃなくて、皮膚が毛が抜けちゃって繁殖ができないというか、そういうことだと思うんですが、そんなようなことも考えられます。

オオカミの話ですると、もっとも近いのがシベリアンハスキーですか、最近ちょっと青木もあんまり見ませんけれども。

それから、雑談になりますけれども、知床にはオオカミがいるんじゃないかという話があります。「ええ」ということなんです、流氷にオットセイだとかセイウチですか、何かそういう動物を追って氷の上に乗って追っていたら、氷が壊れちゃって、結局オホーツク海を日本まで来てしまったと。それがたまたま知床で上陸して生息しているんじゃないかという話でもって、全くこれは根拠のない話なんです、そんな話もうわさとしてはあります。

それから、今度は対策なんです、基本的には人間と野生鳥獣が共存共栄するということ、これ一番の大事な問題だと思います。人間からとればイノシシや鹿は外敵ですけども、彼らにとってもあれだと言うのか何と言うのか、獣にとっても生きる権利というか、地球の中でやっていくべきがあるのかなと、私はこんなふうに思います。

したがって、それをゼロにするという意味じゃなくて、人間と共存できるある一定の数を、認めると言えばおかしいんですけども、生息して人間と共存していくというのが、これ理想なのかなと、こんなふうに思います。

きょうは、ジビエという話なんで駆除の話になるんですが、駆除は御案内のとおり、ふえ過ぎたイノシシや鹿を人の力で、今言ったように適正な個体数になるまで調整するということなんですが、なかなか人のほうが追いつかなくて、さっき言ったように全体的には若干少なくなっているんですけども、私ども感じる中では、そうかな、少なくなっているかなと、そんな気がします。

今まではとにかく駆除することだけで、その後のジビエをどういうふうに処理するか。ジビエというものの定義は狩猟で得た山肉というふうな考え方で、これはフランス語だそうです。そして、フランスでは、貴族が自分の領地を持っていて、そこで猟をして、それを食べるという、非常に高級な食材だそうです、かつての歴史とかそういうことから言うと、そうなんですけれども、そんなことで日本でもジビエという言葉が普及してきましたので、きょうはジビエについていろいろ考えてみたいと、こんなふうに思います。

質問なんです、村内で鹿とかイノシシを捕獲しているんですが、それを実際にあれでしょう、食肉として利用しているというのは、何か行政としてこのぐらいは使っているみたいだよとか、何かそういう数字はありますか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） いや、そういうデータはとったこともありませんし、また、猟友会の皆さんにそのような質問をしても、別にデータは承知していないようです。

その前に、本当に猟友会の皆さんが昨年度は207頭捕獲、鹿を捕獲しております。毎年100から150というデータですけども、猟友会の皆さんに本当に感謝をしております。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） ジビエに対する基本的な考え方なんですけれども、野生鳥獣のとうとい命を奪ったかわりと言えばおかしいんですが、肉から内臓、骨、血液に至るまで、全ての部位を余すことなく料理等に使い、生命に感謝を捧げようという精神だと。その中で、ジビエというのは脂肪も少なく、肉が引き締まって、栄養価も高く、森からの贈り物だというふうに言われています。ジビエというのと何のことだい、何と何が対象かいということになるんですが、鹿とかイノシシ、あるいは野ウサギ、ヤマバト、それからカモ、キジ、コジュケイ、それからフランスではタシギなんていうのが非常に珍重されているそうです。それから、

カラスとかヌートリアとかハクビシンまで対象だよとされています。

それで、県内でジビエの先進地、最近だんだん浸透してきて、国も県もジビエに大分力を入れて予算づけをして後押ししているわけなんですけど、幾つかの例を挙げてみたいと思います。

信州富士見高原ファームというのがございます。農水省は、2019年の3月付で国産ジビエ認証施設第3号として認証したと発表しました。この施設は、年間259頭を調理していると。県のガイドラインに基づいて、品質、衛生面を徹底。それから、県の独自ブランド信州ジビエの普及に努めていらっしゃる、ということでございます。

それから、この間、議長さんにもお願いしたんですけども、長野市のジビエ加工センターへ視察に行けませんかとお話しして、いろいろ御配慮いただきまして、ありがとうございました。これは、長野市の中条地区にことしの3月に竣工した施設でございます。農水省からは、高い衛生基準で野生鳥獣を加工処理しているということで、全国のモデルに選ばれたそうです。この施設なんですけど、搬入口は移動式解体処理車、とった山で内臓とかを抜いてくる、そういうことを処理した、そういうのが移動式解体車の仕事なんですけども、前に青木の運動公園でもやったんで見た方もいらっしゃると思うんですけども、そこまでやった車が入る搬入口と、それから、長野市内何カ所かに配ってある保冷車から捕獲後1時間とか、そういった時間制限あるようですが、その中で保冷車による搬入と。解体ですが、解体してからは3日とかあるいは1週間程度、肉を熟成させるそうです、これは20℃以下の冷凍室に置いて。それから、出荷前には放射能検査もされるそうです。それから、捕獲から流通までの過程、履歴ですが、それをたどることができるトレサビリティという方式を採用しているそうです。

それから、長野市内の猟友会員の、これ400名と言ったかな、鳥獣被害対策実施隊員に任命をしまして捕獲を実施している。本年度、600頭ぐらいを処理し、近い将来は隣接の8市町村のものまで処理したいと。常勤が4人の体制でやっているそうです。

それから、長野市の話はこれで終わりなんですけど、ほかにも例えば県内でいろんなジビエの先駆的な人とか組織とかがあります。

日本ジビエ振興協会理事長でお話ある藤木徳彦さん、これはたしか伊那の方だったと思うんですけど、この方いろんなことでジビエの先頭を切って走っているすばらしい方がいます。

それから、北海道の例ですけども、北海道の斜里町ではエゾシカ食肉事業協同組合というものを立ち上げて、ここは北海道が認めるエゾシカの肉処理施設でございます。H A C C

Pという、これは食肉の品質管理の認証制度ですが、ISOと似たようなものですが、その認証をとってやっている。

それから、変わったところでは、例えば猟期中に鹿を捕まえたときに、やせ細って余りいい肉じゃないから、少し鹿を半年なりそのぐらい飼ってある程度いい肉に仕上げて、それからというふうなこともやっているそうです。

県内では、ジビエマイスターの制度とか、そういったふうなこともやっているようです。

今までは捕獲に重点を置いていたんですが、ジビエを私、力を入れてこうやったらいかがですかというのは、まず捕獲費用を補填することができる。例えば、日本人の食文化というのは、どうも儒教の教えもあったりして何か四つ足動物は食べないよという文化があるんですけども、それはそれとして、ある程度衛生的に処理をして流通に乗せると、結構ほどほどの値段で売れて、そうすると捕獲費用の補填もできる。あるいは柵をつくる費用の補填もできるというようなことで、財政的といいますか、経済的にもいいんじゃないかなと。それから、あと、それによって何人かの雇用も確保できます。当然のことながら、衛生的なすばらしいジビエ肉を一般に提供できる。さっき言ったように、獣の命に対して感謝をするというような気持ちも醸成できること、すべきだと思います。

そこで、質問なんですが、上田広域あるいは定住自立圏ぐらいの範囲で施設建設ができないかな。私、また議長さんにも改めてお願いしたいと思っているんですが、上田広域の中で一般質問のこともあるんで、議長さんなり副議長さんに何か質問の中で提案してもらえればいいなということも考えています。きょうの場合は、村長に、正副連合長の会議とかそういったところで提案してもらえないかなと、私ども提案するチャンスがありませんので。まず、村長、どうでしょうか、その辺。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 鳥獣被害につきましては、今、山本議員がおっしゃいましたように、いろいろふえてくることによって課題というのは多くなっていくわけでありまして。そういう中で猟友会の皆さんがただとるだけではなくて、そういったジビエの加工場などができれば、またそういった意欲も出てくるでしょうし、これは非常に高タンパクで低脂肪で鉄分豊富だと、三拍子そろった、特に鹿はそうだそうですので、今御質問の中にありましたように、長野市の加工センターですね、これは年間1,000頭で、700頭やれば黒字になるかなと、こういう試算だそうですので、広域ですするには適当な大きさなのかもしれません。

数年前に、丸子だったでしょうか、あの辺で一度、これは民間の方が立ち上げた話であり

ますけれども、やはり地元の合意を得られずに頓挫してしまった例があります。そのときも広域のみんなで応援しようというようなことも、申し合わせといいたまうか話題に出ました。今後いろいろなところでこの鹿の害は、青木のみならず4市町、構成市町が課題としておりますので、いろいろなところでこういったことを、費用の面、いろいろありますけれども、出していきたいというふうに思います。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 今村の残渣施設なんですが、入田のところも満杯状態で、何か新しいところを探しているということなんですが、その後はどうなんですか、何かめどついたんですか。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 村内数カ所ということで今検討しているところでございます。これからまだいろいろ地権者の関係とか、いろいろこれからちょっと調整を図りたいというふうに計画しております。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 生息数調査とか、あるいは効率的な駆除をするために、ドローンを使ってどこにいっぱい鹿がいるのかというようなことを今やり始めているんですよね。まだ本当に一部だとは思いますが、ドローンでそれをやるんだったら、緑のない冬場でしたら、まあ可能だろうなど。今、猟友会で駆除しているのは、長年の勘で最もいっぱいいるところをやっているんですが、これ根拠があってやっているわけじゃないんで、経験則の中でやっているんですが、これで例えばドローンを使ったらもっともって効率がいいと。私は、これ個人的な見解ですが、将来的にはドローンへ鉄砲つけて直接やるんじゃないかなと私はそこまで考えているんだが、日本は世界一銃規制の、秀吉のころの刀狩がまだ生きているような精神文化の国ですから、銃規制については世界でも一番厳しい、それは無理かなとは思いますが、そんなこともあり得るかなとは思っています。

そんな中で、村独自、これはちょっとあれでしょうけれども、どこか業者か何かをお願いしてドローン、試験的でもいいんですが、それどうでしょうかね、一度冬場、猟友会の人と一緒に生息数というか、密度というか、そういうのを調べてみたらどうでしょうか。若干お金かかることなんですが。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ドローンの活用については、本当に今いろいろ使われておりまして、

荷物の運搬、宅急便のかわりにもなるぐらい、いろいろ実行されております。

御質問の鹿とかイノシシの生息数がそこでどういうふうに把握できるかというのは、もう少し先例とか、あるいは研究所の研究とか、そういうものを待って、ある程度の実効性があるという前提でいろいろ見えたら、また青木村でも実行してみたいと思いますが、今のところは余りそんな話題も出てきませんので、余りやっても効果が、費用対効果がいかなものかというふうに思いますので、もう少し様子を見させていただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 今猟友会独自で生息数を、ある程度根拠のある数字というか、例えば年間にもし何十回か有害の駆除をやるんですが、その場合に地域を決めてやる、それが生息域全体の何%か、それを何十回繰り返したから、じゃ約何%ぐらいになる、その中で目視した鹿、イノシシが何頭いて、実際に捕獲できたのが何頭いるかと。そうすると見た数字とあと面積を掛けると、ある程度の生息数は、あんまり正確じゃないかもしれないけれども、ほどほど勘としてはつかめると思うんですよね。だから、それは毎日のように山へ行っているベテランのそんなようなハンターに聞けば、大体このぐらいはいると思うわいというような話が出ると思うんですよね。そんな中であれしたいと思います。

それから、さっきもちょっと触れましたけれども、長野市が被害対策実施隊を非常勤の職員に任命してというふうなことなんですが、御案内のとおり、猟友会員は、私も1猟友会員ですけども、高齢化と、それから若い人が入ってこない、じり貧で時間の問題でもう有害鳥獣の駆除ができなくなっちゃう。隣接の筑北村さんとか、上田市の川西とか、塩田とか丸子とか、いろんな隣接の猟友会の支部とか協力してはやるんですが、なかなか向こうもやってほしいし、こっちもやりたいし、結局絶対的な人がいないんで、これ厳しいなど。一斉駆除といいますか、ことしも青木村でやったんですけども、いろんなことを美しとか青木でもやったけれども、なかなかそれほど効果が上がらないというようなこともありますので、村長、どうでしょうか、将来的には今の猟友会員を母体として何か実施隊を編成してやるというふうなことも考えないと、これ結局猟友会のボランティアとか、そういうことに頼っていてももう限界ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） たまに猟友会館に車がとまっている際に、私も寄りましてお礼と激励をさせていただいておりますので、今、山本議員がおっしゃいましたような高齢化の話も実感としてよくわかります。

それから、また一斉の駆除の際も、課長が行きまして、皆さんにお礼を述べさせていただいておりますので、そういったことの対応は十分させていただきたいと思いますが、全国的には役場の職員が銃の免許をとったり、わなの免許をとったり、そういう人を雇用したりというようなこともあるようであります。

もう少し、今実務的に保母さんを除くと40人そこそこの職員の中で、役場になかなか時間、金を割くわけにいきませんが、ただ被害の状況を見ると、なかなか待たなしの状況であることは承知しておりますけれども、幅広く広域的にこの課題が解決できるようにしていきたいと思っております。

おっしゃられるように、その生息数なんですけれども、空白地帯ができれば、よそから来ますよね。よく長和の町長に、この間鹿とれたけれども、聞いたら長和町のほうから来たと言ったら笑ったりしているんですけれども、住民票ないわけですから、そういうようなことで、これは広域的にやらないとみんな平均していますので、あいたところに来ることになりますので、やっぱり広域的なことで処理することが一番肝要かというふうに思います。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 今村長のほうから広域というお話出たんですが、今も広域でやっているんですけれども、郡が違ったりすると、また、猟友会というのはお互い割合個性の強い人間が多いもので、なかなかまとまらないという部分もあるんですが、いずれにしても協力し合えばより成果も上がると思いますので、首長同士で隣接の市村の首長さんとまた何か機会があったらお話をし、できるだけ一緒にできるようなことを考えてほしいなと思います。

それから、最後になるんですけれども、今、イノシシとか鹿これだけいます。あと10年後、20年後に今と同じだけいるかという保証はどこにもありません。少なくなることはいいことなんですけど、例えば施設へお金をかけたとかそういったことになると、何かそれが無駄になっちゃうんじゃないかということもあり得ます。それは、鹿、イノシシに聞いてみないとわからないんですけど、さっき言った伝染病、かいせん症だとか、あるいは豚コレラとか、そういったものがはやると、可能性としてはあると思います。

それでは、この問題については、私のほうから以上です。

それでは、2問目に入らせていただきます。

ため池（砂防、多目的ダムほか）の現状と決壊等防災についてということでお尋ねをしたいと思います。

その前に、皆さん、ここで見られていると思うんですけれども、すばらしいハザードマップをつくったなど、こう思っています。このことについてお聞きしたいんですが、大分苦労されてつくったんだろうなというふうに思っていますが、御説明をお願いします。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 村内、近年やはりため池による災害などが大分叫ばれておる中で、被害が大分ため池が意外に多いということでございます。その中で昨年もそのため池の状況という話の中で、今回昨年度の事業で村内のハザードマップをつくらせていただきました。そのおかげでございますが、本来ですと防災重点のため池の指定をかかるとか、そういうふうになってくると、またそういうような作業になるということですが、青木村の場合は、昨年度国の事業の関係もございまして先に事業をやらせていただいております。今回、村内のため池ということで4カ所ですが、うち3カ所は村の管轄ということでございますが、それ住民の方にいざとなったときに避難するための資料ということで配布させていただいておりますが、住民の方も関心のある方には、やはり状況がわかりましたというようなこととか、この後は避難、いざという避難の意識ですかね、それについては大分強く認識をいただいているのかなと思っております。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） ため池ということなんですが、ため池には、例えば谷をとめてつくった当郷なんかみんなそうですけれども谷池、それから塩田なんかにあるどちらといえば平地のくぼ地へ周りじゅう土手をつくった皿池と言うんだそうですが、皿池、それからあと、例えば皿池なら皿池があつて、そのまた少し下に余水とかをやって、棚田じゃなくて棚池ということはないと思うんですけれども、重ね池、親子池とも言うんだそうですが、もあるそうです。

池には、私どもは土手、土手と言っている堤体、要するにせきとめるための、石なりコンクリなりでやった水をとめる堤体、それから洪水が安全に流下させる洪水吐、ある一定程度までたまつたのはオーバーフローして下流へ流れていくと。それから、用水を取り入れる取水施設、それから一番底に泥を抜くという底樋というのがある、これがため池の構造だそうです。

ため池の歴史的なあれなんですけど、今は日本には約20万ぐらいあるそうですけれども、そのうちの約70%は江戸時代以前につくられたものだそうです。明治、大正のものが20%ぐ

らい、昭和以降のものが10%ぐらいということのようでございます。その20万のうち所有者が判明しているのが9万6,000ぐらいで、あとは所有者も管理者も行政が把握してないというような、そんな池もあるようです。

この4月に、農業用ため池の管理保全法という法律ができました。その内容なんですが、所有者とか管理者は都道府県へ届け出をする。それから、適正管理の努力義務、それから、所有者が不明なため池は市町村が管理権を取得できる制度の創設。それから、都道府県は決壊した場合に被害を及ぼすため池を特定ため池に指定すると、都道府県はということのようです、大まかには。

昨年の7月西日本豪雨では、決壊が32のうち人的被害のあったものが1、家屋の流出等が3、下流に影響があったのが28だそうです。

農水省は緊急点検をしまして、昨年の8月の話ですが、土手についてはのり面の陥没とか亀裂、あるいは水が湧いてくる湧き水、あるいは浸食、洪水吐及び取水施設の損傷あるいは周辺地盤などへの返上があるかないか、実際に点検は市町村の職員が目視でやったようです。

昨年の7月から8月にかけて全国で8万8,133カ所のため池を調べまして、そのうち応急措置が必要だというふうに認めたものが1,540カ所、これ率にすると1.56%ぐらいでしょうか。応急措置って何やるのという話になるんですが、ブルーシートによる保護、それから水のためにおく量を今までより減らす水位の低下、それから池への立ち入りの制限、それから洪水吐の土砂とか流木等の撤去、あるいは土のうによる補助的なもの、それから、巡視を頻繁にやるというようなことをやったようでございます。

村内のため池について、具体的に伺っていきます。

この中にもありますけれども、村内には今ため池、承知していることを聞くんですが、幾つありますか。

○議長（宮下壽章君） ちょっと質問時間中、大変申しわけありません。

青木村議会規則第9条では、会議時間が午後5時までとなっております。5時30分まで延長したいと考えますが、皆さん、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 異議なしと認め、5時30分まで会議を延長いたします。

花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 村内の農業ため池は、4カ所ございます。

○10番（山本 悟君） そのうち、特定農業用ため池に指定されているというのは。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 特定農業施設のため池に指定されているのは、ございません。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 池の所有者、管理者、それから築造年月等はあれでしょうか、把握できますか。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 築造年の関係でございます。4カ所でございます。塩之入池が、築造が1939年、昭和14年。その塩之入池の方式ですが、中心遮水ゾーン型でございます。貯水量は20万8,000立方メートルでございます。中原池は、江戸時代以前ということでございます。方式はゾーン型、貯水が8万8,000立方メートル。管社池が、江戸時代以前ということで、方式は均一型、4,850立方メートルでございます。高山池は、安永9年、江戸時代という資料でございます。方式は均一型で、貯水が2,140立方メートルでございます。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 所有者もおわかりになっていると思いますし、管理も適正にやられていると思うんですが、その辺は行政としても掌握されているということによろしいか。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 管理のほうも、今回この4つの池につきましては、青木村ため池のデータベースということでため池データベースがございまして、情報は県と共有してございます。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） ため池以外にも、日本ではないんですけれども、ダムが決壊したとかという、外国ではそんな例もあります。念のために聞くんですけれども、私ども滝山とか白川とかというのが頭にあるんですけれども、その辺の認識はどうなんでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 青木村におきまして、砂防ダムとしまして滝川砂防ダム、また白川砂防ダムがございます。参考ですが、滝川砂防ダムは、そういった築造は昭和52年、重力式コンクリート型、白川砂防ダムは、平成26年、重力式コンクリート型の方式でございます。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） いろいろ伺ってきましたが、ぼちぼちやめます。ありがとうございました。

いずれにしても、想定外の雨が降ったり、あるいは日照りだったり、本当にもう今までの常識が通用しないような異常気象の今日でございますので、どんなことがあるかわからないので、本当に想定外のことがあると思うので、これからも全てのことを村は、行政はあれしなくちゃいけないんですが、またよろしくお願ひしたいと思います。

きょうはありがとうございました。以上で終わります。

○議長（宮下壽章君） 山本議員の一般質問は終了いたしました。

通告のありました8人の議員の質問は、これで全て終了いたしました。

◎散会の宣告

○議長（宮下壽章君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

散会 午後 5時00分

令和元年6月14日（金曜日）

（第3号）

令和元年第2回青木村議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和元年6月14日(金曜日)午前9時開議

- 日程第 1 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 2 報告第 2号 平成30年度青木村土地開発公社事業報告について
- 日程第 3 報告第 3号 平成30年度繰越明許費繰越計算書の報告について(青木村一般会計)
- 日程第 4 議案第 1号 青木村森林環境譲与税基金条例について
- 日程第 5 議案第 2号 青木村火入れに関する条例について
- 日程第 6 議案第 3号 青木村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 4号 令和元年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第 8 議案第 5号 令和元年度青木村別荘事業特別会計補正予算について
- 日程第 9 請願第 1号 日米地位協定の抜本の見直しならびに米軍基地負担の軽減を求める請願について
- 日程第10 請願第 2号 沖縄の民意を尊重し辺野古新基地建設工事を中断して再検討することを求める請願について

出席議員(10名)

- | | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 宮入隆通君 | 2番 | 坂井弘君 |
| 3番 | 松澤正登君 | 4番 | 金井とも子君 |
| 5番 | 宮下壽章君 | 6番 | 沓掛計三君 |
| 7番 | 居鶴貞美君 | 8番 | 小林和雄君 |
| 9番 | 堀内富治君 | 10番 | 山本悟君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 北村政夫君 教育長 沓掛英明君

總務企画課長 兼事業推進室長	片田幸男君	參事兼 建設農林課長	花見陽一君
住民福祉課長	小宮山俊樹君	會計管理者兼 稅務會計課長 兼防災處理機監	多田治由君
商工觀光移住 課長兼商住 觀光移住係長	中沢道彦君	教育次長兼 公民館長	宮下剛男君
保育園長	若林喜信君	住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支 援センター長	宮澤章子君
建設農林課 課長補佐兼 農業振興係長	稲垣和美君	建設農林課 課長補佐兼 国土調査係長	小林義昌君
建設農林課 課長補佐兼 上下水道係長	横沢幸哉君	稅務會計課 課長補佐兼 資産稅係長	奈良本安秀君
總務企画課 課長補佐兼 企画財政係長	小林利行君	總務企画課 總務事業係 推進室長	塩澤和宏君
住民福祉課 住民福祉係長	上原博信君	住民福祉課 保健衛生係 課長	早乙女敦君
總務企画課 庶務係長	宮澤俊博君	稅務會計課 住民稅係 課長	増田憲寬君
建設農林課 建設係長	小山明之君	教育委員會 教育係 會長	金井大介君
總務企画課 總務係長	小林宏記君	代表監查委員	内藤賢二君

事務局職員出席者

事務局長 片田幸男 事務局員 小林宏記

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（宮下壽章君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（宮下壽章君） 本日の日程は、最初に、総務建設産業委員会の委員会審議の内容について委員長報告をいただき、報告第1号から審議、採決を行います。

各案件の説明が終了しておりますので、質疑、討論、採決の順で行いますので、よろしくお願いたします。

◎委員長審査報告

○議長（宮下壽章君） 最初に、総務建設産業委員会の審議内容につきまして、委員長より報告を願います。

堀内総務建設産業委員長。

○総務建設産業委員長（堀内富治君） 令和元年6月14日。

青木村議会議長、宮下壽章殿。

委員会審査報告を申し上げます。

総務建設産業委員長、堀内富治。

本委員会に付託の事件につきまして、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第74条の規定により報告をします。

請願第1号 日米地位協定の抜本の見直しならびに米軍基地負担の軽減を求める請願について。

全国知事会として、既に意見書が提出されているところであり、あえて青木村議会として提出する必要があるかどうか疑問があります。米軍機の低空飛行、夜間飛行など、米軍の飛

行訓練は身近な問題となっているなどの意見が出されまして、全員賛成にて採択すべきものとするに決定をしました。

請願第2号 沖縄の民意を尊重し辺野古新基地建設工事を中断して再検討することを求める請願について。

沖縄県民の大変な思いも理解するところでありますけれども、対中国、北朝鮮との国防という視点からも考えなければならず、安全保障、外交等をどうするのかについて、一村が判断をするには材料が乏しいと考えております。辺野古基地建設を反対するという声が多い中で、民意を無視した状態で国が物事を進めてよいのかという趣旨によるもので、民主主義に基づき考えるべきでありますなどの意見が出されまして、賛成少数にて不採択とすべきものとするに決定をしました。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 委員長報告が終了しました。

◎報告第1号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

なお、報告第1号につきましては、1項目めから9項目めまでありますので、1項目ずつ質疑をしていただき、討論、採決は一括で行いますので御承知ください。

1項目め、青木村税条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 説明の中で、事実婚という言葉がありました。一般的に考えると、同棲しているとか、入籍していないけれども、事実上、婚姻状態にある、そういった生活をしていらっしゃるのかなと、こういうふうには考えるんですが、例えばそういうふう考えたにしても、頻度として、例えば1年のうち半分以上は夫婦と同じ生活をしているというふうなマニュアルというか、そんなようなものがあるのかどうか。それから、凡例でそういうふうなことで、何かもめた事実があるのかどうか、その辺をお尋ねします。

○議長（宮下壽章君） 多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 事実婚という判断の基準とい

うのは、特別には示されているものというのは、私、承知しておりませんが、実態等を総合的に判断するしかないと考えます。

村内での実例というものについては、今のところはございません。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 今後、村内でそういった疑わしいような事案があった場合には、最終的にはどなたが判断し、責任を持ってやられるのかお尋ねします。

○議長（宮下壽章君） 多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 実態として判断するとなった場合については、これは村で当然行いますけれども、そのほかにも、福祉関係の相談ですとか、いろいろな実態を含める中で、関係する機関、集まっての判断になろうかと思えます。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 私、話で聞いたことがあるんですけども、例えば何か手当をもらうために、本当は夫婦なんだけれども、別居していて、時々は御一緒にいらっしゃることもあったりしてというようなお話も聞いたことがあるんですけども、今言われたように、社会福祉事務所ですとか、県の出先機関とか、いろんなどころと相談して判断されると思うんですが、その辺、適切な判断をしてほしいと思います。

以上です。

○議長（宮下壽章君） ほかに。

金井議員。

○4番（金井とも子君） 同じところでございますが、個人住民税という表現がありますけれども、これについて御説明をお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 住民税につきましては、個人住民税、それから法人の住民税がございます、団体に関して課税させていただくのは法人、法人組織について申請をいただいている部分との分けでございます。

○議長（宮下壽章君） 金井議員。

○4番（金井とも子君） ちょっと調べてみましたけれども、県民税も対象に、県民税と市町村民税というふうに表現されているようでしたけれども、県のほうは関係ないということでよろしいのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 本条例につきましては村の税金ですので、村民税ということになります。

○議長（宮下壽章君） 杓掛議員。

○6番（杓掛計三君） 私、ふるさと納税について、見直しについてお聞きしたいと思います。

私、ふるさと納税自身は、始まった時点から、税の根幹を崩すものじゃないかということで、私自身は反対してまいりました。それは実施されておりますけれども、今回、全国的にふるさと納税に対する返礼の問題で、総務省も動きました。この中で、今回、この返礼品、過度な返礼品ということでありまして、3割以内とか、地場産品とかというものに決められてきております。

その中で、青木村では、これは専決処分の方で見ればいいかわからないんですけども、ふるさと納税寄附金のほうが500万ほど減額になってきております。当然、人気のある商品とそうじゃない地域というものがあるかと思っておりますけれども、今後、このふるさと納税に対する村の考え方、どのようにして、ふるさと納税をこれから、ある制度がある限りはやっていかなくちゃいけないという考え方かもしれませんけれども、どのような考え方で、このふるさと納税というものに対して実施していくのか、その点についてお聞きできればと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ふるさと納税はいろいろな反省がありまして、ことしから、今御質問いただきましたような内容になりました。

私も、もともとこれは、ふるさとといいたましようか、間接、直接のふるさと、心情的なふるさと、あるいは直接のふるさとへの応援であるべきでないかというふうに思っておりますので、そういう視点を持って、国の考え方に従ってやっていきたいと思っております。

ただ、私どもがもう少し強調したいのは、ふるさと、いわゆる地場産、青木村産のものという縛りがありますので、そこを私どもとしては強く受けとめて、例えばIターンした方が木工製品、おもちゃですけれども、つくっております。そういうものも、そんなに売れるものではないけれども、この場をかりてPRするとか、実際、買っていただくこともありますので、青木村の地場産をPRする場にしたいというふうに、もう一方では思っております。

たくさんふるさと納税をしていただければそれにこしたことはありませんけれども、もう一方では、ふるさとの、青木村の地場産というもののPRの場にも活用していきたいというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） 制度がある限りはということですが、実際には、もし都市との格差をなくすとか、そういうことであるのであれば、地方交付税等もふやすべきで、それを配分し、都市との格差変更をやるべきであって、国として、これをやってもらうこと自身が本当にいいのかどうか。もう一度、町村長さんのほうとして、このふるさと納税制度自身、金を多く払っている人は多く控除を受けているという、不公平さも出ているはずですから、返礼品によっては不公平さも出ているはずですから、この点についても、私、本当にこの制度については疑問を感じておりますので、何かの機会がありましたら、そういう声もあるということ、村長さん、伝えていただければと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私は、行政する基本は、やっぱり公平、原則、いろんなことが公平でなければならないというふうに思っております。今お話にありましたように、税も当然公平でなければならないわけでありますので、今、某新聞に、ふるさと納税宴の後でという特集をしております、読んでみると、本当に、何かバブルで踊ってしまった後の話が出ておりますけれども、原点に戻ってのスタートになったなというふうに思っております。基本的には、青木村だけではなくて、全国の市町村あるいは国民にとって公平な考え方の中で運用されるべきものと思っております。

○議長（宮下壽章君） ほかにございませんか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） もう一度お願いします。

軽自動車税のことについてお尋ねしたいんですが、例えば20年前に登録して、どこかで廃車というか、もう実際に乗っていないんだけど、ナンバーをくっつけてある、あるいはくっつけていなくても、廃車しないというような例があると思うんですね。それについて、相談とか、そういったことで何か指導した事例があるかどうか、これが第1点。

それから、例えばトラクターで田んぼへ行く。それで田んぼの中を起こして、それから上の田んぼに行くというような場合に、本当に農道、数十メートルでも走ることもあるかと思うんですが、そういったときに、ナンバーがついていないとまずいのかどうか。もし事故があれば責任問題も出てくるんですけれども、その辺の運用をどんなふうに判断し指導されているのかお尋ねします。

○議長（宮下壽章君） 多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 登録してある自動車についての廃車に関してのお話についてでございますが、相談を受けて、実際課税している中で、もう使ってもいないしというようなことで相談を受けている案件がございます。

お互いに話し合う中で、課税を保留しているような状況のものが、実際にあることはあるんですけども、機会を見て、相談しながら解決に向けてやっていく予定であります。

あと、どうしてもナンバーが必要かというお話については、法律に従っていただくという回答しか今できないと思うんですけども、私のほうから直接、そういったケースについて関与したことはございません。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 事故がなければ、別に問題はないと思うんですね。だけど、もし何かあった場合には困るなという。フォークリフトなんかでもそうなんですけれども、ふだんは自社の構内とか、その中をほとんど99%走っているんですけども、たまに公道を横断するとか、ほんの数秒間横断するということもあり得る、そういった場合なんかはどうなんでしょう。リフトの場合のナンバーは村が発行していますよね。そんな指導とか、そんなことはありますでしょうか。相談とか。

○議長（宮下壽章君） 多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 先ほど申し上げたように、法律に従っていただくということしか今できないと思うんですけども、こちらから直接指導する案件ではないと思います。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） じゃ、法律に従ってやってください。

○議長（宮下壽章君） ほかにございませんか。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

1 項目め、終了します。

2 項目め、青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

山本議員。

○10番（山本 悟君） これは増税でしょうか。増税だとしたら、村での裁量の余地はあるんでしょうか。お願いします。

○議長（宮下壽章君） 多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 今回の改正につきまして、増税かどうかというお話でございますけれども、1つの項目について上限の額を引き上げる部分については、若干増税になります。それから、2項目めの軽減判定に用いる数値の変更につきましては、軽減になっていくかと思imasので、トータルでどっちになるかという話は、ちょっと試算してございませんので、もし必要であれば、また御回答申し上げたいと思imasますが、よろしくお願imasします。

○10番（山本 悟君） 村の裁量という、こういう話。

○議長（宮下壽章君） 多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 裁量という範囲というのは、ちょっとよく私もわからないんですが、基本的には、それぞれの所得に応じた金額を頂戴することになっておりますので、申告の内容等を精査する中で、もし意義があれば、その相談に応じていきたいと、そんなふうと思imas。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 裁量と言ったのは、料率というか、それが決められていけばいじることはできないかと思うんですが、そのことをお聞きしたんですけれども。ノーならノーで。

○議長（宮下壽章君） 多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 法律に従って条例を改正しておりますので、それに従った改正ということでございます。

○10番（山本 悟君） わかりました。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） この金額は、青木村への影響についてどう考えておるのか。金額的にどういう変化が生じてくるかということですが、どうでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 影響額の算出は非常に難しいところもござimasますが、今回の課税限度額の見直しにつきまして申し上げますと、青木村で今対象になる世帯が9世帯ござimasので、61万円に変更になることで、3万円の増掛ける9世帯ということになります。

軽減判定につきましては、試算のほうが複雑になってきますので、ちょっと簡単に出ませんけれども、軽減措置が図られる世帯は相当数出てくるかと思imas。

○9番（堀内富治君） わかりました。

○議長（宮下壽章君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

2項目め、終了します。

3項目め、平成30年度青木村一般会計補正予算（第7号）の質疑に入ります。

質疑どうぞ。

沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） 衛生費の診療所の基金についてですけれども、減額174万1,000円、歳出のほうでは250万の減額が入っておりますけれども、この算式を教えてくださいか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 今、診療所のほうに整備を予定するものとしましては、ことし、血液検査装置を入れましたけれども、この後、電子カルテ、それから診療所のほうの床のほうの整備ということを考えております。また、将来、体制が整えば、内視鏡のほうも導入という形で、それに合わせて、建物の設備のほうも改修しなければいけない。そういったものをあわせまして考えたところ、今ある積み立てで十分賄えるのではないかという、そういうことで無理に250万落としたという、そういうことでございます。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） 私、通常であれば、減額基金と歳出のほうが同額になるのが普通だったのかなという感じを持ちましたもので、この内容についてわからなかったものでお聞きしました。

続きまして、よろしいですか。

○議長（宮下壽章君） はい、どうぞ。

○6番（沓掛計三君） それと、24ページの林務のほうですけれども、樹種転換事業、これ500万ほど減額になっております。樹種転換事業については、地主から私もかなり苦情を聞いている部分もございます。この樹種転換事業が500万減額になったという、この大きく減額になった理由というのはどこにあるんですか。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） この事業につきましては、地元の協力を得ながら進めているところでございますが、当郷地区ということで樹種転換を行っております。

これにつきましては、当初予定が3ヘクタールほど見込んで分けてございますが、2.88

ヘクタールということ、それでまた、この樹種転換につきましては、森林組合の事業の中でのかさ上げの30%分の助成ということで計上させていただいておりますが、もとなる事業費単価の減少、県の助成金の中で、金額単価が下がってくる中でのものに対して減額させていただいたものでございます。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） じゃ、事業はある程度は予定どおりで、ただ、地元の皆さんですか、よくうちの木をばんばんと切られちゃったとか、あの樹齢の高い木を切られちゃったとか、いろんな御意見を聞くわけですけども、そこら辺の調整というのは、地元と森林組合と、実施事業団体は森林組合ですけども、その辺の話し合いはうまくいっているわけですか。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 事業の実施に当たりましては、母体は森林組合でございますが、地主の方と相談して承諾書をとって対応しているところでございます。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

○6番（沓掛計三君） はい、いいです。

○議長（宮下壽章君） ほかにございませんか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 10ページ、お願いします。

下のほうなんです、使用料の中の土木使用料、説明の中の教員住宅の使用料6万8,000円、村営住宅使用料31万4,000円減なんです、この要因はなんでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） こちらですけども、途中で退去されたということで減になったということで減額しております。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 何かお話し聞くと、最近、村営住宅、人気があるというか、いつも希望者が多いというふうなことをお聞きしているんですが、その中で、例えば今、課長さんが言われたように、AさんならAさんがもし6月いっぱい出て、次の人が入るためにはある程度、ふすまの張りかえだとか、壁の張りかえだとか、リニューアルを、若干ふぐあいの部分を直したりとか、きれいに掃除するとか、そんなことがあると思うんですけども、その間の空間のこれがトータルがこうなったということですか。

○議長（宮下壽章君） 中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） 御指摘のとおりでございます。ただ、途中で退出されている部分は、収入だけでございますので、その収入に関してはちょっと減になっているということでございます。

○10番（山本 悟君） わかりました。

○議長（宮下壽章君） ほかにございませんか。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 17ページですけれども、その総務費の村営バスの運行管理費についてでございますが、当初の地域公共交通確保維持事業補助金から一般財源の振りかえというふうになっておりますけれども、当初の補助金がおりなかったということなのかなと思えますが、その理由をお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） こちらのほうについては、村営バスの利用状況に応じて、国から補助金をいただいているところでございます。これまで、昨年度までは、その交付の基準が1年当たり1.0未満のところは対象にしませんというような基準だったわけですが、これがちょっと厳しくなりまして、2人、2.0以下のところも対象としないというふうに制度が変わりましたものですから、それに伴いまして減額になったということでございます。

○議長（宮下壽章君） ほかにございませんか。

松澤議員。

○3番（松澤正登君） 21ページの2の清掃費の中のし尿処理費で488万5,000円ほど減額になっておりますが、し尿処理の施設についても、昨年から稼動して順調にいつているようですけれども、この負担金が減ったというその辺は、ちょっと御説明をお願いします。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） こちら、長和の処理センターの負担金でございますが、稼動した初年度ということで、長和町のほうでも、実際どのくらい費用がかかるのか、はっきりとした算定ができないという状況でこのままでございます。そういう事情もございまして、当初、多目に、ある意味、つかみとっていいんですかね、そういう形で予算をとっておりましたが、ここで年度末になりまして、実際にかかった費用ということで、その差額が出たものでございます。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） わかりました。

○議長（宮下壽章君） ほかにございませんか。

堀内議員。

○9番（堀内富治君） 22ページ、お願いをしたいと思います。

竹の破砕機でございますけれども、これは87万1,000円減額になっておりますけれども、今日までのこの破砕機の利用状況、それから、これからの取り組みの考え方、お願いをしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 利用状況でございますが、既に2件ほど利用しているグループがございます。やはり、大分、竹林も整備されたということで、大変喜ばれる部分もありますし、それを今、チップにしまして、畑などに使ってみるということで、今、ちょうど試験的な部分もございますけれども、利用を図っております。

今後につきましても、さらなる、そのチップを使った場合、堆肥化とかいろんなことが考えられるわけでございますが、その辺をもう少し広い範囲で、どういうふうに対応したらいいのかということで、こちらの事務局としても今後考えていきますが、各村内の皆さんのグループの方にもっと利用していただくようお願いしたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 2件ぐらいでは少ないというふうに私は考えておりますし、もっとやはり効率的な利用をしていくというようなことも必要ではないかと思っておりますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） やはり、竹林の整備につきましては、なかなか竹の切り出しから始まりまして、大分手間がかかるものでございます。また、今回入れた機械につきましては、軽トラでは運べなくて、大型の車で移動するということも必要がございます、やはり経費もかかってくる場所もございます。

その中で、切り出したチップをいかに資金源としてある程度確保できるまでの間は大変苦労するところがございますけれども、その辺もこちらもいろいろ考えながら、また、その協議会もございますので、意見を出し合いながら今後進めさせていただきたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

○9番（堀内富治君） はい。

○議長（宮下壽章君） ほかにございませんか。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

3項目め、終了いたします。

4項目め、平成30年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について質疑に入ります。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） お願いします。

13ページの保険給付金の説明で、保険税の還付金の部分についてですけれども、被保険者の資格喪失によるものという御説明だったかと思うんですけれども、その辺のこと、資格喪失をされた人数、またその理由について等、詳細をお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 人数は三、四人いたかと思いますが、これだけの額になったのは、そのうちの1名でございます。3年ほど社保と、それから国保と、両方にダブって加入になっていたという、そういう案件でございます。その加入者のほう、社保に入った時点で、私どものほうに手続に来られなかったということで、その方も3年間、両方にお金を払っていたということになるんですけれども、そのような事例がありましたので、今回、このような特殊な形になってしまったということで御了解いただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 状況はわかりました。そうしたことを防ぐ手だてというのはないんでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） こちらのほう、その方が社保に入られるということですので、会社のほうでそういった指導等が、当然、普通はあるかと思えます。また、私どももそういうことについての啓発ということは、注視ということは、当然していかなければいけないんですが、そこら辺、これからも、私どものほうでできる部分はしっかりやっていきたいと思えます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） とかくその切りかえとかで、なかなか制度が理解できない一般といい

ますか、私もそうだったわけですがけれども、そういう部分に対して、きめ細かな啓発という
か、御指導をいただければありがたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（宮下壽章君） 答弁よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

4項目め、終了します。

5項目め、平成30年度青木村簡易水道特別会計補正予算（第4号）の質疑に入ります。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 今回のこの補正のことだけじゃなくて、簡水のこれからの維持管理
のことでちょっと村長にお聞きしたいんですが、国保もそうですけれども、人口が少なくな
って、受益者が減って、したがって、利用料というか、それも少なくなる。そうすると、全
体の維持が大変厳しくなってくるのかなと思うんですが、その辺、村長、全国の簡水の役員
もやっておられるし、どんなふうに、将来展望の中で考えていらっしゃるかお聞きします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 簡易水道のみならず、上水道を含めて、こういった経営は大変になっ
てくると。人口も少なくなるし、利用者も当然少なくなる。あるいは耐震もしなければなら
ないし、施設の更新もしなければならぬ。そういう中で、どういうふうに持続させていく
かというのは、どこの自治体、どこの管理者も同じ悩みを持っている。

そういう中で、昨年、水道法が改正されまして、一つの方法として、民間に委託をする、
民間とする、そういう方法もできることになりました。

それから、もう一つその中の改正の中では、広域的にしよう。技術屋さんも私どもの村で
は専門家がおられませんし、技術屋さんも少なくなるし、高齢化するしという中で、広域的に
経営していこうという流れが出ております。

長野県は特別一生懸命やっただいておりまして、先日も県の企業局とそれから水道担
当の課で参りまして、三者でヒアリング、検討会を行ったところでございます。

今後、そういうような流れの中で、持続可能な安全・安心した水を飲めるという状況をつ
くっていくことが、私どもに課せられた課題であるというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

○10番（山本 悟君） はい。

○議長（宮下壽章君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

5 項目め、終了します。

6 項目め、平成30年度青木村別荘事業特別会計補正予算（第4号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

6 項目め、終了します。

7 項目め、平成30年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

7 項目め、終了します。

8 項目め、平成30年度青木村介護保険特別会計補正予算（第3号）の質疑に入ります。
坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 11ページをお願いいたします。

その保険給付費、項目2の中の5の施設介護サービス給付費、この部分が、補正前の額に対し、補正の額が約1割くらいの補正になっているわけです。見込みより増だという御説明だったかと思います。同様に、13ページの保険給付費の中の項目の5の地域支援事業の目1、ここについても、補正前に比べて補正額が4割近い補正、同様に、同じページの同じ項の中の目2の介護予防ケアマネジメント事業については、ほぼ補正前と同額の補正というふうな形で、比率的には多いなと思われるわけですが、介護保険の予算においては、こうしたことが往々にして起こり得ることなのかどうか、その理由等についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 介護に限らず、国保もそうなんです、結局は実績に応じて会計が組まれるような、そういった性質のところがございます。この介護特会につきまし

でも、29年度の実績をもとに予算を組むような、実際、そういう事務を行っているところでございます。

今回、特に感じているのは、施設介護サービスの部分でございますが、こちら、最近、居宅から施設のほうにサービスを求める方が移行している、そういうような状況を実際感じているところでございます。

そういった中で、施設介護の部分がかかなり伸びているというのは感じているところでございます。実際、このように予算以上のものが出てきたということは、それだけそちらの方向に需要のほうに移ってきているというふうに考えるところでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 状況、よくわかりました。

一方で、国の政策としては居宅のほうにというふうな政策をとっているわけなんですけれども、本村においては、それと状況的には逆行するような状況であると。その辺、状況的に居宅で介護するというか、そういったこと自身が行き詰まっている状況にあるんじゃないかなと思われるわけなんですけれども、その辺の状況分析あるいは今後の見通し等についてお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 国の方針、それから、だとしても、できる限り居宅で住みなれた自宅で過ごしていただきたいというのは思っているところでございます。

そういった中で、実際、自宅で過ごしたいという意思があったとしても、介護度が上がってくれば、もう施設に頼らざるを得ないという、そういう部分もまた出てきます。そういった点も踏まえてですが、もし自宅での生活が可能であるならば、そういう方にはなるべく居宅のほうでやっていただきたい、そういうふうに私どものほうでもお願いしていきたいと、今はそういうふうに考えているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 状況に応じて施策を組んでいただいているというのは理解をしておりますけれども、それにしても、昨今の状況の中で、施設介護がこれからもふえていくんじゃないかなと。ひとり暮らし等を考えますと、そういった点で、そうした方向性に対する十分な予算措置というのをお願いしておきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 答弁いいですね。

ほかにございせんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

8項目め、終了します。

9項目め、平成30年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、報告第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎報告第2号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、報告第2号 平成30年度青木村土地開発公社事業報告についてを議題とし、質疑に入ります。

居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 昨年も同様な質問をさせていただきましたんで、昨年以降、どのように対応されたかどうかということをお聞きをいたしますが、8ページのところで、未収収益207万2,224円がのっております、これは長きにわたってこのまま来ております。こ

これは、昨年、今申し上げたとおり、御質問をさせていただきました。それで、これについて新たな対応あるいはどのようにされたのかどうか、まずお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 昨年につきましても、この点につきましてお話がございました。

それにつきまして、ごらんとおり、長期間にわたり滞納の関係がございまして、また、改めて当人の方と話し合いの場を設けまして進めております。これにつきましては、先々日ですか、議会の全員協議会においても、一応途中でございしますが、報告をさせていただいておりますが、現在、また法的な措置ということで、法的に措置等を今検討し、調停の関係で動いているところでございます。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） これはこだわるわけじゃありませんけれども、これ、長きにわたってずっと来ていると。本来、民間ではあり得ないことでありますので、今お聞きをしたわけです。

もう民間であれば、当然ながらそういう方法、手段はとります。これ、自治体だからといって、決して許されないものであると、このように思いましたので今お聞きをしました。

それから、もう1点、よろしいですか。

○議長（宮下壽章君） はい。

○7番（居鶴貞美君） それで、この決算書を見まして、当期利益も12万3,000円出ておりまして、それでこの開発公社が今後村としてどのように取り組んでいくのか。これだけ見ると、余り活動が感じられないと。もっとこの開発公社を活用して、村の発展のためにという、そういうことでありますので、その点についてお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） まず、1点目の長期にわたる未収入があるわけですがけれども、それについて、私のほうからも答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、これは青木村の優しさがこういう形に結果としてなっているわけですがけれども、私どもも毎年、あるいは月々に来てもらったり、あるいは行ったりして、手紙をやりとりしながら、この回収について、あるいは部分的にも払ってもらいたいということで、毎年取り組んできました。

しかし、そうはいいながらも、御質問にありましたように、もう待てない状況であります。

公平性の点から見ても、これは待てないんで、法的なところで訴えるということで、前回、全員協議会に御報告し、今、弁護士を入れて調停という形になるのかどうかわかりませんが、今、話を進めている真っ最中でございます。

それから、土地開発公社の今後についてですけれども、今何をやっているかについてですけれども、御案内のとおり、土地を公社が借りて、そして民間の、特に工業系の工場に貸して、それで公社の存在というのは、大変今でも意義があるわけでありまして。

今後、この公社についての活用についてでありますけれども、そういった今までの継続してやっていくほかに、工業団地の造成がありまして、それが公社がやるか、あるいは特別会計をつくったほうがいいのか、それが地主さんにとって、あるいは行政にとって、あるいは全体として見ていいかどうかということをお検討し始めているところであります。

公社が必ず、今制度とか、変わってきておりますので、工業団地の造成を公社がやったほうがメリットがあるのか、そういうようなことも含めて、公社のあり方については考えているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） ありがとうございます。

附属明細に預金で1億円ございます。それに関しまして、資料もありますけれども、この1億円、これは非常に運用の仕方においては、かなりリスクを負わないでやれる方法もあろうかと、このように思いますが、今、1億円、7ページを見ておわかりのとおり、普通預金、定期預金、預り金ですね。これの運用について、今後ですが、お考えなのかどうかをお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 1億円という多額の金をお預かりして、これ運用なんですから、昔、よくこの議会でも出ましたように、マイカルの失敗があります。マイカル、御案内のとおりですね。これ、広域連合の話でありますけれども、身近で起こった例であります。ですから、私どもは元本が必ず保証されるという形のをまず第一優先で考えております。

いろいろこの1億円には限らず、村に対して、今まで持っている基金についていろいろ話を積極的にいただく銀行もありますけれども、金融機関もありますけれども、ちょっと全体が今御案内のとおり、わずかな金利でありますので、まず確実性を見込んでということで、余り冒険はとらないことを基本にしております。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

○7番（居鶴貞美君） はい。

○議長（宮下壽章君） ほかにございませんか。

杓掛議員。

○6番（杓掛計三君） 4ページの事業収益ですけれども、28万ほど出ていますけれども、どんな事業で収益が上がってきているのか、どんな事業をやったのか。

それともう一つ、完成土地ですけれども、これ明細書の中で白山霊園はわかります。わかりますけれども、あと望岳のほうに八百何万という、なるべくだったら土地というものは、でき上がったら早く処分していくというのが、塩漬けにならない土地という中では必要かと思えますけれども、ここら辺、この業者について、私、説明を聞き落としたかもしれないですけれども、御説明願えればと思います。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 完成土地ということでございますけれども、全体の土地開発公社の運営の中で、今後も理事会などを開きまして、また検討させていただきたいと思えます。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

質疑を終結、討論省略、報告第2号の採決を行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

よって、報告第2号 平成30年度青木村土地開発公社事業報告については、原案のとおり承認されました。

◎報告第3号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 報告第3号 平成30年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木

村一般会計)を議題とし、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(宮下壽章君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

質疑を終結、討論を省略、報告第3号の採決を行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長(宮下壽章君) 全員賛成。

よって、報告第3号 平成30年度繰越明許費繰越計算書の報告について(青木村一般会計)は、原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長(宮下壽章君) 議案第1号 青木村森林環境譲与税基金条例についてを議題とし、質疑を行います。

沓掛議員。

○6番(沓掛計三君) きょうちょっと私、うちに資料を置いてきちゃって、この間、細かい資料を出させてもらって、置いてきちゃったんですけれども、この森林環境譲与税、今回415万ですか、これについては今年度は何もやらなくてもよく、ただ、基金に積み立てなさいという趣旨になるのかと思います。

その後、令和三十何年までとか、とてつもなく長い間ずっと、この事業を細かく分けて、ソフト事業から始まっていろいろな事業を分けて、区画 するには額が安いと思うんですけども、年間に60万とか80万とかしか使えないような事業関係になっておりますもので、そこら辺のところを、この事業、だからソフト事業が私心配だと言ったのがそこなんですけれども、これからこの事業実施に当たって、実際青木村としてどんな事業をやっていくのかどうか、ここら辺もう少し、あれだけ長年の表が、見通しという書き方でありませうけれども、長年の表を国から提示されたものだと思いますけれども、あの表の事業をあんな細かく分けられて、実際、青木村でやっていかれるのかどうか。これからどんなふうにするのか、

もう少し詳しい説明を願えればと思います。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 森林環境譲与税を使いましての今後の考え方なんですが、基本的には半分は、環境税のもととなる荒れた森林の整備に伴うものに活用したいと考えておりますが、残りの半分、市町村独自で利用していくということでございます。金額もなかなか村の場合には、そうはいいまして、使えるのも、やはり独自で使えるのは大体200万程度、ここ数年は200万程度。徐々に上がっていくわけでございますけれども、使い方としましては、森林環境税についての使うものにつきましては、既存の施策の予算には充当できないということでございます。

あと新規の施策等の事業量を確実に増加させる施策ということでございますが、その中で、林務関係の使い方といいまして人材育成の関係、市町村における専任職員、地域林政アドバイザー、1つはそういうような関係、または建築物ですね。木材料の促進ということで、そちらも今後、それにも利用ができるということでございますが、市町村みずから整備する公共建築物に関するもの、または、バイオマスエネルギーの利用促進、または普及啓発ということでございます。

今後の森林教育、植樹活動につきましても、そういうものが充てられるようでございますが、具体的には、今年度は積み立てをさせていただきまして、この間に来年度以降に向けまして具体的にこれから方策を、さらに細かく検討していくところでございます。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） あの表から追うと、市町村が使える金400万のうち200万は市町村で使えるというようになっているかと思えます。そのほかに、アンケート調査、何調査とか、そういうような調査とか、地区区画とかいうので、あの金は絶対多くたまっていかないようになっております、絶対に。その年度に使う金、細かくある程度、見本といえればそれだけですけれども、使うようになっちゃっておりますもので、それに沿った予算をこれから組みながら、その事業をやっていくということ自身が私は大変ではないかなという感じを持っております。

何か広域でというような話もありましたけれども、この事業は国からの税金の中で受け入れということであるのであれば、それは受け入れざるを得ないかもしれないですけれども、この事業については、慎重に、担当者のほうもよく研究してもらって、有意義に使っていただければと思いますので、お願いします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 増税ですよ。1人当たり1,000円。そういうことで、そのほう、何に使うのかというのを相当議論した結果、その結果、市町村にこういうような、私ども足かせというふうに思っておりますけれども、なっているというふうに思っております。

よく言えば、善意で言えば、国土を守っていく、いわゆる山を守ることは国土を守っていくことでありますので、そういう意味ではいいんですけれども、もう少し、1つは半分の経営管理をしっかりやりなさいというのはよくわかるんですけれども、あとは市町村の独自性に任せてほしいと、こういうふうに思うんです。

例えば松くい虫に使わせてほしいと。県の500円もそうなんですけれども、森林環境税もそうなんですけれども、ポスターだとか、シンポジウムだとか、それは不必要だとは言いませんけれども、私どもの村で何が一番必要かというのは、松くい虫の抜倒駆除なんです。そういうことを優先しないでやっているから、県の皆さんにもお願いしましたし、数日前に県の幹部が来られたときに、そういうような、だから、例えば松くい虫がたくさんあってもやっていないところが、松くい虫の抜倒駆除ができる。だけれども、私どもの村はやっていながらできないという、こういうことになるわけですよ。そんなばかなことはないでしょうというふうに、顔を引きつらさせてお願いをしたところなんですけれども、制度ができたばかりで、今後いろいろ改善があったり、いろいろ意見聴取の場があると思いますので、そこは強く言っていきたいと思っております。

国の皆さんは、ちょっと答弁が長くなって恐縮ですけれども、どうしてもこういうような、今までやっていたところ、例えば、ちょっと余談になってしまいますけれども、私どもはもうとにかく日本一少ない職員でやっている。これは、職員を減らさないで、こう国は言うわけですよ。同じ人口で同じ条件で、例えば川上村なんかは10人ぐらい多いですよ。川上村は5名減らしたから、おまえんとかよくやったと。青木村はもう四十何名で1人ふやせば、ふやしたじゃないかと、こういうことになるんですよ。だから、ペナルティーはとられませんけれども、いろいろなところで褒めてもらえないと、こういうようなことが、いろいろなところで、私この6年間、思うんで、それは声を大きくして、実情を訴えていきたいというふうに強く思っております。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） 私が心配したのは、あんなに細かく項目を分けられちゃうと、非常に使いにくい資金だなと思ったもので、改めてお聞きしたもので、今、村長さんが言われたよ

うな使い方をして、有効に使っていただければと思います。

○議長（宮下壽章君） ほかにございませんか。

堀内議員。

○9番（堀内富治君） 杓掛議員と関連する内容でございますけれども、非常に私は心配はしておりますが、村長の進めていることについて、私は賛成はするわけでございますけれども、進め方について、非常に私は心配をしております。

現状はとにかく、山林の管理といったって、とても大変なことですよ。森林組合がとにかく、今大体正職員、ここにいるのが大体四、五人ですけれども、四、五人でいろいろな業務を全部担当していかなくちゃいけない。そういう面から考えましても、村はどのような形でこれから進めていくかということ、さっきも話があったんですけれども、慎重に考えていくべきだというふうに考えております。

かえって、材木で販売するとか、それから伐採をするとかいうことも結構でございますが、森林セラピーとか、そういう面へのもっと活用を工夫をしながら進めていくということが必要ではないかというふうに私は思うんです。

それから、境界の問題もありました。どこからどこまでがうちの山かなど、こんなような人がもうほとんどだと思えますよ。私も前に住んでいたところについては、森林組合が主体となって全部整理をされております。

そういうことでありますので、村としてでなくて、もっとやはりそういうような協力体制をしっかりと組んで、それから進行していくということが必要ではないかというふうに私は考えております。

なお、それからバイオマスの問題も、佐久のほうではいろいろと考えられておるようですが、あの事業にしても、とにかくかなりの技術が必要だというふうに私は考えております。

人材育成も大変重要なことでございますけれども、もっとやはり森林組合等々と十分に相談をしながら、話し合いをしながら、しっかりとこの事業ができるような、そういう時点でしっかりと対応をお願いをしていったらどうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今御質問いただきました件は、既に、先日、花見課長からも御説明を申し上げましたとおり、広域でやっていこうということになっております。青木村だけでは

なかなか職員も、技術屋さんもおりませんことから、広域の市町村の枠組みの中でやる。そして、さらに県も積極的に応援していただくということで、技術さんが既に入って検討会を進めております。

その中に、今御質問にありましたような、森林組合も既にオブザーバーという形で入っていただいておりますので、実務的には森林組合に相当数お願いすることに、半分の事業についてはなろうというふうに思っております。

森林組合は事務といいましょうか、事務課は4人でございますけれども、作業員としては10人を超える方がおりますので、そういった森林組合青木支所の皆さんにも、さらに頑張ってくださいあるいは連携をとりながら山を守る、いわゆる国土を守る、村の土地を守っていくということに努めてまいりたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） ほかにございませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、議案第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第1号 青木村森林環境譲与税基金条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、委員会付託

○議長（宮下壽章君） 議案第2号 青木村火入れに関する条例についてを議題とし、質疑に入ります。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 何点かお尋ねをしたいと思います。

まず、目的、それから、火入れの定義、それから、期待されるもの、それから、消防署との連携、整合性、とりあえずこれだけ聞きます。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 目的につきましては、やはり林野火災につきまして、予防の観点からこの制度がもともとございます。

それでは、経過的、条例の関係ということで、ちょっとお話をさせていただきますが、もともとの条例につきましては、出発は昭和の時代でございます。昭和58年に、東北地方を中心として大規模な林野火災が起こったことにより、林野火災の防止についてということが急務となり、検討されてきました。

国におきまして、従来、国の機関委任事務としていたものを、市町村に事務を移管するというので法改正が行われ、59年よりこの制度が制定されたものでございます。その関係で、許可権者が市町村長とされたところでございまして、その当時、準則に基づき適正に制定をされるよう指導をするものとするということでございます。

その経過をいろいろ踏まえる中で、この近隣の町村につきましても、既に制定はされております。それにおきまして、青木村におきましても、やはり住民の方からも条例についての問い合わせがございました。こちらもやはり火入れと野焼きという制度がございますけれども、その関係で確認しましたところ、火入れの制定がまだしておりませんでしたので、今回、この整備に至った経過でございます。

また、この期待するものにつきましては、最近、この整備によりまして、火を扱う場合の注意というか、そこら辺を住民の皆さんにもう少し意識を持っていただきたいということが一番の考えでございます。やはり、何気なくやられることもございますけれども、火を起こす場合には、消火の活動、万が一の避難体制、また消火活動についてお考えがあるかどうか、そこら辺も踏まえて、住民の皆さんに再度改めて意識を持っていただくということが一番の考えでございます。

消防署の関係につきましては、従来、野焼きの関係もございますけれども、本来は野焼きにつきましては原則禁止となっておりますが、農林業に伴うものは、それにつきましては、それは大丈夫という解釈でございます。ただし、やはり野焼きの関係でございますけれども、例えばいろんな土手などをやる場合にも、火災と紛らわしい煙、または火災を発するおそれ

のある行動ということになると、消防署に連絡を届け出させていただくことになっておりますが、こっちの連絡につきましては、従来より皆さん、土手焼きなどをやる場合にも消防署には連絡をさせていただいていると思いますが、それは従来どおりでございます。

その関係で、法的に整備していなかったものを今回整備をさせていただきまして、林野火災の防止をさらに強化させていただきたいという考えでございます。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 村と消防署がどんな連携をされるのか。例えば当事者が村へも申請する、あるいは消防署にも申請しなきゃいけないのか、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） この火入れの条例でいきますと、村に申請をさせていただいて許可をした場合には、消防署にこちらから連絡をします。通知をします。終了したときにも、こちらから連絡をしまして、消防署のほうにはその旨を報告するというふうになってございます。

なお、消防のことにつきましては、既に近隣の町村は対応しているところでございますので、その辺につきましても、私どもでは、川西消防署にも一応お話を伺いしまして、このような話をさせていただきまして、火入れに該当する場合には、こちらに報告に参りますということでお話をしております。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 住民生活にかなり、これ影響が出ると思うんですね。それで、できたら私は、この条例はないほうがいいなと、つくらないほうがいいなと思っているんですが、村の立場として、つくらないというわけにもいかないんだろうと。国とか、そういったところからいろんな指針というのがあったりすれば、つくらざるを得ないのかと思うんで、その辺村長、本音のことは言えないんだろうけれども、その辺。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 最近、山林といいますか、野焼きによる火災がふえております。ことしも、御案内のとおり、洞で1件あり、あるいは翌日、みぞれが降りましたから、幸いにしてよかったんですが、消防署の職員の皆さんも、夜を徹して、低体温で1人、救急車で運ばれる事態になりました。

それから、細谷の火事ですけれども、これはたまたま通りかかった2人がおりましたので、これがおばあさんに火が移り、少しやけどをされたんですけれども、大事故にならずに済み

ました。あの2人が通りかからなかったら、相当な事故になった、最悪なことになったんじゃないかというふうに近所の人は言っております。

そういうようなことを考えると、確かに村民は面倒なこと、今までだっただけでずっとやってきたからというふうにおっしゃるかもしれませんが、この条例をつくって、私ども条例をつくることによって、いろんところでPRしやすくなりますし、議会の皆さんから御同意を当然得てこれをつくるわけですから、そういった位置づけもあるわけであります。

それから、村民の人から、村民か村民外かはっきりしないんですけども、メールが来まして、何で青木村はないんですかというようなことも言われております。

というのは、上田は最近かもしれませんけれども、ほかの市町村は全部やっておりますし、もともと法律上、これは、条例でつくらなければならないという規定になっておりますので、そこのところは、実効性はどうかと言われると、100%、これで山火事はなくなります、野焼きの火事がなくなりますということは、それは哲学的には言えないわけでありますけれども、そういった問題の喚起をすとか、問題意識を持ってもらう、議員さん、全部賛成していただいてつくったというのは、大変大きな意義があるというふうに思っておりますので、今回提案をさせていただきました。

○議長（宮下壽章君） 山本議員、いいですか。

○10番（山本 悟君） はい。

○議長（宮下壽章君） 沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） 議長、ここで休憩をとってもらって、全協でもう少し、この事業について内容を話ししたらどうですか。

○議長（宮下壽章君） この意見に関して、皆さんいかがでしょうか。
賛成ですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） では、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時41分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

この件に関しまして、質疑ありますでしょうか。

小林議員。

○8番（小林和雄君） この火入れに関する条例案についてでございますけれども、この条例案は非常に青木村の村民全員が関係してくる条例案でございます、村民に対して非常に身近でもあるわけでございます。その割にしては、非常に荒っぽいような条例案であるわけでございますが、田んぼの土手焼き等についても、実際には、少しぐらいの土手焼きでも、この条例にひっかかってくるというようなこととなりますので、非常にいろいろ、例えば問題がありまして、1ヘクタールまで15人を用意しろと。15人の人たちをそこへ見張りをつけろと。それから、火をたく場所についての緩衝帯を5メートルとか10メートルをつけろと、そういうようなことで、非常に森林法で縛られた、青木村の圃場整備の真ん中で火をたくにも、森林法で縛られるのは、ちょっと無理があるんじゃないかというふうに思うわけでございます。

また、このままの条例案を村民の皆さんに示した場合に、議員は何をやっているんだと、このまま賛成しちゃったのかというようなことにもなるわけございまして、私はこの条例案については、継続審議していただきたいというふうに動議をおっしゃりたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（宮下壽章君） 今、小林議員のほうから継続審議という動議が入りましたが、ほかに御意見ございますでしょうか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 賛成です。

○議長（宮下壽章君） 山本議員のほうからも、継続審議について賛同の意見がございました。議員からの動議に関して、賛同者1名以上が必要ということでございますから、この件に関しては、継続審議ということで決定したいと思いますが、皆さん、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） それでは、継続審議ということで決定いたします。

これに関しまして、付託先でございますが、総務建設委員会に付託いたしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） この件に関しましては、継続審査にすることにいたします。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） それでは、引き続き、議案第3号 青木村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑ある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、議案第3号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第3号 青木村介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 議案第4号 令和元年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 15ページの観光費についてお聞きをいたします。

この関係は、五島慶太翁の関係だという御説明をいただいております。それで、まず確認をさせていただきますが、当初予算におきまして、クラウドファンディング寄附金280万の計上がされております。これにつきましては、イベント委託料、こちらに充てると、このようになっております。

それで、クラウドファンディング、現在の状況、どのくらい、何件、どのくらい、金額になっているのかどうか、まず、お聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） 現時点でクラウドファンディングにつきましては、63件、63万円でございます。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 8月14日までに350万と、目標金額になっておいでになります。ただいまの金額をお聞きしますと、私は今、もう既に200万以上になっているのかななんて思っていました。それはさておいて、じゃ、今後の目標の達成見通しについて、今どのように判断されているのかどうかお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 五島慶太翁の件につきましては、クラウドのほかにも一般寄附金あるいはふるさと納税、いろいろやっております。

参考までに申し上げますと、去年は13件、209万円、ことしは既に139万円、そのほかです。クラウドのほか入っております。8月14日までありますので、もう少しPRをしなければいけない点があるのかもしれませんが、それを目標額を目指してお願いをしております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この関係につきましては、私の知り合い、村外の方も協力をしていると、こういう声も実はあります。

それで、前回もお聞きしましたんですが、ただいまの話だと、1万円が63人と、このように判断するんですが、これは5,000円と1万円がありまして、1つに、村民の皆さんにちょっとPRあるいはそういう働きが少し弱いのかなというふうには感じております。

それで、クラウドファンディングの場合は、未達で終わりということも、通常の場合は、未達の場合は、民間でやる場合は、クラウドファンディングは未達成の場合はそのまま終わりということになるんですが、今回は集まった金額と、このようになるということのようで

ありますけれども、既にこれ2カ月ぐらいになって、あと8月14日と、もうわずかなんですが、御承知のとおり、我々は寄附ということが、我々議員はちょっとできないということがありますので、方法を少し考えていかなくちゃいけないというふうには考えておりますけれども、要は今の63万を350万にするには、今までの活動にプラス強力な、そういう村民の皆さんのPRあるいはホームページ等のあれもしようかなと思いますが、重ねてといたしますか、これ、必ず350万達成するんだという、そういう意気込みでこれからも取り組みをされるというふうに思いますが、その点につきまして、意気込み等をお聞きをしたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） そうですね、もう少し集まるかなというふうに思っていたんですけども、クラウドが一つの目的でありますけれども、もう一つ、五島慶太翁の顕彰運動を一生懸命PRするのも目的の一つでありますので、思いのほか、村民の皆さんあるいは村に関係した皆さん、クラウドのほかにも1人で100万円とか、多額の金を寄附していただいている人がいますので、クラウドに限らず、そういった顕彰運動の中でお願いできるものはしていきたいというふうに思っております。

8月14日まで、今63だけど、350大丈夫かということでもありますけれども、大分PRも4月からやっておりますので、PRの効果も出てきましたので、もう少し今までの方法に、プラスするものがあればプラスいたしますけれども、このお願いをしまいたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） いいですか。

○7番（居鶴貞美君） はい。

○議長（宮下壽章君） ほかにございませんか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 13、14ページをお願いします。

農業費の中の農業振興費、真ん中当たりですが、その中の説明の中で、052信州農業生産力強化対策事業補助金451万3,000円というんですけれども、これどんな事業なのか、もう一度御説明をお願いします。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） この事業につきましては、現在、ソバの乾燥調整施設の増設でございます。物はJA信州うえだの青木ライスセンターでございますJAの信州うえだの物件でございますが、今1台で稼動してございます。その関係で、1台ですと、現在、

タチアカネのソバ、またほかのソバなど、収量がふえてきている中で、全て賄うに、ソバの収穫から45日間かかって全ての乾燥調整を行っている状況でございます。

ソバにつきましては、収穫後数日、あるいはその収穫と同時に、早目にさせていただいたほうが、普通、良質な品質が保たれるという中で、今後の量の確保もごきますけれども、それを短縮させるために、もう1台を増設させていただきまして、それを効率のいい乾燥をさせていきたいという、JA信州うえだのほうに設置をするための、村から助成をするという形でございます。

なお、この事業につきましては、県の助成金をいただきまして、そこにあと村の分をいただくわけでございます。

なお、その後、ソバの乾燥につきましては、一部、上田地区のソバも部分的に利用しているところもごきますので、これにつきましては、上田市さんのほうでも助成をしていただくような形で、今進めているところでございます。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 大体わかりました。45日間という中で、できるだけ品質のよいものを上げるためには、やっぱり時間的に早く乾燥させなくちゃいけないということで、農協がおやりになっているところへ補助金という形のようなんですが、例えば能力的には、今あるのと同じものを買うんですか。そうすることによって、もっと増産になっても対応できるかどうか。3年たったら、またもう1台買わなきゃいけないわなんて、そんなことのないように、どうなんですか。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） それにつきましては、現在の機能から約2.25倍ということでございますので、かなり余力がございます。また、青木村の場合、タチアカネにつきましては、ソバの推進、また、一部は普通の、大分高級化でソバをつくっている方もいらっしゃいますけれども、全体を含めた中で計算させていただいておりますので、十分対応できる機能を備える予定でございます。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） これ、何割補助になるんですか。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 基本的には補助残の2分の1を想定しております。

○10番（山本 悟君） わかりました。

○議長（宮下壽章君） ほかにございますか。

松澤議員。

○3番（松澤正登君） お願いします。

11、12ページで、地方創生プロジェクト事業の中の13の委託料について、ちょっと私、聞いていたと思うんですけども、ちょっと理解できないことがございますので、もう一度委託料について御説明をお願いしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 委託料の関係でございますが、地方創生の交付金が追加で交付決定になったものでございまして、タチアカネの成長戦略というようなことで委託料を上げさせていただいております。

中身につきましては、全体では事業費としては1,550万円、そこへ交付金が7,750万円という内容でございます。具体的には、ほかのソバとの差別化を図るための成長戦略の策定ということで、その策定の経費等で400万円、それから、それにかかわって差別化の宣伝広告等の経費ということで600万円ですね。CM等で300万、またイベント等の実施経費ということで300万と合わせて600万円、それから、推進組織の強化ということで、キッチンカーを使ったPR等のキャラバン隊の育成ですとか、あるいは村内のそば打ちの職人の育成というような形で、こちらに200万円、それから、拠点整備というようなことで50万円、合わせて250万円、それから、4つ目でございますが、ソバの差別化を図るため、ソバのさらなる品質向上と加工品等の開発経費ということで300万円、それが内訳となっております。

失礼いたしました。交付金につきましては775万円でございます。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ありがとうございます。

ちょっと私の聞き間違いかどうかあれですけども、キャラバンとかイベントの中で東京ドームというのが出てきたように聞いていますけれども、その辺何かあるんでしょうか。お願いします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 申しわけございません。1点、落としておりましたが、説明の中で申し上げましたけれども、東京ドームの巨人戦のナイターですね。川上村さんなんかベジタブルナイターというような形で協賛をして、全国的にPRをしてい

る例がございますが、青木村もソバ、タチアカネナイターというような形で、ナイターを青木村の協賛で実施していきたいということでございます。こちらが324万円でございます。試合では、東京ドームで5万人の来場者がございます。あわせてテレビ放送等で約80万人がそのテレビを見ているということの中で、このPR効果があるだろうということで、こちらについては、元気づくり支援金を導入して実施したいということで計画をしてございます。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 申しおくれましたけれども、東京ドームに行って、キッチンカーなんかも持って行ってやるんですか。

○議長（宮下壽章君） 塩澤事業推進室係長。

○総務企画課事業推進室係長（塩澤和宏君） それでは、東京ドームで実際行われるそのPR内容について、もう少し説明させていただきます。

まず、メイン会場の入り口にタチアカネのPRするポスターの表示、これは前日の試合が終わってから、その日の試合が終わるまで展示をさせていただきます。それと、ラッキーカードの配布ということで、来場される4万人に対しまして、プレゼントが当たる、CMの告知ができるラッキーカードの配布、それと、オーロラビジョンでのCM、これが試合前3回、試合中1回、あと投球表示の中に、カウント、ストライク、ボールの表示があるんですが、それについてはタチアカネナイターの表示が試合中、全て表示されます。あとチラシの配布が1万2,000部、あとメイン入り口でののぼりポスターのPR、あと試合前とラッキーセブンの前に、アオキノコちゃんによるグラウンド上でのPR、あと巨人軍のホームページでのCM告知というようなものが主な内容ですが、試合前に、試合の期間前後1週間に、東京ドームホテルの食堂において、タチアカネ関連の食材を使ったPRもあわせてできるということが主な内容になっております。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ありがとうございます。

これには、あれですか、住民とか、また役場の職員、関係する職員が参加すると思うんですが、何人ぐらいで行くんですか。

○議長（宮下壽章君） 塩澤事業推進室係長。

○総務企画課事業推進室係長（塩澤和宏君） 詳細につきましては、補助金の決定後、詰めていきたいと思いますが、ある程度のスタッフはこちらの委託料に入っておりますので、携わ

っている方、生産者ですとか、おそば屋さんを中心に、チラシの配布にあわせたアンケートも実施したいと思っておりますので、実際、こういう形でつくっていますよというようなアピールをする中で、タチアカネのよさを知っていただきたいなと思っておりますので、今のところ30人程度のバスの借り上げと10人分の新幹線の旅費をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ありがとうございます。

ぜひ頑張ってください、ぜひPRが成功するようにお祈りしております。ありがとうございました。

○議長（宮下壽章君） ほかに質疑ございませんか。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 11ページの項4の戸籍住民基本台帳費の部分ですけれども、説明の中に、中長期在留者の分であるというふうな御説明がありましたけれども、このことにかかわって、詳細を説明いただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 上原住民福祉課係長。

○住民福祉課住民福祉係長（上原博信君） それでは、よろしく申し上げます。

中長期在留者という方がおりまして、在留カードを持っている外国人の方でございますけれども、青木村に約30名の方がいらっしゃいまして、その方に係る事務手続に関する委託料を国からいただいてやっておるわけですけれども、それに関しまして、実績に基づきまして返還金が発生しましたので、返還するものでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） もう1点、別の件でお伺いいたします。

15ページ、消防費にかかわる部分ですけれども、備品購入費として防災用エアテントというふうな説明がございました。そのエアテントの設置箇所とか個数とか、活用方法についてお願いしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 宮澤庶務係長。

○総務企画課庶務係長（宮澤俊博君） 御質問のエアテントの件でございますけれども、個数は1個を想定しております。4メートル、4メートルの高さが2.5メートルのかまぼこ型のようなエアテントを想定しておりまして、こちらを、例えば建物が地震等で損壊した場合で

すとか、そういった際に、小さ目の会議室を緊急で建てる際に使用するというような形で、そこに災害対策本部ですとか、消防団の現場本部ですとか、そういったものを想定しております。ですので、このサイズが入る平らな場所でしたら、どこでも建てることのできるということで考えております。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 非常時に対して、そうした備えをしていただいていることについては、大変重要なことかなというふうに思っております。

きのうの一般質問でも、答弁の中で、災害時の備品あるいは備蓄品等について御説明がございました。実は、過日、ある方から災害用のトイレは準備されているのかというふうな質問をお受けをしました。ふるさと公園等で活用できるようなトイレが十分できているというふうなことをお聞きしているわけですけれども、その方からは、その上に載せるトイレといえますか、個人用のテントがあつて、中に簡易用の便器があつて、マンホールにすぐにかぶせられる、そんなふうなものがあるだけけれども、そういったものは、村のほうではあるのか。あるいは、ふるさと公園だけではなくて、例えば非常用の避難地になっている各公民館であるとか、そういったところでのそうしたものについては準備されているのか、その辺についてお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 宮澤庶務係長。

○総務企画課庶務係長（宮澤俊博君） お尋ねの簡易用のトイレでございますけれども、議員さんのほうからお話があったような、まさにタイプだと思うんですけれども、簡易トイレの上にテントを張るような形のものでございまして、そちらに紙製で便をした際もすぐに取りかえられてというものが300回分用意されております。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今の説明は、そのままそこで処理できるというものになるんですね。その方からの提案では、下に便槽があつて、ふるさと公園はそういう形かなと思うんですけれども、そこへ落とし込むことができるような、そういうタイプのものを紹介されたんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） よく御質問の趣旨はわかります。社会福祉協

議会にもございますし、道の駅の防災倉庫の中にもそういったものは完備してございます。

ふるさと公園の場合には、もう既にマンホールというか、設置場所が限られていて、そこに便器を設置してテントを張ってというのが4基だったかな、5基ですか、用意されております。

今後、またそんなようなものを地区でも、ことし買いたいというような地区もあります。各地区でも御準備いただいているところもあるようでございますけれども、村としましても、あとは連携協定の中で、被災した際には、そういうものもリースいただける、貸していただけるというような協定も結んでございます。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

○議長（宮下壽章君） ほかにございませんか。

杳掛議員。

○6番（杳掛計三君） 14ページなんですけれども、有害鳥駆除対策協議会交付金、この内容をもう少し教えていただけますか。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 各地区、毎年、要望いただきまして、各地区に有害鳥獣柵のネットを張っていただいております。鉄格子のものです。その関係でございます。

今年度につきまして、この4月より単価が大分値上がり、鉄の関係で値上がりをしておりまして、その関係の補正もさせていただいております。また、ほかの地区でも追加で要望があったところですが、短い距離でございますが、その分も一緒にあわせて追加をさせていただいたものでございます。

○議長（宮下壽章君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、議案第4号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第4号 令和元年度青木村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 議案第5号 令和元年度青木村別荘事業特別会計補正予算についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

堀内議員。

○9番（堀内富治君） 別荘の道路につきましては、大体毎年継続的ではありますけれども、補修、修理をしてまいったというふうに考えておりますけれども、本年も3カ所、道路の補修をするというような計画が出ておりますが、どの辺の道路であって、どういう状況であるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 塩澤事業推進室係長。

○総務企画課事業推進室係長（塩澤和宏君） お答えを申し上げます。

この箇所につきましては、具体的に言いますと、一番大きいところは管理事務所の登り上げる少し手前の部分がかかなりひびが入っておりまして、その、まず、メイン道路でありますので、修繕したいということで、設計はしておるところなんですけれども、予定箇所までいくかどうかわからないんですが、かなりの費用がかかりますので、別荘のこちらの予算と合わせて、修繕料も用いて3カ所を修繕したいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 毎年というふうに私は記憶しているんですけれども、これからも大きな工事があったら、もっと一括対応したらどうかというふうに私は思うんですが、どうですか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） できればそんなふうにしていきたいというのが、一番のあれでございますけれども、御承知のとおり、別荘の関係については、管理収入をもとに予算組みのほうをさせていただいているところでございます。

そんなこともありまして、基金も創設をさせていただいております。ですので、そのような大きな事業、工事が必要になった場合には、そんなような積み立てた基金を活用して、予算を組まさせていただくようなことで対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○9番（堀内富治君） わかりました。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 92ページをお願いします。

事業費の中の備品購入費、コピー機ということなんですが、これは買い取りなのかリースなのか。買い取りにしては随分安いなど。リースにしては高いなど。それから利用頻度、その3つをお尋ねします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 今回のものについては、買い取りでございます。別荘の管理事務所、通常2名の体制でございます。役場とかで使うようなものとは頻度も量も違いますので、最低限度の機能を備えたものということで、この金額で購入したいということでございます。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 例えばA4しかとれないよとか、カラーはないよとか、それはあれですか、買い取りで、リースじゃなくて。買い取りとリースのどっちが経費として安いのかというのは、それは検討はされたんですか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） ちょっと私の認識があれだったんですけども、コピー機という名の複合機といいますか、プリンター、コピーも当然できますし……。

○10番（山本 悟君） ロール紙のやつか。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） いや、普通紙ですけども、プリンターですね、要は。そういった御理解をいただければと思います。すみませんでした。

○10番（山本 悟君） わかりました。

○議長（宮下壽章君） ほかにございませんか。

[発言する声なし]

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（宮下壽章君） 討論終結、議案第5号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第5号 令和元年度青木村別荘事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、請願第1号 日米地位協定の抜本の見直しならびに米軍基地負担の軽減を求める請願についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

[「なし」の声あり]

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

請願第1号は原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（宮下壽章君） 賛成多数。

請願第1号 日米地位協定の抜本の見直しならびに米軍基地負担の軽減を求める請願については、原案のとおり採択することに決定しました。

◎請願第2号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、請願第2号 沖縄の民意を尊重し辺野古新基地建設工事を中断して再検討することを求める請願についてを議題とし、質疑を行います。

質疑ありますでしょうか。

[「なし」の声あり]

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） この反対というのは、さっきの委員長報告についての反対ですか、それとも、全体の反対ですか。

○議長（宮下壽章君） 委員長のほうのあれが先ほど報告ありましたけれども、それに対してということ。

○6番（沓掛計三君） それに対しては、反対ではございません。

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

沓掛議員。

○6番（沓掛計三君） 私も総務建設委員会の中で審議させていただきました。大戦から長期にわたり基地問題で、沖縄の皆さんには本当に御迷惑をかけてきたこと、日本国国民の一人として、まことに申しわけなかったなと思っております。

特に、世界でも一番危険な基地と言われている普天間基地には、早期の返還、移設が確実に必要であるということを感じております。

しかし、現在の日本を取り巻く情勢というのは、中国の東シナ海や尖閣への進出、また、沖縄付近を通過しての太平洋側への進出等、中国はもうとてつもない軍事力を持って動いております。また、北朝鮮、また、韓国についても、どのような動きをするかわからない状況でございます。

このような情勢の中で、沖縄県の島というのは、どうしても日本で重要な位置している島でございます。そして、一番危険な普天間基地の返還を行うに当たり、長期にわたって国と沖縄で話し合ってきました。橋本龍太郎首相のころからかと思えます。

そんなことで、なかなか普天間基地の固定化を解除できなかつたと。それについて、その代替として、今言った辺野古のほうへの移転ということでございました。

これについて、この間、県民投票を行ったということでございます。県は2択から3択へもち、
が投票についてはやらないという意見を出しましたけれども、3択をもちまして、実施してもらおうような形をとったということでございます。

県民投票の結果については、115万3,591人の有権者のうち投票率が52.48%、投票総数が60万5,385ということで、有効投票が60万票ほど、賛成が11万4,933、18.99%、反対が43万4,273、71.74%という、どちらでもよいというのが5万2,000ほどです。

私は、この県民投票なんですけれども、実際、私、投票率の低さに驚きました。もっと高くなるべきかなという感じを持ちました。実際に有権者で賛成者を割り出すと、37.64%ぐらいですか、ということでございます。このことから、国民の絶対的な民意というのはなかなか言いにくい部分があるのかなという感じを持っています。

やはり、沖縄県民の皆さんにも生活の問題点とか、反対しにくいというような御意見、私はちょっとこの間沖縄のほうのを、正式じゃないけれども、何人かに聞いたけれども、なかなか、記憶にはないというのと、反対してもしょうがないのかなというような意見を聞きました。単純になかなか反対とは言えないという部分も持っているというようなことでございます。

そして、私たちはこの問題を今回かけられたわけなんですけれども、どのように審議していいか、報道で知る限りの話しかできないという中で、なかなか県民の本意をつかむことができないということのため、なかなか議論も深めることもできないのではないかという考え方で。また、外交国防について、一議会が、なかなか十分な検討材料がない中で検討することは、非常に難しい問題であるなということを、もろに今回、私も大分勉強させていただいたんですけれども、感じました。

そのほか、日本国には他にも多くの基地がございます。それぞれの基地については、住民の皆さんに多大な迷惑をかけております。特に横田基地等々については、騒音がすばらしくひどいものだと思っております。それでも我慢していただきながら、日本国全体を守っていただいているということでございます。

今、この辺野古基地への移転は中断ではなく、危険な普天間基地の早期の返還を実施するためには、国として県民へ十分説明した中でやっていくべきと私は考えておりますけれども、今これを中断したら、またもとのもくあみになってしまうんじゃないかと。いつまでも危険な普天間基地が残り切ってしまうんじゃないかということもありますもので、私としては、この請願については、委員会報告どおり採択とさせていただければということで、私の討論といたします。

○議長（宮下壽章君） ほかにございますでしょうか。

ございませんか。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 議長の進行では、委員長報告に対して賛成、反対というとり方だったと思うんですけども、本請願に対しての賛成、反対というとり方はしないんでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 請願に対してですか。

○2番（坂井 弘君） はい。

○議長（宮下壽章君） 許します。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

請願に対し、賛成の立場で意見を申し述べます。

私は、既に紹介議員の一人として提案申し上げておりますので、そのことについて、再度ここでというふうなことは、時間もかかりますので、その意は酌み取っていただいて申し述べないこととしますが、最後に、先ほどの沓掛議員からの御発言、それを踏まえて若干申し述べておきたいというふうに思います。

最後に、沓掛議員のほうからは、今ここで中断しては前に進まない、十分に沖縄の県民に政府としての説明を加えているところだというふうな御発言があったかと思いますが、十分な説明、沖縄県民の理解を得てというふうに政府は言っておりますが、果たしてそうでしょうか。そうであるならば、これほどまでに県民が反対をすると、ストップをかけてほしいというふうなことに声が上がってくるとは思いません。むしろそうではなく、全く聞く耳を持たない、丁寧に聞くといいながら、県民の声を無視している、そういったことに対する怒り

が今爆発しているんだというふうに思っています。

そういう面で、まさに襟を正し、十分に県民の思いを聞く、そういったものがどうしても必要なんだ。今そのことが求められているというふうに思うわけです。

提案でも申し上げましたが、この点だけ再度繰り返しますけれども、全てを中断し、反対だというふうな請願ではございません。個人的には私は全くこの請願以上に中止すべきだ、辺野古基地建設は断固としてやめるべきだ、そう思っておりますが、しかし、この請願はそうではなく、中断し、そして再検討する、そのことを求める請願であります。

したがいまして、まさに民意を聞き、真摯に話し合いをするということをもつてする、そのことが今必要だというふうに思います。そういう機会を持つべく、お願いする請願でありますので、そのことをなくしては、沖縄県民の民意を無視し、民主主義、地方自治を破壊する、そのものにつながるんだということを改めてここで強調し、請願に賛成をしたいと思っております。

以上です。

○議長（宮下壽章君） ほかにございますか。

よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

請願第2号は原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮下壽章君） 賛成多数。

請願第2号 沖縄の民意を尊重し辺野古新基地建設工事を中断して再検討することを求める請願については、原案のとおり採択することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（宮下壽章君） お諮りいたします。

本定例会に付議されました事件は全て終了しました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいが御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和元年第2回青木村議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時28分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

青木村議会議長

青木村議会議員

青木村議会議員

令和元年

第二回〔六月〕定例会

青木村議会議録

令和元年

第二回〔六月〕定例会

青木村議会議録